

平成27年 9 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成27年 9 月17日～18日・24日

場 所 第5委員会室

平成27年 9 月 17 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙1)
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (別紙2)
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会

公益財団法人宮崎県産業振興機構

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会

公益財団法人宮崎県国際交流協会

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

宮崎県道路公社

宮崎県住宅供給公社

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・ 県内経済の概況等について
- ・ 地域中核的企業の認定について
- ・ 「東九州メディカルバレー構想5周年記念大会 in NOBEOKA」の開催について
- ・ 宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定に基づく実施計画の策定について
- ・ 平成27年春季賃上げ及び夏季一時金要求・妥結状況について
- ・ 地方拠点強化税制に係る地域再生計画の策定について
- ・ 日向市細島地区にある旭化成旧ウラン濃縮研究所保管物の新たな地下保管施設の建設につ

いて

- ・ 平成26年宮崎県観光入込客統計調査結果 (概要) について
- ・ 屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備と本県への誘致について
- ・ 東京五輪等海外代表チーム事前キャンプ誘致活動報告について
- ・ ジェトロ宮崎貿易情報センターの設置について
- ・ 沿道修景美化の推進について
- ・ 県立青島亜熱帯植物園におけるネーミングライツ制度の導入について

出席委員 (8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	永 山 英 也
商工観光労働部次長	畑 山 栄 介
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
商工政策課長	日 下 雄 介
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎

労働政策課長	久松弘幸
地域雇用対策室長	天辰晋一郎
企業立地課長	日高幹夫
観光推進課長	福島清美
記紀編さん記念事業推進室長	松浦直康
オールみやざき営業課長	酒匂重久
工業技術センター所長	富山幸子
食品開発センター所長	森下敏朗
県立産業技術専門校長	田村吉彦

事務局職員出席者

総務課主幹	河野剛
議事課主任主事	沼口恭一郎

○二見委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員会資料の説明に入ります前に、まず、3

点、お礼と報告を申し上げます。1点目でありまして、まず、9月4日に延岡市で開催をいたしました東九州メディカルバレー構想5周年記念大会 in NOBEOKA についてであります。本委員会から、河野副委員長、横田委員に御出席をいただきました。まことにありがとうございます。東九州メディカルバレー構想につきましては、産学官連携による取り組みによりまして、医療機器産業への企業の新規参入等が進んでおります。また、世界初となる自動たん除去システムの開発など、新しい開発も進んでいるところでございます。今後とも、新たな成長、さらなる成長を目指してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目であります。9月2日から5日までの間、本県が出展をいたしましたミラノ国際博覧会につきましては、当委員会から二見委員長、蓬原委員、松村委員に御参加をいただきました。本当にありがとうございました。

県議会、参加の企業、それから、県民の皆様のお理解、御協力をいただきまして、盛況のうちに無事終了することができました。厚くお礼を申し上げます。

本会議でも指摘がありましたけれども、この出展をそれだけにとどまることなく、今後の輸出拡大にしっかりとつなげていく必要があると思っております。今後とも取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

3点目であります。ジェトロの宮崎貿易情報センターの設置についての御報告でございます。後ほど詳しく説明させていただきますけれども、昨日、ジェトロの副理事長が来県をされまして、知事に対し、設置決定通知書を交付し、事務所の設置が正式に決まりました。来月下旬の開設に向けて引き続き、関係機関と調整を行ってま

います。設置効果を十分に発揮できるように、ジェトロ本部等とも連携をしながら、各種事業の推進に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、商工建設常任委員会資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

本日は目次にありますように、3点、平成27年9月定例県議会提出議案、それから、2つ目で、平成27年9月定例県議会提出報告書、そして、その他の報告事項ということでございます。

ページをおめくりいただき、資料の1ページをお開きください。

今回提出させていただいております、商工観光労働部関係議案の概要でございます。議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、まず、表の下の黒ぽつでございますけれども、国庫委託事業であります新規事業「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」の実施に伴う補正でございます。

その下のぽつですけれども、地方創生交付金事業であります新規事業「食の信頼を科学する」日本一の食品開発支援拠点づくり事業」、それから、同じく新規事業で「プロスポーツキャンプ受入環境グレードアップ事業」の実施に伴う補正でございます。

それから、一番下、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業」の所要見込額の増に伴う補正をそれぞれお願いするものでございます。

上の表に戻っていただいて、商工観光労働部の一般会計歳出予算につきましては、表の左側から補正前の額635億3,545万3,000円に補正額7,967万8,000円を増額をし、補正後の額が636億1,513万1,000円となります。

議案の概要については、以上でございます。

表紙に戻っていただきまして、2番目ござ

いますが、平成27年9月定例県議会提出報告書につきましては、目次に書いております4つの法人について説明をさせていただきます。

その下、その他の報告事項につきましては、目次に記載をしております9件と本日、資料を机上に配付させていただいている2件合わせて11件について説明をいたします。

まず、目次に記載しているほうにつきましては、県内経済の概況等9件でございます。それから、机上に配付させていただいておりますのは、一つは、昨日までに取りまとめ作業が終了いたしました平成27年春季賃上げ及び夏季一時金要求・妥結状況について報告をさせていただきます。それから、もう一枚が、先ほど申し上げましたように、昨日、設置決定通知書の手交式が行われましたジェトロ宮崎貿易情報センターの設置についてでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長・室長からそれぞれ説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、以上でございます。

○二見委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 商工政策課の9月の補正予算の説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料、商工政策課のインデックスのところ、51ページをお開きください。

商工政策課の一般会計歳出予算の補正額は2,800万円の増額となっております。補正後の一般会計の額は、右から3番目の欄にございまずとおおり、571億6,612万6,000円となります。

この内訳につきましては、ページをおめくりいただきまして、53ページをお開きください。

(目) 商業振興費の(事項) 地域経済活性化支援事業費2,800万円の増額でございます。

具体的な事業の内容につきましては、委員会資料のほうで御説明を申し上げます。それでは、お手元の常任委員会資料、こちらの2ページ目をお開きいただければと思います。

新規事業「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」についてでございます。まず、1の事業の目的・背景でございますが、県内企業が新事業や新たな販路開拓などに積極的に取り組むために必要となる人材を確保できるよう、プロフェッショナル人材戦略拠点を整備し、U I Jターンによる都市部のプロフェッショナル人材を活用してもらうものでございまして、これにより企業の成長戦略の実現を促すものでございます。

なお、プロフェッショナル人材とは、下にございますとおり、新たな商品・サービスの開発、その販路開拓や生産性向上などの取り組みを通じて、企業の成長戦略を推進していく人材でございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は2,800万円で、全額国費となっております、国の地域活性化支援業務委託費を活用するものでございます。

その下、(3)の事業内容でございますけれども、こちらにございますとおり、国からの委託事業といたしまして、プロフェッショナル人材拠点の整備を行い、人材戦略マネジャーを配置し、下の流れの図にございますとおり、企業訪問を通じて、人材ニーズの把握を行い、求職者とのマッチング支援の後、アフターフォローを行うほか、④から⑥にございますとおり、協議会やセミナーの参加や開催に取り組むものでございます。

3の事業効果といたしましては、県内の中小企業において、U I Jターンによるプロフェッショナル人材の確保が図られるとともに、事業課題解決への積極的な取り組みが推進され、県内企業の成長に資することができるものと考えております。

商工政策課は、以上でございます。

○野間産業振興課長 産業振興課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

今回の補正額は3,520万円の増額補正となっております、右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は16億432万3,000円となります。

事業につきまして御説明いたします。57ページをお開きください。

(事項) 産業集積対策費の説明欄1、新規事業「食の信頼を科学する」日本一の食品開発支援拠点づくり事業」3,520万円であります。

これにつきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業、「食の信頼を科学する」日本一の食品開発支援拠点づくり事業であります。1の事業の目的・背景であります。昨年度、フードビジネス構想推進の中核施設としまして、食品開発センターにフード・オープンラボを整備しました。

このラボの機能を活用し、現在取り組んでおります県内企業への衛生管理、品質管理の指導や、センターが保有する食のおいしさの評価分析能力をさらに強化しまして、日本のトップクラスの体制を整備することにより、本県の食関連企業の取引拡大等を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1) 予算

額は3,520万円であります。(3)の事業内容であります。まず、①の衛生管理等の指導體制の強化及び取引拡大であります。現在の食品加工支援アドバイザーの資質の向上を図るための研修の受講や新たな指導人材を県内の大手・中堅企業のOBなどから発掘し、育成を行い、衛生管理・品質管理向上を目指す企業の数と質を高めてまいります。

また、福岡を拠点とする大手卸売企業と連携して、衛生管理向上の強みを生かした共同開発体制を構築し、マッチングや求評会の開催を通じまして、県内企業の取引拡大を促進してまいります。

次に、②のおいしさの評価技術の戦略的活用法の習得であります。県内企業の商品開発担当者や食品加工支援アドバイザー、官能評価を担当するセンターの職員が、フード・オープンラボの運営や、おいしさの評価を民営で戦略的に進めているオランダやフランスの海外先進クラスターを訪問しまして、運営の仕組みや評価の技法を習得することにより、県内企業の商品開発やレシピの継承等を支援してまいります。

次に、③のおいしさの評価分析機器等の導入であります。現在、センターが保有している多感覚分析システムの分析能力をさらに強化し、おいしさの評価精度を向上させるため、物性測定装置や香り成分分析装置などを新たに導入し、味を正確に数値化することにより、県内企業のレシピの再現や継承、食の嗜好性の分析等に活用してまいります。

3の事業効果であります。総合農業試験場が有している世界最先端の残留農薬分析技術とあわせ、本県産食品の安全性とおいしさを科学的に裏づけることによりまして、選ばれる宮崎の食材、宮崎の食品企業をサポートし、取引拡大

につなげることで、本県経済の活性化と県民所得の向上に寄与するものと考えております。

産業振興課からは、以上であります。

○福嶋観光推進課長 続きまして、観光推進課分の補正予算案を御説明いたします。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ59ページをお開きください。

観光推進課では、左の補正額欄にありますとおり500万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、12億2,748万6,000円となります。

61ページをお開きください。

上から5段目の(事項)スポーツランドみやぎ推進事業費にあります新規事業「プロスポーツキャンプ受入環境グレードアップ事業」について増額補正をお願いするものであります。

事業の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、プロスポーツキャンプ受入環境グレードアップ事業についてであります。まず、1の事業の目的・背景ですが、本県では、プロを初めとするトップアスリートのキャンプ誘致を行っているところであります。近年、県総合運動公園をキャンプ地とするJリーグチームから、芝の状態が非常に悪く、練習に支障が出ているとの指摘を受けているところであります。このため芝の管理を行うスポーツターフ維持管理技術者を育成し、県内全域のスポーツターフのレベルアップを図り、さらなるキャンプの誘致及び定着を促進するものであります。

次に2の事業の概要ですが、予算額は500万円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、県総合運動公園を研修場所として、県や市町村の施設を管理するものに対して、座学による研修会やグラウンドでの実地研修等を実施し、スポーツターフ維持管理技術のスキルアップを図ることにより、県内全域のグラウンドコンディションの改善につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明のオールみやざき営業課のインデックスのあります63ページをお開きください。

今回の補正は、一番上の左から2つ目の欄ですが、1,147万8,000円の増額補正でございまして、補正後の額は、右から3番目の欄、5億8,058万7,000円となります。

次の65ページをお開きください。(事項)県産品販路拡大推進事業費でございまして、説明欄1、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業1,147万8,000円につきましては、委員会資料で説明をさせていただきます。

資料をかえていただきまして、お手元の常任委員会資料の5ページをお開きください。「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業でございまして。

1の事業の目的でございまして、ふるさと宮崎応援寄附金、いわゆるふるさと納税の取り組みを積極的に進めることで、寄附の促進と本県の魅力の効果的な発信を図るものでございまして。

2の事業概要でございまして、(1)にありますとおり、当初予算におきまして、寄附者に対して、県産品等の県の魅力を伝える品を送付する。また、コンビニエンスストアでの寄附を可能とするなど、寄附しやすい環境を整えるということで、必要な予算をお願いしておりました

が、(2)の平成27年度寄附額の見込みにありますとおり、当初予算における年間の想定寄附額を3,000万円余りとしておりましたけれども、8月末現在の実績額が、件数で502件の3,074万円余りと想定額に達しましたことから、4,000万円の増額の7,000万円余りと見直すことに伴いまして、増収見込み額4,000万円を歳入に計上させていただくとともに、返礼品等の経費を増額補正するものでございます。

3の事業費でございまして、補正額1,147万8,000円で、補正後の額は2,600万円となります。

オールみやざき営業課の説明は、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○松村委員 オールみやざき営業課、ふるさと納税の件です。ようやくふるさと納税の県の方も少しずつ進んできたのかなという感じもしますが、このプレミアム付き納税みたいな寄附金、もう全国なんですけれども、この割合というか、比率というか。寄附をしていただくためにどれだけのお礼をするかという、その寄附のお礼をする率というんですか、どれぐらいまでをするということで、今回のふるさと寄附金というのはなされてるんですか。例えば1億円いただくためには、お礼の上限を10%までにするとか、そういうルールというものはあるんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 各県、また各市町村ともふるさと納税に取り組んでおりますけれども、総務省からの通達もございまして、過度な返品にならないようにという指導もございまして。そのことありまして、私どもとしては約3割の商品をお返しするという対応しているところでございます。

○松村委員 この3割の経費というのは平均的なものですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 私ども、コースと申しますか、1万円以下の場合とか、1万円から3万円の範囲、3万円から5万円の範囲、5万円から7万円、7万円から10万、10万から100万、100万以上ということでコースを分けまして、それぞれの寄附の金額に応じて約3割の金額の商品を返礼品としてお送りしているところでございます。

○松村委員 全国と見て、この数字がどうなのかということ。

○酒匂オールみやざき営業課長 失礼をいたしました。各県の取り組み状況を見ましても約3割ということが平均になっているところでございます。

○横田委員 最終的には、その差額分、税金として入ってくるわけでありがたいことだと思うんですけども、そのふるさと納税する人の目的というか、思い、これはやっぱり宮崎のために何とか使っていただきたいとの思いなのか、それとも、この商品がいいなと思ってもらえるか、それどっちにあるんでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回の制度そのものにつきましては、議員がおっしゃるとおり、ふるさとに何らかの恩返しをしたいという思いを寄附という形でなされているものでございますけれども、私どもとしては、そういった制度を活用して、県産品の魅力、あるいは宮崎県の魅力そのものをお伝えするという形で利用させていただいているところでございます。

先ほど、私、平均全国約3割だと申し上げましたけれども、申しわけございません。全国では、1割から4割それぞればらばらな状況がございます。市町村によりましては、かなり過度

な返礼をやっている事例もあるようでございまして、数値的なものは把握しておりませんが、私どもが調査した26年6月時点での調査では、約3割という自治体が多いと聞いているところでございます。

○横田委員 いずれにしても、宮崎の産品をPRする非常にいい機会だと思いますので、過度な競争にならない程度で、どんどんまたさらにふえていくような努力をお願いしたいと思えます。

○西村委員 同じようなことなんですけれども、たしか宮崎市なんか、ゴルフ場のプレー券とかもやってたと思います。全国ほかにもやっているようなところがあるんですが、ああいうものだと、プレー券をもらったら、宮崎に無理やりでも観光に来なきゃいけなくなりますよね。そういう2次的なプラスを呼ぶものじゃないと、肉が欲しい、キャビアが欲しいと、こっちから送りっぱなしになると、本来、普通に売ってても……。例えば、宮崎キャビアなんか人気があって、欲しい人がいっぱいいる、ほっておいても売れる物を、わざわざその商品に回して、これを行政が買い上げて送ってしまうということになると、欲しい人が買えなくて、全然地域のプラスにはなっていないと思うんです。それは、宮崎を売る、PRするということに対しては非常にいいかとは思いますが。もちろんもともとは税金をほかの地域の人から取るという、それが根底にあると思うんですが、先ほど申し上げたように、プラスアルファで考えていかないと、宮崎の名産だからやってしまえということになると、ほかの地域と最終的には過度なサービス合戦につながっていきかねないと思うし、県が頑張れば、綾町なんか非常に有名ですけども、県内の市町村との戦いになっていくのもまたお

かしい話かなと思いますんで、非常にこれは先ほどから懸念が出ているように、サービス合戦にもなったらいけない、プラス本来なら普通に売れる物が逆に欲しい人が手に入らないようになって困るかなということで、ここは慎重にやっていただきたいなと思います。

○酒匂オールみやざき営業課長 私ども今回の制度を通じまして、県産品のPRということ、また、今後の継続的な販売購入につながればという思いで、県産品を中心に取り組んでいるところでございます。100万円以上の寄附者に対しましては、例えば、アイザックスターンホールを貸し切ってパイプオルガンコンサートの鑑賞をしていただくとか、寄附者の希望に沿ったオリジナルの宮崎旅行を作成するカスタマイズ宮崎旅行券といった体験型の商品も準備をしているところでございます。おっしゃったそれ以外のさまざまな取り組みについても、各課と協議しながら広げていきたいと考えているところでございます。

○高橋委員 この寄附金、私は、お金持ちの方が有利な制度だと思っているものですから、粗品の記念品程度でいいんだがなと、趣旨は別にありますから。それで、頑張ってもらっちゃるんですけども、返礼品の例で完熟マンゴーからありますが、これ買おうと思ったら東京で買えますよね。私、一方で、地元限定というものがあると思うんです。完熟マンゴーでも多分あると思うんです、地元でしか出してないよというもの、そういうのもおもしろいんじゃないかなと。今後、返礼品を考える上で、宮崎に行かないと買えない、これ一遍、納税した人にはあげられるわけです。これはすごいと思う。じゃあ行って買おうとか、そういうふうに呼び込む効果もあるんじゃないかだと思いますんで、もし今後検

討されるときには、ひとつお願いしたいなと思っております。

○酒匂オールみやざき営業課長 私ども、年度当初に約35品目の固定の商品を選定したわけですが、その中には、県内限定焼酎とおつまみという形でのメニューもつくったりして工夫はしているところでございます。また、季節ごとの完熟マンゴーですとか、キャビア、夏のシーズンには、県産うなぎのかば焼きセットなど、さまざまな工夫をしまして、各市町村、県との競争にもなっておりますので、この機会を通じて、宮崎県産のPRをやりたいと考えておるところであります。

議員の御提案につきましても、来年度以降の商品選定の中でさまざまな工夫を検討していきたいと考えております。

○高橋委員 酒匂課長、失礼しました。もう率先してやってもらっちゃるみたいで、それを深めていただくよう、またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○二見委員長 ほかに関連質問はありませんか。

私から一つ関連で質問をさせていただきたいんですが、宮崎県の返礼品の一覧とか見せていただきますと、結構バラエティーに富んでいるなという感触は受けたわけなんですけれども、いろんな商品、サービスがある中で、やはり県行政として取り組む中に選ばれたということが、そこに選ばれた企業にとっての一つのインセンティブになるというか、普通の商売をしているだけでは得られない売上が上がってくるんだと思うわけです。そうした中で、ただ、その企業が売上が上がって、企業の経営状況がよくなった、よかったというだけではなくて、例えば、その中から、そこで働いている職員、社員の方々に還元を考えると、新たな次のステップを

考えると、一つの売上が伸びるということに対する企業としての次のステップに何か移っていくというような、いわゆる経済循環を考えていくような取り組みも、やはり一つの視点として取り入れていくべきじゃないかなと思うわけなんです。経済は回っていく、地産地消の話もある。それはやはり物、お金、人、いろんなものが動き出すということが大事なんだと思うんです。ただ、納税が来た、それで返礼した、それで終わりじゃなくて、その効果を次にどうつなげていくかという視点もこれは一つ大事なところなんじゃないかなと思うわけなんです、いかがお考えでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回の県産品の選定におきましては、本県のさまざまな魅力ある商品の中から選んでおるところでございます。

実際の運営につきましては、物産貿易振興センターに委託をしまして、アンテナショップの中で扱っている商品から商品を選んでいるというところがございます。今後の販売活動につなげたいという思いもございまして、さまざまな工夫をやっていこうとございまして、PRにつなげていって、県産品の販路拡大につなげていけばいいかなと思っているところがございます。

○二見委員長 部長はいかがでしょう。ひとつその一歩先を考えた取り組みにつなげていくという感覚、やはり今度のミラノのことも、ひとつ関連というわけじゃないんですが、大事な視点だと思うわけなんですけれども、お考えをお聞かせください。

○永山商工観光労働部長 本会議等でも出ましたけれども、今の産業振興施策としては、中核的な企業を育成したり、成長産業を育成したり、

外貨を獲得して、それを地域で回していく、経済循環を起こしていくことをメインにやっています。今回御説明する中核的企業育成等については、そこをかなり明確に意識しながらやっているところでありまして、委員長から御指摘があったのは、いろんな県が何かを選んだりとかチョイスした場合に、その企業に意識として、例えば労働者の給与であったり、あるいは県内取引であったり、そういうところも意識するように、地域経済循環の責務というか、そういう目的意識を持ってもらうようにということだと思います。

現時点でそこまでやれてるという話ではありませんけれども、御指摘のとおり、地域経済循環をしっかりと起こしていく上では、選んだ際に、そういうことをしっかりと企業にお伝えをしていくという取り組みは必要だし、大事だと思います。

○二見委員長 ありがとうございます。

ほかに関連はありませんか。なければ、ほかの項目についての。

○蓬原委員 2ページ、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業、これは、イメージがあんまりよく見えないんですが、もうちょっと具体的にどこに拠点をどういうふうに置いて、都会のどの辺から、これは現役の人を引っ張ってくるという話ですか。

○日下商工政策課長 イメージとしては都会から、現役、実際はそこで勤められていた方が退職をされるなり、例えば、東京の大企業で経営に参画をされていたような方が、UIJターンの形で宮崎に来られると、そういったものを目指しているというものでございます。これは、結局何を目指しているかといいますと、今後、企業が新しい商品を開発をしたりだとか販路拡

大をしていくためには、やはり、そういった人材がいなくなかなか進んでいかないと思いますので、そういった人材を——もちろん中でそれを育てるといことも大事なんですけれども——即効性があるやり方として、外から引っ張ってくる。そのように引っ張ってくる、まさしく核となる、コーディネートするような方をこのプロフェッショナルのマネジャーとして置くための拠点と、そういった人を置くための拠点ということで、この戦略拠点を置きたいというのがこの事業の趣旨ということでございます。

○蓬原委員 その拠点はどこに置かれるんですか。

○日下商工政策課長 拠点の設置につきましては、具体的な場所はまだ決まっておられません。

○蓬原委員 マネジャーでしたか、マッチングを図る、人材戦略マネジャーというのは、これはまた新しく都会にいる誰かを、それとも、宮崎の方を配置される、あるいは、もう既にイメージが、大体この方というのがあるということですか。

○日下商工政策課長 まだ具体的に誰というのまではイメージできているものではございませんけれども、やはり、それだけ企業を実際回って、企業さんにそういった今後の成長戦略を促し、かつそういった人材を引っ張ってくると。それは、もちろん民間のそういった人材、ビジネス会社等とも提携をしながら引っ張ってくるということになりますので、それなりの御経験のある方をこのマネジャーとしては選定をしていくことになるかと考えてます。

○蓬原委員 大体規模的にはどれぐらいのことをお考えなんでしょうか。例えばOBの皆さん、確かに、皆さんそれぞれスキル持って、60歳で定年して、まだ元気なんです。最先端の研究所

にいた人もいれば、外国語が非常に堪能で外国の研究所にいた人も現実にいるんです。帰ってきている人おられます。そういう人もいるだろうし、設計をしていた人、ものづくりのほうにいた人もいろいろいると思うんですけども、OBとするならば、大体何人ぐらいの規模、どのぐらいの人をこれに呼び戻そうとしているのか。

○日下商工政策課長 もちろん最初の年度、また時間がたって、制度が周知するに従って数自体はふえていくことを目指していきたいと思いますが、まずはしっかりと、1年間で数人ぐらいはそういった形で首都圏などから引っ張ってくるという形にしていきたいなとは思っています。

○蓬原委員 大体イメージ湧きました。要するに拠点をつくって、そこにマネジャーさんを置いて、あとは、理想からいえば、数限りない都会で頑張っているスキルを、そういうすばらしいいろんなスキルを持った人をこちらに連れてくることができれば、非常にこの事業の効果は上がるという、そういうイメージですよ。非常にいい事業だと思いますので、頑張っていたいで、期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○松村委員 今、蓬原委員の話と同じです。私もちょっと具体的にわかんなかったんですけども、予算額2,800万ということだから、私のイメージとしては、例えば、一番最初にある拠点の整備というところにあると、ある場所に事務所を設けましょうと、その事務所にヘッドハンティングをする人を1人雇いましょうと。そのヘッドハンティングする人が、どこかの企業なり、UIJターンする人たちを探しましょうと。その探した人をこちらに呼び込むための企業の皆さんとのマッチングをこの人がしましょ

うと。そして、呼び込む企業の人たちにセミナーを開いて、どういう人材が必要でしょうかということをやましようという事業と考えていいんですか。

○日下商工政策課長 委員のおっしゃるようなイメージにより近いと思っております、セミナーなどを開催して、しっかりとまず県内の企業さんに、成長戦略を描くことが大事だということを促して、そのためには、場合によっては外から人材を連れて、新しく雇うことも大変重要だと、まずそういった意識をしっかりと県内企業さんに持ってもらう。そして、おっしゃるように、県内企業さんを実際個別にマネジャーが回って、この会社にはどういう人材が必要じゃないかというのを意見交換する中で聞き出すというか、見出して、そういった必要な人材と思われる人を、人材ビジネス会社などとも連携をしながら、うまく引っ張ってきてそれをマッチングさせると、スキームとしてはそういった流れになってくるのかなと。

おっしゃるとおり、そういったマネジャーさんを置く拠点を置きまして、もちろんそのマネジャーさんとそれをサポートするようなサブマネジャーとか、そういった人も実際には配置をする形になると思いますけれども、そういった人たちを置くための拠点というのを設置をしていくというイメージでございます。

○松村委員 この事務所経費、マネジャー、サブマネジャーの人件費、それと、事務運営費というか、2,800万自体はどういう配分になっているんでしょうか。

○日下商工政策課長 おっしゃるとおり、この2,800万の中に、マネジャーさんだったり、サブマネジャーさんの人件費、拠点を借りるための設置の賃料、それから、実際回られますので、

そのための旅費、こういったものが含まれているというようなイメージでございます。内訳といたしましては……。人件費が2,800万のうちおおむね1,700万円ほどをイメージをしているところでございます。旅費が150万ほどのイメージということでございます。人件費が1,700万ぐらいでございます、それは、マネジャーさん1人と、それから、サブマネジャーだったり、アシスタントの方を合わせた額ということでございます。

○蓬原委員 何十年か前ですけども、中国とか韓国がずっと日本に追いつき追い越せでやってくるときに、似たようなことだったのかどうかわかりませんが、例えば、私がよそにいた会社でももう早くやめて、韓国の会社に行っているわけです。大体週に二、三回行けばいいんだと。自分が持っているそのスキルを向こうで、技術情報が頭の中に入っているわけですから、それをやっていると。これは逆に国外流出という意味において問題じゃないかなと、ソニーにおった同級生は中国に行っていました。やはり相当な金額をもらってやっているので、イメージとしてはそういうことなのかなと、マッチングを図って、その企業が、あとは自分とマッチングするOBの方、スキルを持った方を自分とと契約してやるという話ですね。

○日下商工政策課長 そういうことでございます。企業がそういったスキルを持った方を雇われるということで、まさに、結果としてそういった意味では地方創生にもつながってくると。人材が都会から地方に還流をする、戻ってくるという意味でも、地方創生にもつながる大変重要な取り組みだと思っております。

○蓬原委員 ということは、この2,800万というのはとりあえず研修の費用もありますけれども、

まず、拠点をつくって、そこにアドバイザーを雇って、その人等の人件費の今年度分という、また、来年度はこれから引き続きこの方の分と、その拠点を運営していく費用は要するという事です。あとはマッチングを図って企業間と個人の話ということですね。

○日下商工政策課長 そういうことでございます。これは、今年度分の予算ということでございます。

○高橋委員 この人件費は、いわゆるマネジャーと1年間にプロフェッショナル人材を数人想定されてましたが、それを含んだ人件費ということですか。

○日下商工政策課長 プロフェッショナル人材を企業が雇う人件費は含まれておりません。あくまで、これは、このコーディネートをするマネジャーとそのアシスタントの人件費ということでございます。

○高橋委員 わかりました。いろいろとまだすんときてない部分もあるんですけども、どうも聞いてましたら、産業振興機構、こことちょっとかぶっちゃうんです。だから、やっぱり中小企業の支援が主な任務になるのかなと、大きなところはもうそこまでしなくても、多分人材は確保してらっしゃると思うんですけども、だから、産業振興機構との関係はどうなるんでしょうか。

○日下商工政策課長 おっしゃるとおり、産業振興機構におきましても、そういった企業に対していろいろな支援を行っているわけですが、今回のプロフェッショナル人材拠点につきましては、まさに人を連れてくるということが、これまでになかった事業ということで考えております。人材ビジネス会社などとも連携しながら、首都圏などから人を連れてくる機能を

持つ拠点と。これまでこの部分というのは、産業振興機構ではやってこなかった部分なのかなと思います。人を連れてくると、その機能が新しい機能ということでございますので、もちろんそういった企業支援として、産業振興機構等もさまざまに取り組んでおりますので、そういったところと情報をうまく共有しながら、こういった企業がこういったニーズがあるか、また、どういう取り組みをしようと思っているかとか、そういった情報も機構とも共有をしながら、しっかり連携をしながら取り組んでいきたいとは思っております。

○高橋委員 産業振興機構が今まで手を出さなかったところの事業なんですよということで説明いただきましたけれども、であれば、産業振興機構とうまくマッチさせて、例えば、向こうに事務所を置いても私は十分できるんじゃないかなと思って、そのほうが予算も有効に使えるのかなと思って聞いたところでした。参考になればまたいろいろ検討してみてください。

○日下商工政策課長 しっかり連携できるようなあり方というのを検討していきたいと思えます。

○河野副委員長 高橋委員がおっしゃった国の施策で、一般質問でも出ましたけれども、よろず支援拠点というのが宮崎にもありますよね。それとの位置づけというか、全然別個なところで拠点があるのか、ちょっとイメージが……。高橋委員と同じ疑問を持ったんですけども、再度お願いします。

○日下商工政策課長 よろず支援拠点も事業として産業振興機構において今実施しております。さまざまな企業に対する相談対応だったりをしてしております。新しいこちらの人材戦略拠点につきましては、人を紹介をしてくると、人を

連れてきて人材を新たに雇うための仕組みということでございますので、そういった意味では、機能としては異なる部分ではございますけれども、一方で、先ほどの御指摘にもありましており、そういった企業に対して成長を促していくとか、いろいろな企業のニーズというのに応えていく面では非常に近い部分もございますので、そこは、そういったよろず支援拠点とも情報をしっかりと共有をしながらやっていきたいと考えております。

○河野副委員長 同じフロアにあるということも考えられるということですか。

○日下商工政策課長 よろず支援拠点とこちらのプロフェッショナル人材戦略拠点というのは、それぞれ両方設置をするという形になっていくということでございます。

○蓬原委員 よろず支援拠点というのは、経済産業省が全国一律にやるように設置した組織だったですね。これは、宮崎県のオリジナルですか。

○日下商工政策課長 実はこちらもオリジナルではなく、よろず支援拠点と同様に、全国に国のほうからこういったものを設置をするという形が、今回、国からの委託料ということになりますので、これも全国一律に設置をする方向で進められているというものでございます。

○蓬原委員 そうなると、各県競争だということですね。いち早く本県にあったということになるとまた効果も違うんでしょうけれども、相当頑張らないといけませんね。

○永山商工観光労働部長 これは内閣府の事業でございまして、頭の中には、やはり東京から地方へという人材の流れをつくっていく、その中で、普通の人ではなくて、プロフェッショナル人材をしっかりと地方への流れをつくってい

くことで、全国に働きかけが行われたところでございます。

県としては、今回U I J ターンセンターを東京にもつくりましたし、宮崎にも拠点をつくりました。それから、産業振興についても、人材育成も含めてしっかりやっというときですから、まさにこういう事業については、全国に先駆けて取り組みたいということで、今回予算をお願いしているところでありますし、先ほどからあったように、産業振興機構が果たしているよろず支援だけではなくて、さまざまな機能があって、企業の実情等については、一番たくさんの情報をあそこが持ってますから、その情報をベースにして、どこの企業にこのマネジャーが働きかけていくか、それから、東京のU I J ターンセンターにその情報を流して、どこの企業を訪問して、どういう人材を探していくか、そこをうまくつなげて、一番いい成果が出るように頑張っていく必要があると思っております。

○二見委員長 関連質問はありませんか。なければ、いいですか。

難しい話じゃなくて、これ全国で多分進むんだらうと思いましたのでお聞きしたいんですけども、全国も大体同規模予算で進められるんですか、それとも、人口比なり、そういったところで予算配分がやはり違うんでしょうか。

○日下商工政策課長 額につきましてはおおむね同程度の予算で行われるというものでございます。

○二見委員長 関連質問はありませんでしょうか。なければ、ほかの項目につきましてはの質問を。

○野崎委員 資料の3ページの食の信頼を科学するという項目なんですが、人材の発掘・育成、

海外先進クラスターへの訪問、ソフトウェアの導入とか事業の内容が3つありますけれども、この事業における予算の配分を教えてください。

○谷口産業集積推進室長 事業内容が3つございまして、まず、①衛生管理等の指導体制の強化及び取引拡大、こちらのほう120万円です。それから、②のおいしさの評価技術の戦略的活用法の習得、こちらが300万円、③のおいしさの評価分析機器等の導入、これを3,100万円ということで積算しております。

○野崎委員 まず、①の人材の発掘とか育成と書いてありますけれども、これどのように進めていくんですか。企業にこういうことをしますよという案内をして、募集をかけてするんですか、やり方を教えてください。

○谷口産業集積推進室長 県内の衛生管理、それから、ある程度中規模企業以上になるかと思いますが、食品関係の企業さんの中で、例えば、衛生管理、食品管理等のノウハウを持っていらっしゃるOBの方とか、そういった方々がまだ県内にいらっしゃると思っております。そういった方々を掘り起こしていくということで、いろんな人脈を通じまして募集をかけるとともに、私どもも、例えば企業訪問をしてそういった人材の方がいらっしゃるかどうかということで掘り起こしを行っていきたいと思っております。そういった方々を対象に研修会等を実施しまして、民間の食品加工業者に対する指導、このレベルを上げていきたいと考えております。

○野崎委員 ②の海外先進クラスターを訪問するとありますけれども、これはどういった流れで誰を訪問するとか、どういった募集をするとか教えてください。

○谷口産業集積推進室長 ②の戦略的活用法の

習得でございますけれども、まず、訪問先といたしましては、オランダ、フランスに。オランダのほうですと、私どもは、フード・オープンラボをつくった際に参考にしました、いわゆる受託製造試験システムを持っているNIZOという組織がございますけれども、そちらのほうに。それから、フランスには、食の喜びと健康を一つのテーマにした加工食品の研究拠点というのがございますので、そちらのほうを視察し、習得したいと思っております。

今の時点で、派遣する人数としましては6名ということで考えております。県の食品開発センターの職員、総合農業試験場、私ども産業振興課、それと、県職員以外にも、企業の食品衛生管理者の方、食品加工の支援アドバイザーをお願いしている方、それから、フードビジネスのアドバイザーをお願いしている方、一応6名で視察するというように予定しております。

○野崎委員 ③の多分この装置とかが高いんでしょうか、3,100万なんですけど、これ大体おのこの値段をまず教えてください。

○谷口産業集積推進室長 ③に書いております、まず、物性測定装置でございます。これは、堅さとか粘り、それから、弾力性というものを数値化する装置でございますが、こちらが500万円を予定しております。次に、香り成分分析装置です。これは、香りのいろんな分野のものを数値として分析できる装置でございますが、こちらが2,300万円、それから、官能評価デザインソフトウェアは、人の官能の評価を解析しまして、装置による分析の結果と相関を出すというソフトウェアでございますが、こちらを300万円ということで予定しております。

○野崎委員 おいしさの評価分析とあります。ちょっとわからないのが、例えば、うち漬物屋

やっているんですが、野崎漬物じゃないんですけども、それを持ち込んで装置にかけて、これ匂いが臭いから、それを抑えるレシピをつくらうとか、企業が何かを持ち込んでよりよいものに仕上げようということなんですか。

○谷口産業集積推進室長 一つは、委員がおっしゃいましたように、味にはいろんな要素がございすけれども、そういったものを数値化することによって、どこかの部分を抑えたり、例えばこの匂いを消すためにはこの部分なんだとか、そういった効果が出ますので、持ち込んでいただいて、分析をして商品開発につなげるというのも一つございす。それから、伝統的にレシピがあつたんですけども、例えば、それを継承していく際に、感覚としてというより、それを数値化することによって、その味を継承していくということにも役立てると思つてます。

それから、もう一つ、例えば売れている商品の分析をすることによって、なぜおいしいと言われているかというのは、数値的にこういった部分、こういった分野がすぐれている、ここを抑えているということでも好まれているんだなど、そういった分析にも使えるかと思つております。

○野崎委員 この装置は、どの会社でも持ち込んで分析してもらえらるんですか。

○谷口産業集積推進室長 宮崎県内のそういった会社からの分析依頼ということにも対応できると思つております。

○野崎委員 わかりました。以上です。

○横田委員 これで、よその県産品と差別化できればすごくいいなと期待もしているんですけども、ちょっと何点かわからないんですが、まず、最初にこの官能評価担当職員とありますけれども、これどういう仕事をする人たちなんですか。

○谷口産業集積推進室長 食品開発センターでは、現在でも、電子嗅覚システムとか電子味覚システム、それから、ビジュアルアナライザーとか、そういったものを所有しておりまして、それに加えて今回また装置を購入するという予定にしておりますけれども、そういった機器の分析、そういった食品開発センターで行っている職員ということを想定しております。

○横田委員 おいしさを科学的に裏づけるということは、多分ポリフェノールとか、そういった機能性成分がこれだけ含まれてますよとか、そういうことを数値化して例えば商品に提示するとかじゃないのかなと思つてはいるんですけども、そういうことでよろしいんでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 まさに商品としてアピールする際に、そういった成分の分析で売りになる部分というのが明確になれば、それを前面に押し出してPRするという事もできますし、一方で、例えば、地域によって味の嗜好性というのが違いますので、どの地域で好まれている味というのが、一体どういった成分になっているのかということも、データを蓄積することによって可能になるかと思つてます。今後の商品開発、例えばどこにどういったものを売り込むかということ念頭に置いた味づくりというものにも役に立つと思つております。

○横田委員 いろんな可能性があるということはおよくわかりました。

テレビショッピングとかでいろんな商品が紹介されてますけれども、こういう成分があれの何倍ありますよとかよくあるじゃないですか。すごいなと思つても、でも何かぴんとこないんです。例えば糖度ってあります。この果物は糖度が何ぼありますよと、あれは何か感覚的にわかるじゃないですか。ああ、これだけあれ

ばすごく甘いんだろうなど。でも、例えば、ポリフェノールがこだけ含まれてますよと言われても、うん、多分おいしいんだろうなどは思いますけれども、よくわかりません。だから、そういった機能性成分とかのいわゆる機能、それがどうあるかということも、みんなに知ってもらうことも大事じゃないかなと思うものですから、ぜひ考えていただければと思います。

○谷口産業集積推進室長 そういったいろんな機能のPR、それも含めまして、商品売り込むときに何が一番アピールになるのかと、どういった表現をすることが、消費者にとって一番響くのかということも含めまして考えていきたいと思っております。

○高橋委員 私もまだ少しもやもやとしたところがあるんですけれども、安全性は、これはもうはっきり表へ出て、数字的にあわせて、消費者にアピールできると思うんです。横田委員もおっしゃったように、おいしさを科学的に裏づけたものを、機能性成分、こんなものだったらおおむねわかります。でも、その味つけの部分はみんな違うから、いわばサイエンス的じゃないわけです。だから、やはり製品のポイントは安くてうまい、値段がお手ごろでうまいという口コミなんです。だから、このおいしさを裏づけるところが、私ちょっと飲み込めてないかもしれませんが、うまく数字で出すのか、表現で出すのかいろいろあるんでしょうけれども、その辺はどういった工夫をされるんでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 委員のおっしゃるとおり、味というのは非常に嗜好性が高いものですから、それぞれおいしいという言葉は一つなんですけれども、そのおいしさの基準というのが非常にばらつきがあると思っております。ある意味、地域性も出てきましようし、そういっ

たことで考えたときに、例えば、宮崎でおいしいといったものが、福岡に持っていったときに、おいしく感じられるか。福岡でおいしいと言われているものは、どういった要素でおいしいと言われているか、その辺のデータも蓄積していくと、それが分析できるのではないかと考えています。例えば、福岡に売り込もうという場合は、福岡で受け入れられる味というのはどういふことなのかというのが、完璧ではないにしても、そういった方向は見えてくるのではないかと考えております。

○高橋委員 何かすっと落ちたような気がするんですが、じゃあ宮崎でつくるいろんな食品を、今おっしゃった福岡なり広島でも大阪でも、そこに合った味とかに近づける、完璧じゃないかもしれませんが、そういったものを目指す事業になるということですね。

○谷口産業集積推進室長 精度につきましては、データの蓄積量にもよると思っています。ですから、すぐすぐにそれができるとはなかなかいかないかもしれませんが、これを積み重ねることによって、データ蓄積することによって、そういった分析というものも可能になってくると思います。

○永山商工観光労働部長 少しだけ補足をさせていただきますが、高橋委員がおっしゃったように、安全安心であることと、それから、機能性、健康に寄与する、ここまで恐らく食品について相当程度科学的にもアピールできる状態になって、今どこが競争になっているかということ、一番原点であるおいしさ、これを数字であらわせるかどうかということは、世界的にも日本の中でもいろんな競争が行われてます。宮崎は、このおいしさのところについても、しっかりと日本の最先端をいきたいということで機器

等も導入して、将来的には、例えばヨーロッパに向けて売るんだったらこういうもの、先ほど福岡と言いましたけれども、そういうところまでいきたいと思ってますから、まずは、おいしさの評価というところの技術をしっかりと確立をして、その上でアピールをしていくということで、少し長期的な戦略になるだろうと思ってます。

○二見委員長 これ関連で一つお聞きしたいんですけれども、この香りの機械というのを見たときにすごくびっくりしたんです。やっぱり香りというのは、その成分を分析するのはなかなか難しいということがありましたし、口蹄疫の埋却地のおいについて、数値、機械ではかるんじゃないくて人間の鼻が一番いいんだと。香りというといろんなのがありますけれども、例えば香水とか、ヨーロッパのほうで発展している香水も、あれを数値化しているというのは聞いたことはないし、大体研究員の方たちはそのにおいを嗅いでブレンドするなり、そういったものをしていく、焼酎もそうだと思うんです。ブランド焼酎も人間が香りを嗅ぎながらやっていくということなんだと思うんですけれども、また、例えば、ワインとかも、スパイシーな香りとかバラの香りがするとか言うけれども、実際に嗅いでみないとわからないです。だから、それが数値化されてどうこうというのになるというのが、非常にこの辺がわかりにくいなというのがあります。また、機械自体も相当高額じゃないですか。実際この機械を使ってどういったところに今まで活用されているのか、そういったところが少しわかると、この機械導入の実用方法というのはもう少しわかりやすくなるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 今、委員長がおっしゃいましたように、人の感覚は非常に重要でございます。単純にこの機械で数値化してそれで終わりというんじゃないくて、例えば、人の感覚とこの機械で出した数値を後ほどソフトウェアでございますけれども、その人の評価の部分とその機械との数値とそれを両方データを集めることによってその精度を上げていくということになるかと思っております。決して、機械で数値が出たんでこれはおいしいよというわけではなくて、その数値が出たと。ところが、人が評価したときにどうかというのと、そのデータを全部突き合わせていくような形になるかと思っております。

○二見委員長 その実用例というか、今どういったところで活用されているのかということはないんですか。

○森下食品開発センター所長 例えば、今、具体的には日本酒のおいしいと言われるもので、いろんな成分が入っていて実際構成されているんですけれども、その中で、じゃあ例えば5つそのおいしさに貢献している成分は何かと。今、室長が言ったように、官能で高かった商品、それと、実際機器分析をしているいろんなデータが出ますけれども、それとの相関が、今、多変量解析というコンピューターで解析する技術もありますので、そこで、主要な味を構成する、例えば5つに絞るとか、10に絞るとかいうことができまして、この成分とかが高ければ、鑑評会で評価が高いとか、そういうことが行われてます。

それと、コーヒーの豆なんかでも産地によっていろいろ香りが違うと言われてますけれども、その一番主要な構成するのは何かって、例えば、3成分だけ特定するとか、そういう技術が

実際行われております。大量に缶コーヒーとかつくられてますけれども、同じ味のもの、同じ香りのもを出すという、そういう品質管理のところで官能のデータと機器分析のデータが使われてて、品質のばらつきのない、一定した品質のものが今出荷されているのが現状じゃないかと思えます。

○蓬原委員 ちょっと言葉について聞き慣れてないところあたりありまして、官能というのはどういうことなんですか。直感ですか、それとも、飲んで感じるということなんですか。ちょっとその言葉の説明お願いできませんか。

○森下食品開発センター所長 官能というのは、人が食べたりとか嗅いだりとかして、それについて、例えば香りがフルーツの香りがするとか、あるいは逆に悪い香りとかがあったら、そういうのの点数を実際人がつけたり、味でも酸味についてどう感じるか、いや、これは酸っぱいと感じる、あるいは酸っぱくない、甘さについても甘く感じる、それを人の官能の点数として出すわけです。それと、実際、機器で分析したデータとそれを統計的な処理をして相関みたいなのをとって、人が甘く感じると言ったのが、実際、成分分析でも、この成分がたくさん入っていると甘いと評価されると、あるいは量的な話もあるんですけども、そういうような人の感覚に頼ってた部分で、逆にいうと、人の官能もレベルアップすることもできると。それと、人には、数をたくさんこなせないというのがありますから、味をいろいろ識別できる人の能力を、機器を補助的に使うことによって、高品質の一定したものをつくれるとか、そういうことに使えるというので、その官能というのは、だから、重要な食品の評価の一つではあるんですけども、なかなか具体的に数値化されてなかったも

のを機器分析とあわせて、実際、例えば、チャートグラフみたいなを書いて、バランスがとれているとか、そういうような表現で見える形にするというような形が、こういうおいしさの評価技術ということになるかと思えます。

○蓬原委員 人間が本来持つ生理的な反応による味覚と言っていいか、そういうことかな。官能の意味1つ覚えました。

○二見委員長 そういう官能的なもので、この間、熊本であった焼酎、酒の品評会があって、ちょっと指摘させていただきましたけれども、そういった非常に細かいところにこれからチャレンジしていきたいという思いで今回のこの機器導入についても予算計上というか、出てきたということで理解してもよろしいのでしょうか。においとか香りとか非常に微妙なところでの審査というか、厳しいところがあるというお話も聞いてましたので、そこに、これからもチャレンジしていくためにやはり必要なものなのかどうか、また、そういったところにもう取り組んでいきたいという意気込みでの今回の提案なのか、ちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 委員長がおっしゃったとおりでございまして、宮崎の食品産業、宮崎だけじゃなくて全国でそういった食品つくられております。一方で、国内で見ますと、人口の減少とか市場の縮小、そういった状況の中において、宮崎の食品が選ばれるため、それから、選んでもらうためにそのあたりの精度をどんどん上げて、市場に対してもアピールして、しっかりした安全と、それから、おいしさというのをアピールして、販路拡大を図っていきたいと考えております。

○二見委員長 関連質問はありますか。なければ、ほかの項目についての。

○野崎委員 資料の4ページのプロスポーツキャンプ受入環境グレードアップ事業の件です。ちょっと1点だけスポーツターフ維持管理技術を育成と書いてありますが、この対象は、今、キャンプとかの実績のあるところだけが対象なのか、それとも、県内市町村が持っているグラウンド全てが対象なのかをまずお聞きします。

○福嶋観光推進課長 対象でございますけれども、県総合運動公園を維持管理している指定管理先はもちろんです、全市町村にお声がけをしまして、そういった研修を受けたいということは全部受け入れたいと考えております。

○野崎委員 ちょっと懸念されるのが、直で管理しているところもあるんですけども、指定管理で会社が変わるのもやっぱり懸念されるので、そこはまた継続して技術を育成していかれるのかお尋ねします。

○福嶋観光推進課長 まず、県総合運動公園について申し上げますと、こちらは、共同事業体である宮崎県体育スポーツ振興グループというところが指定管理先になっているわけですが、この27年4月からの5年間の委託契約になっているということで、一定の人材育成にはつながるかなと考えております。

市町村におきましても、直営のところ、指定管理しているところさまざまでございますけれども、やはり、この500万円をかけて単年度で終わるんじゃなくて、それを人材として残していくという観点がありますことから、市町村もそういう観点で人を送り込んでいただけるとありがたいなと考えてます。

○野崎委員 せっかく後継者を育成されるので、指定管理者等が変わっても、その方はやっぱりそこに携わっていただくように促していただきたいなと思っています。

○松村委員 これは、Jリーグのプロのグラウンドキーパーかなんかをお呼びして、そして指導をしていただくと、その費用ということなんですか。

○福嶋観光推進課長 一応この事業は公募をかけようと思っております、その公募に応じるであろうところは、芝の管理をやっている種苗業者ですとか、グラウンド整備を専門にやっている会社、具体的には、今既にJリーグチームの本拠地のホームグラウンドを整備しているようなところ、こういったところが応募してくるのかなと思っております。

○松村委員 プロ野球だったら、甲子園の芝は最高の芝だと、あそこのグラウンドキーパーというのは非常にベテランであるし、すごいマイスターがやっているということは有名なんですけれども、プロサッカー関係もサッカーの芝は宮崎の生産者が出しているのも結構ありますよね。そういうところのネットワークも使って、指導体制をしっかりといただくと、いい芝であっても管理が悪いと次々でこぼこになっていきますので、よろしくをお願いします。

○福嶋観光推進課長 委員のおっしゃるとおりでありまして、そういった一流のピッチを保っている人が結局講師として来ていただいて、一定期間常駐して、いろんな芝、芝の前にはまず土壌なんですけれども、そこからしっかり整備していくと。ですので、委員のおっしゃるような方向でやっていけると考えております。

○蓬原委員 事業の目的・背景に、近年、県総合運動公園をキャンプ地とするJリーグチームから、芝の状態が非常に悪く支障が出てる云々とあるんですが、この芝の状態が悪いというのは、総合運動公園の芝が状況が悪いということでしょうか。

○福嶋観光推進課長 具体的には、今サッカーで使用しておりますのが、ラグビー場、サッカー場、また陸上競技場といったところになるんですが、いずれも芝の生育不良、一部はげていたりとか、土壌が固かったり、でこぼこがあるということで、選手のけがにつながるという懸念が、使用しているプロサッカーチームから出されているという現状でございます。

○蓬原委員 運営は指定管理者でしょうけれども、その設置者は県です。今、業者の話が出ましたが、そこをやりかえさせるといふか、それは建築でも何でも一緒だと思うんですけども、その業者さんがいらっしゃるわけだから、その業者に直接ちゃんとするように、事業を発注すれば済む話じゃないんですか。

○福嶋観光推進課長 指定管理先は、サッカー場の芝を見ているだけではなくて、幅広く管理を行っておりますので、そこの中で芝の担当をされている方を特に今回研修の対象にと考えております。決して、今の管理しているところがレベルが低いというわけではなくて、これだけ使用頻度の高いグラウンドを今の状態に保っているということ自体は素晴らしいことだと思っておりますけれども、何せＪリーグのトップのチームが要求する水準というのは非常に高いということで、より専門的に高度な技術を身につける必要があるということでございます。

○蓬原委員 スポーツランドとして、この練習環境をちゃんと立派なものにしたいので、そのためには非常に上級の芝が要求されると聞いたことがあります。この前、ミラノに行ったときにも、ＡＣミランですか、サン・シーロスタジアム、あそこもちょっと見てきましたけれども、確かに素晴らしい芝です。だから、そういうレベルでないとそういうトップグループは来てく

れないということで、市町村が入っているというのは、この際、芝を管理する技術を全県的に底上げしようというねらいですか。

○福嶋観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。宮崎市だけではなくて、綾町ですとか西都ですとか、延岡ですとか、いろんなところでＪ１、Ｊ２、Ｊ３まで受け入れをしておりますので、広くこの効果を普及させたいと考えております。

○蓬原委員 今ここに４つ我々質疑をしているわけですが、いろいろな事業目的とか効果とか書いてあるんですけども、具体的などころがどうもよくわからないんです。具体的にどこにどうなってどうかというのが、文章としては非常によくできていると思うんですけども、我々はそのイメージがないから具体的にどうなんだという質問が結果的には、今出ているのはそういうことなんです。ちょっとそういうところを今後はこういう資料をわかりやすくやっていただくともたまたま審査も非常に効率よくできるんじゃないかなと思いますので、今後の資料のつくり方についても、そういうことを要求しておきたいと思います。

○高橋委員 この事業を最初聞いたときに、指定管理者が総合運動公園やってますけれども、結局予算に限界があるわけです。だから、日々の管理のところに踏み込めなかった結果が荒れた。そうじゃなくて、技術の問題だということに比重を置かれているということでしょうか。技術者を置いても、日々の管理のところに手が出せないと、幾ら技術者がいても、また、Ｊリーグからクレームが来るんじゃないかなと思って、その辺の考え方はどうですか。

○福嶋観光推進課長 予算の関係につきましては、実際には種をまいたりとか、整備する機械

を入れたりとかいうことはあろうかと思えますけれども、この事業の目的もまさに日々の管理をどうやるかというそのノウハウをプロの方からいただくという事業でございます。実際に種をまいて、芝が生えてくる状態を10月以降、そのグラウンドを使いながらどう育てていくかというのを実地でやっていくということですので、まさにその日々をどう管理していくかということをも最高のピッチをつくってこられている人たちから教わるということでございます。

○高橋委員 おっしゃりたいことはわかります。技術者も当然、この事業は技術者を育成する事業ですからそれでいいんですけれども、その後の管理の仕方について、やっぱり人なんです。だから、人が動くにはやっぱりお金なんです。そのところが手立てが十分なのかということころをちょっと私疑問を感じたものだから、技術者が育成されても、芝をしっかり最高レベルに維持する裏づけとなるお金があって、人が動かせるかということころは考えなくてもよかったのかなということころをちょっと聞いてみたんです。私の言っていることはわかりますよね。

○永山商工観光労働部長 この事業とその前の食の信頼を科学する事業というのは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、地方創生交付金、これ年度当初に配分がされて、いろんな事業を構築しましたけれども、その中の一部が留保されて、上乗せ交付金ということで、各県、市町村等からの競争で提案をして、今回、うちの商工観光労働部でいうと、この2件がこの*採択を受けたということでございます。そういう意味では、競争的なものですから、日常的な管理に必要な経費の上乗せ等については、とてもとてもそれは国への提案事項にはならないということで、あくまでも人を育

てるところ、それから、食の科学は先進的な取り組みというところまでアピールをして採択をいただいたということでございます。

今回この事業について、人を育ててみて、技術、スキルアップを図ってみて、やはり、日常の管理費用等が足りないのではないかということの問題があれば、それはその問題として、うちの部なのか、指定管理を行っているところどう考えるのかということになるかもしれません。あるいは市町村においてどうかということかもしれませんが、日常の管理費用がどうなのかというのは、また別の観点から考えることになるのではないかなと思います。

○高橋委員 部長がおっしゃった交付金の性質は私もわかります。育成をした後に、その公園、芝を管理する、維持するところのこれまでやってた予算でよかったのか、その担当のところでもまた協議される、そこはやっぱりうまく検討していかないと、これはこれでいい事業ですから、そこ辺をうまくつないでいただきたいと思います。

○二見委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に報告事項に関する説明を求めます。

○野間産業振興課長 それでは、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づき、当課が所管します県出資法人の経営状況等について報告いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

それでは、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であります。1の役割等ではありますが、当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、その振興に寄与することを

※29ページに発言訂正あり

目的に、昭和54年に設立されております。基本財産は300万円、そのうち県の出資額が150万円、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。協会は指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っており、県北地域を中心とする機械金属関連の中小企業を対象に、技術支援、設備利用などの業務を行っております。なお、現在の指定管理期間は、平成26年4月から31年3月までの5年間となっております。

次に、3の組織等であります。組織図にありますような体制となっております。理事長は延岡市長で、県OBである常務理事がセンター所長を兼務しております。また、下の表にありますように、役員は16名で、そのほかセンターには、常勤職員が2名おまして、うち1名は県からの派遣職員であります。

続きまして、26年度の事業実績について説明いたします。

平成27年度9月定例県議会提出報告書の55ページをお開きください。

それでは、2の事業実績であります。まず、(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業であります。①の技術支援として、企業に対する技術指導や機械設備取り扱い研修会など、②の設備利用として、3次元測定機等の利用、③の依頼試験として、機械金属工業や建設業関係の試験などを実施しております。事業費は5,000万円余となっております。

次に56ページ、(2)機械技術高度化支援事業であります。ものづくり加工技術の相談対応等を行えるコーディネーターを養成したもので、事業費は580万円余であります。

続きまして、経営状況等につきまして、宮崎県出資法人等経営評価報告書により説明いたし

ます。

同じ資料の179ページをお開きください。

上の欄の概要、中ほどの県関与の状況及び主な県財政支出の内容についてはただいま説明したとおりでありますので、下のほうの欄の活動指標をごらんください。

②の設備利用件数と③の依頼試験試料数は、目標値を上回る実績となっておりますが、①の技術指導実施件数は、目標値に対して実績が下回っております。これは、現在までセンターに導入した設備の操作技術をずっと継続してきておまして、その結果、新たな指導を必要とする人が減少してきていることが要因と考えております。

次に、180ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、左側の上のほうの正味財産増減計算書の平成26年度の欄をごらんください。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は342万4,000円で、当期経常外増減額はありまないので、当期一般正味財産増減額は同額であります。

これに、一般正味財産期首残高862万6,000円を加えた結果、一般正味財産期末残高は1,205万円となり、これに指定正味財産期末残高452万円を加えたものが、一番下の欄の正味財産期末残高で1,657万円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成26年度の欄をごらんください。

資産は2,304万円余、負債は647万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は、先ほどの正味財産期末残高と同額の1,657万円あります。

次に、中ほどの財務指標についてであります。①の県補助金等比率につきましては、目標を下回り、②の人件費比率につきましては、目標を

上回っております。

次に、下のほうの総合評価についてであります。まず、左側の協会の自己評価につきましては、活動内容がA、財務内容、組織運営がBとなっております。右側の県の評価につきましては、活動面では、企業の外部資金獲得のコーディネートや共同研究の拡充など、利用者ニーズを把握し、サービス向上に努めておりますことからA、財務面では県委託料への依存度が高く、自己収入比率が低いことからB、組織面では、県から職員の派遣を受けていることなどからBとしております。

続きまして、27年度の事業計画について説明いたします。同じ資料の61ページにお戻りください。

2の事業計画であります。昨年度に引き続き、県機械技術センター管理運営受託事業として、技術支援、設備利用などに取り組んでおります。

62ページをお開きください。

3の収支予算書であります。まず、Ⅰの一般正味財産増減の部における1、(1)の経常収益であります。主な収入としましては、受託事業収入の4,943万円余と寄附金収入の127万円であり、経常収益計は5,075万円余となっております。

次に、(2)経常費用であります。事業費として、機械技術センター管理運営受託事業費の5,031万円余と63ページの上のほうですけれども、管理費として法人管理費228万円余でありまして、経常費用計は5,260万円余となっております。

最後に一番下のⅢの正味財産期末残高であります。一般正味財産増減の部の一般正味財産期末残高と指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高を合計しまして、1,472万円余を見込んでおります。

機械技術振興協会については、以上であります。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構について説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

1の役割等であります。当機構は、県内中小企業における経営基盤強化、経営の革新などの事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されております。出資総額は3億5,458万7,000円、そのうち県出資額は2億3,578万7,000円、出資割合は66.5%であります。

次に、2の事業内容であります。 (1)から次のページに移りまして、上のほうの(6)まで6つの視点から事業を展開しております。

次に、組織等であります。 (1)の組織図にありますように、当機構は、理事長などのもと5課体制となっております。

(2)の下のほうの表ですけれども、役員及び職員数については、理事と監事を合わせた役員8名のうち、理事長と副理事長が県OB、非常勤の理事4名のうち、商工観光労働部次長と県OBが1名、監事2名のうち県OBが1名となっております。

常勤職員は15名でありまして、そのうち10名が県からの派遣職員であります。

続きまして、26年度の事業実績について説明いたします。

定例県議会提出報告書の65ページをお開きください。

2の事業実績であります。主なものを説明いたします。まず、表の(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、①から③及び⑤の事業は、県内中小企業から相談対応や専

門家を派遣して助言指導などを行ったものであります。

66ページをお開きください。

次に(2)の新事業の創出、新分野への進出などに対する助成に関する事業のうち、④から⑥の事業は、産学官による共同研究開発、環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったものであります。

67ページをごらんください。

(3)経営基盤強化に資する取引振興、設備導入等に関する事業のうち、①の事業は、県内中小企業の取引拡大を図るため、取引あっせんや展示会出展を実施したものであります。

68ページをお開きください。

(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業のうち、次の69ページのほうになりますけれども、⑦から⑨の事業は、フードビジネスに関する相談助言や、県民理解の促進、また、衛生管理の向上を目指す企業を支援を実施したものであります。

続きまして、経営状況等につきまして、出資法人等経営状況評価報告書により説明いたします。

177ページをお開きください。

中ほどの県関与の状況であります。財政支出から説明いたします。

平成26年度の県委託料は、8,950万1,000円、県補助金は1億6,289万1,000円となっております。

次に、その他の県からの支援等ではありますが、事務所スペースは県から無償貸与を受けております。

次に、主な県財政支出の内容ではありますが、①は小規模事業者等の設備導入のための貸付資金

の原資貸付であります。②は当機構の運営管理に対する補助、③はフードビジネスに関する相談窓口の事業であります。

続きまして、一番下のほうの活動指標であります。

③の産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援の実績値は目標値を下回っておりますが、①の総合相談件数及び②の取引あっせん・紹介件数は目標値を上回る実績となっております。特に、①の総合相談件数に関しましては、宮崎駅前のK I T E Nビルに設置しているフードビジネス相談ステーションにおきまして、年間1,000件を超える相談が寄せられており、好評をいただいております。

178ページをお開きください。

次に、財務状況についてであります。まず、左側、上のほうの正味財産増減計算書の平成26年度の欄をごらんください。当期経常増減額は1億284万円余、当期経常外増減額は73万円余となりまして、一般正味財産期末残高は4億6,660万円余となっております。指定正味財産につきましては、下から2段目の指定正味財産期末残高が3億7,710万円余となりまして、この結果、一番下にあります正味財産期末残高は8億4,371万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成26年度の欄をごらんください。

資産は、293億319万円、負債は284億5,947万円余となっております。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は8億4,371万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。①の県補助金等比率、②の自己収益比率及び③の流動比率のいずれも目標値を下回ったところであります。①、②につきましては、企業へ設備等

を有償で貸し付ける収益事業の縮小などによりまして目標値を下回ったものであります。

また、③につきましては、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の終了に伴いまして、平成27年度に県及び金融機関に返済する長期借入金250億円を1年以内に返済予定の長期借入金として、流動負債に計上しましたので、目標値を下回ったものであります。

なお、長期借入金と同額を特定資産として保有しておりますので、返済に支障が生じるものではございません。

次に、直近の県監査の状況であります。直近の県監査におきましては、適正に執行されていると認められております。

次に、総合評価について御説明いたします。

機構の自己評価では、活動内容と財務内容をB、組織運営をAとしております。県の評価としましては、活動面では指標に一部未達成はあるものの、中小企業の相談対応や取引振興など積極的に事業を展開していること、財政面では、収益事業の縮小や基金事業の終了など、特殊要因により指標は未達成となっているものの、中小企業の各種支援業務が順調に運営されていること、組織面では、理事会等の運営、業務執行体制の整備など、適正な運営がなされていることなどから、活動内容と財務内容をB、組織運営をAとしております。

続きまして、平成27年度事業計画書について説明いたします。

同じ資料の76ページをお開きください。

2の事業計画ですが、ここでは、新規事業について説明いたします。79ページをお開きください。

⑥になりますが、中核的企業パワーアップ支援事業は、域内企業との連携や域外からの外貨

獲得など、地域経済を牽引する中核的企業の育成を図るものでございます。

次に、80ページをお開きください。

3の収支予算書についてであります。Ⅰの事業活動収支の部の一番下の事業活動収支差額が4,759万円のプラス、Ⅱの投資活動収支の部の一番下の投資活動収支差額が253億4,417万円余のプラス、Ⅲの財務活動収支の部の一番下の財務活動収支差額が252億2,793万円余のマイナスであります。

この結果、表の下から3番目、当期収支差額は1億6,382万円余のプラスとなっております。

産業振興機構については、以上であります。

産業振興課は以上であります。

○福嶋観光推進課長 委員会資料のほうに戻っていただきまして、9ページをお開きください。

観光推進課からは、公益財団法人みやぎ観光コンベンション協会の概要について御説明いたします。

まず、1の役割等であります。当協会は、国内外の観光客、コンベンション、スポーツ大会、合宿等の誘致等を行い、本県の観光やコンベンション、スポーツの振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としています。

なお、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、3の組織等であります。平成27年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は12名で、うち常勤役員が、県OBの専務理事、常務理事の2名です。また、常勤職員は23名で、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

恐れ入りますが、平成27年9月定例県議会提出報告書の181ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援の状況は、先ほどの委員会資料で御説明した内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、財政支出等についてですが、県委託料は1,846万3,000円で、MICE誘致総合対策受託費、宮崎を知らう！100万泊県民運動広報業務受託費でございます。県補助金1億9,597万4,000円は、協会の運営経費、観光推進事業、コンベンション推進事業、スポーツランドみやざき推進事業等に係る補助金でございます。県交付金・負担金・出資金はございません。

次に、主な県財政支出の内容についてですが、①の運営費補助金はコンベンション誘致、スポーツの合宿誘致等に係る運営費補助でございます。

②のスポーツランドみやざき推進事業は、スポーツイベント等の開催に係る支援等になります。

③のコンベンション等開催支援事業は、コンベンションの開催に係る主催者に対する補助になります。

④の「神話のふるさと宮崎」誘客促進事業は、国内外からの観光客誘客のための対策等に係る経費でございます。

⑤の東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業は、大分県と連携した東九州パンフレットの作成や高速道路の割引制度を活用したキャンペーンの実施等に係る経費でございます。

次に、活動指標の目標値については、ことし6月に策定しました宮崎県観光振興計画等から設定しております。まず、①の観光入込客数は、暦年における県内外からの観光客数ですが、資

料作成段階では、26年の実績値が未確定でありましたことから、25年の目標値と実績値を記載しておりますが、目標値1,442万5,000人に対して、実績値が1,517万7,000人で、達成度は105.2%となっております。

また、②のコンベンション延べ参加者数は、26年度の目標値27万5,000人に対して、実績値が21万7,780人で、達成度は79.2%となっており、開催件数としては昨年度を上回ったものの、大規模会議が少なかったことから、目標達成には至らなかったところであります。

また、③のスポーツキャンプ延べ参加者数は、26年度の目標値17万3,000人に対して、実績値が17万8,628人で、達成度は103.3%と実績値で過去最高の参加者となったところであります。

次に、182ページをお開きください。

財務状況について、26年度決算額の御説明をいたします。

まず、左側の正味財産増減計算書であります。この表は、事業活動等に伴う正味財産の増減の内容を示したものであります。経常収益は4億289万円余であります。また、経常費用は3億9,907万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は382万円余となっております。

その結果、一般正味財産期末残高は4,619万円余となり、指定正味財産期末残高2億8,244万円余と合計して、正味財産期末残高は3億2,864万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。この表は、年度末現在の資産、負債及び正味財産の状況を示したものであります。資産は、現金、普通預金などの流動資産が9,035万円余、基本財産特定資産などの固定資産が3億54万円余で、資産合計は3億9,089万円余となっております。

ます。

続いて、負債は、未払い費用などの流動負債が5,159万円余、退職給付引当金からなる固定負債が1,065万円余で、負債合計は6,225万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。①の自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入の割合であります。達成度69.0%となっており、目標に達しておりません。一方、②の自主事業比率は、当期支出合計に対する自主事業費の割合でございますが、達成度は153.2%となっており、良好な状態にあります。また、③の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。達成率186.8%となっており、良好な状態にあります。

次に、直近の県監査の状況についてであります。平成26年10月の県監査が行われた結果、決算財務諸表について、退職給与引当金等の計上額に誤りが見受けられ留意を要する旨注意がありましたところ、今後、決算財務諸表について、適正に計算を行い、計上額を誤ることのないよう指導したところであります。また、あわせて、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会運営費補助金について、第2回分の請求がおくれ、留意を要する旨の注意がありましたところ、今後、再発防止のため事務管理を徹底し、適切な事務処理を行うよう指導したところであります。

最後に、総合評価について御説明いたします。まず、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。これに対する県の評価としましては、まず、組織体制について改革を順調に推進していること、活動指標が一部未達成であるため、今後の再検証が求められること、財務指標

は全て目標を達成していることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしたところであります。

観光推進課の説明は、以上であります。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

委員会資料のほうにお戻りいただきまして、10ページをお開きをください。

当課からは、公益財団法人宮崎県国際交流協会の経営状況等について、御報告いたします。

始めに、協会の概要についてでございます。1の役割等にございますとおり、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることによりまして、宮崎県の国際化を図るとともに、地域の活性化等にも寄与することを目的としております。

(3) 収支状況は、基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%でございます。

下の3、組織等でございますが、平成27年4月1日現在で、一番下の欄、理事と監事を合わせた役員は9名で、常勤役員は、県OBの常務理事1名となっております。また、常勤職員は7名で、うち県派遣職員が1名となっております。

資料を変えていただきまして、提出報告書の81ページをごらんください。

国際交流協会、平成26年度の事業報告でございます。2の事業実績でございますけれども、交流推進事業として、県民と在住外国人との交流会ですとか、国際交流ボランティア養成講座の開催などを実施しております。また、情報提供事業としまして、インターネットによる広報ですとか、広報誌等による情報提供ということ

で、機関誌「South Wind」の発行や国際プラザニュースの発行、また、国際プラザ運営事業ということで、国際プラザの運営をしております。

82ページをお開きください。

在住外国人支援事業といたしまして、多文化共生社会推進事業といたしまして、在住外国人法律相談会ですとか、在留外国人生活相談等を開催しております。

(4) 国際化推進事業といたしまして、国際交流協力活動に対する団体の助成ですとか、多文化共生アドバイザー、在住外国人等を講師とした講座等を開催いたしております。

163ページをお開きください。

経営状況等の経営評価報告書でございます。一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

その下の財政支出等についてでございますが、平成26年度の実績は、県委託料2,543万円余となっております。その下の欄、主な県財政支出の内容につきましては、①多文化共生地域づくり推進事業といたしまして、県民に対する異文化理解講座の開催や通訳ボランティアの育成、在住外国人のための日本語講座の実施等に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄の活動指標でございますが、まず、1の外国人のための日本語講座といった研修・講座の延べ参加者数は目標値5,000人に対して、平成26年度の実績値は6,001人で達成率は120%となっております。また、2のホームページアクセス数につきましては、目標値2万5,000件に対して、実績値は1万2,991件、達成率は52%となっております。また、③の宮崎県国際プラザ、延べ来館者数は、目標値6,000人

に対して実績値は6,987人、達成率は116.5%となっております。

次のページ、164ページをお開きください。

財政状況の欄につきまして、26年度決算額を御説明いたします。まず、枠内左側の正味財産増減計算書であります。平成26年度の列、経常収益は3,368万円余であります。また、経常費用は3,397万円余で、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス28万8,000円となっております。

この理由といたしましては、パソコン等の償却資産を一括償却したことによります減価償却費が増大したことによるものでございます。これに3行下の欄の当期経常外増減額のマイナス1,000円と合わせますと当期一般正味財産増減額は、マイナス28万9,000円となり、これと、1行下の欄、一般正味財産期首残高208万円余と合わせました一般正味財産期末残高は179万円余となります。

また、この一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高5億4,360万円を合計した正味財産期末残高は5億4,539万円余となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてでございます。一番右側の平成26年度の列をごらんください。一番上の資産は、合計で5億4,703万円余であり、その内訳は、2段目の現金や普通預金などの流動資産が245万円余、その下の投資有価証券などの固定資産5億4,458万円余となります。

次に、負債でございますが、固定負債はなく、未払金などの流動負債が163万円余となっております。この結果、資産から負債を差し引きました正味財産は5億4,539万円余となります。

次に、その下の欄、財務指標についてでございます。①の自己収入比率は、当期支出合計額

に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入の比率でございますが、目標値15%に対して、平成26年度の実績値は21.8%と達成率は145.3%となっております。

最後に、一番下の欄、総合評価についてでございます。協会の自己評価は、左側でございますとおり、活動内容B、財務内容B、組織運営をBとされているところでございます。これに対する県の評価としましては、右側の欄にございますが、それぞれ課題はありますけれども、活動内容は多様なニーズに対応した事業内容の見直し等にも積極的に取り組んでいること、財務内容は、目標を達成していること、組織運営については、最小限の人数で運営され、職員の能力向上に取り組んでいることなどから、協会の自己評価と同じいずれもBとしたところがございます。

87ページにお戻りいただきまして、平成27年度の事業計画でございますが、平成26年度と同様に、交流推進事業など4つの柱のもとに、国際交流事業等を実施することとなっております。

オールみやざき営業課からは、以上でございます。

〇二見委員長 執行部の説明が終了しました。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時58分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

〇永山商工観光労働部長 申しわけありません。先ほどの私の発言で少し誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

食の信頼を科学する事業とJリーグの芝の関係の事業について、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これ採択されたと申し上げ

ましたけれども、国の審査等を通じて、採択の可能性が高い2つの事業について、今回予算として上げさせていただいているということでございますので、訂正をさせていただきます。

〇二見委員長 それでは、先ほどの報告事項に関する説明が終わりましたので、質疑はありませんでしょうか。

〇野崎委員 報告書の177ページの一番下のほうなんですけれども、宮崎県産業振興機構の相談件数とかの実績が載っているんですが、上の実施事業の項目別にこの相談は何件あったとか、その相談件数がわかれば、資料の提供をしていただきたいと思っております。

あと質問なんですけど、相談を受けたところは、あとは追いかけて、例えば、そこが売上が上がったとか、立て直したとかというのまで追いかけるんですか。

〇野間産業振興課長 相談件数の内訳なんですけれども、機構で受け付けてます相談、まず、よろず支援拠点での相談、これが1,402件でございます。それと、総合相談窓口、これが461件、フードビジネスステーションでの支援が相談が1,098件でございます。それと、その相談の後のフォローといいますか、実際、売上が伸びているかどうかということのフォローについては、1件1件について行っているということはありません。ただ、実際、その後具体的な支援を行うということで、支援を行いましたような企業については、その後大体どんなふうになったかということまでは把握しているという状況でございます。

〇野崎委員 相談の種類別はわかんないんですか。種類別というか、経営に関する相談が何件とか、例えば新分野への進出が何件とかという、今手元になれば後で資料をもらえばいいです。

○野間産業振興課長 まず、総合相談窓口でいきますと、ものづくりに関する相談が55%、創業に関する相談が15%、経営革新が8%ということでございます。それと、フードビジネスにつきましても、6次産業化、農商工連携に関する相談が24%、商品のデザイン等に関する相談が14%、新商品に関する開発が12%という形になっております。

それと、よろずのほうですけれども、売上拡大、販路開拓に関する相談が39%、創業に関する相談が12%、経営改善が11%となっております。以上であります。

○野崎委員 一応後で資料をもらってよろしいですか。

○二見委員長 野崎委員より、今の相談件数の内訳等についての資料要求がありました件についてお諮りいたしますが、資料は全員へ提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、いつごろ用意はできますでしょうか。

○野間産業振興課長 後日、皆さんに配付したいと思います。

○二見委員長 よろしくお願ひいたします。

○野崎委員 企業は、相談するときには出向いて相談すると思うんですけれども、なかなかここは知らない方もいると思うんです。この周知方法はどうなっているんですか。

○野間産業振興課長 いろいろな方法で周知しているところですが、一つは、機構のホームページがございまして、それから、パンフレット等も相当部数配布しておりますので、そういう形で周知しているところがございます。

○野崎委員 わかりました。

○蓬原委員 関連して、パーセントで売上だっ

たり、創業だったり、経営の革新だったりということなんですが、今の野崎議員の質問もそうですけれども、要は、対象となる中小企業というのは県内に何万社とあるわけですから、その中で何%の方が……。いわゆる相談件数に関しての55%とか、そういう話ですよ。だから、宮崎県内の企業の何%はその存在を知っておられて、御利用になっているかということもやはり見ていかないと、存在を知らずに本当は売上不振だとか、なかなか販路拡大ができずに悩んでいらっしゃる方もあるのではないかと感じてまして、この産業支援機構というものはどこまで突っ込んでその支援をするのかということです。きのうから何回も話が出てますけれども、富士市の「f-Biz」です。あそこの小出さんがおっしゃるには、コンサル業はサービス業なんだと。相談のあったところにちゃんと出向いて、最後までしっかり立ち直るところまでやっていかないと、ただ、そこにそういう事業があるからマッチングをしたりとか、それだけではその効果は出ませんよねという話があって、私も一般質問の中に入れたわけですが、今、野崎議員からも出向いてと話があったけれども、そういう意味合いがあったんだろうと思っています。相当突っ込んで本気になってやってあげないと中小企業の能力では、そのあたりのマーケティングリサーチとかできないわけですから、その姿勢というのが、どこまで突っ込んであるのかというようなことが大きなポイントじゃないかなと感じてまして、そのあたり何か所感があればお聞かせいただきたいんですけれども。

○野間産業振興課長 何社あって、そのうち何社が利用しているかという数字は今ないんですが、延べ相談件数ですので、1社が複数回相談に来るということもありまして、企業の数では

ないわけですが、どこまで相談に乗るかということにつきましては、基本的には満足していただけるまでつき合いますというスタンスでやっております。ですから、同じ会社が何回も来ることもあるし、相談件数には入らなくて、次は具体的な支援というものもありますので、基本的には満足していただけるまでおつき合いますというところで考えております。

○蓬原委員 例えば、いろいろ指導したけれども、志半ばにしてうまくいわずに廃業、倒産という例もあるでしょう。それはないですか。全てがうまくいってますか。

○野間産業振興課長 先ほど申しましたように、その相談にみえた企業さんをずっとその後フォローしているというわけではございませんので、最終的にそれでうまくいったか、また、失敗されたかというところまでは把握し切れないところがあると思います。現実には必ずしもうまくいかなかったところもあるものとは思っています。

○蓬原委員 失敗にこそ教訓があるというのは、スポーツの世界でもよく言われることですが、やっぱりどこに問題があったのかということです。しっかり突き詰めて、そして、次の企業の指導にまた生かしていくという、やはりそこまでの突っ込みが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、そのための産業振興機構、振興がついているわけですから——じゃないかなと思ってまして、そういう目でこれからも見させていただきたいとは思っていますので、別に答弁は要りません。

○高橋委員 個別の質疑じゃなくて、この評価報告書のシステムと申しますか、いわゆる財務指標です。財務指標は、産業機構については人件費比率を出しています。ほかのところではないわけで、ぱらぱらと見たところ、健康づくり

協会とか、一ツ瀬のゴルフ場とか、ああいうところには人件費比率が載せているんです。何かこれシステムで載せ方のルールというのがあるんでしょうか。そちらで説明する分野ではないですよ。総合政策課か。

○野間産業振興課長 県全体でどうなっているかということではないんですけれども、機構、それと、協会ですけれども、それぞれ団体の目的にあわせて、その団体の状況を把握するためには、どういう指標が適切かというところで設定しておるところでございます。

○高橋委員 人件費というのは、その事業費に占める割合とかで決めてらっしゃるのかなと、課長の答弁を聞いてそう理解をしようと思えます。それでは、1番目に説明のあった機械技術振興協会の人件費比率で目標値67を示されてますよね。実績値が54だったということで、119でよかったとなっているんでしょうけれども、そこにいらっしゃる方はよくないような気がするんですが、人員削減とか、いろいろ中身を聞かないとわかんないんでしょうけれども、どういう努力をされてこの実績値が54まで比率が下がったんでしょうか。

○野間産業振興課長 協会のほう*人件費が変動しましたのは、以前は臨時職員ということで上がっていたものを、今度、有期雇用としましたので、そこ辺でちょっと人件費の変動が生じております。

○高橋委員 臨時職員と有期雇用は、最低でも1年間です、違うか、ただ、身分は一緒じゃないかと私は今イメージしたんですけれども、有期雇用と臨時職員の賃金が違うんでしょうか。

○野間産業振興課長 臨時職員のとときの金額と有期職員になったときの金額ちょっと把握して

※35ページに発言訂正あり

おりませんので、確認して報告したいと思いません。

○高橋委員 細かなことはもう聞きませんが、その人件費比率が何%ならいいのかというのをどうも私イメージができません。そこで働く人の基本、生活費としてしっかり支給されていれば、私はそれはオーケーの範囲だと思っています。だから、そうなるかと細かく聞かないとわかんなくなるんですが、人件費比率がどの程度で目標として定められるのがいいのか、その何か基準というのがあれば教えてください。

○野間産業振興課長 協会についていえば、相談とか技術指導ですので、どうしても人件費の割合は高くなるわけですが、そのほかにいろいろな事業をするということで、できるだけ事業費にお金が回ったほうが良いというような考え方で、その人件費の比率というのを指標に定めているわけですが、だからといって、人件費を削減しようという考え方ではなくて、事業費をふやすという方向で事業を積極的にやろうということ考えております。

○高橋委員 もう最後にしますが、今課長がおっしゃった考え方が根底にあるのであれば安心をします。どうしても、安く抑えようという、予算に限りがあるものですから、そういう努力をしがちですよね。ただ、やっぱり、今、宮崎県的に一つの課題は働く人の賃金が低く抑えられてるんじゃないかと、そこが多くあるものだから、当然県民所得は下がっていくわけで、購買力も下がるわけです。そこを何とかうまく循環を変えないと、宮崎県の経済はよくなるんじゃないかということだと思います。ありがとうございました。

○蓬原委員 国際交流協会に関連して、県内の

外国人の方々の交流の場とするという目的があるわけですが、大体どれぐらいの方が今現在、住んでいらっしゃるんですか。ふえていくと思うんですが。

○酒匂オールみやざき営業課長 外国人の方々の数でございますけれども、法務省の在留外国人統計によりますと、平成26年12月末現在で4,414名でございます。国別に申し上げますと、中国の方々が1,791人、韓国・朝鮮が597人、フィリピンが581人、インドネシア281人と続いております。

○横田委員 81ページの一番下に相談件数288件、うち外国人42件と書いてありますし、次のページにも、法律相談とか人生相談とか書いてあります。時々ですが、外国人が何か事件、犯罪を犯すことがあります。きのうニュースでも盛んに言ってましたが、ああいう人たちも、もちろんああいう犯罪を起こすこともまかりならんわけですが、そこに至る何かの原因がやっぱりあるような気がするんです。そういう相談もこの国際交流協会を受けておられるんでしょうか、悩み相談とか人生相談みたいに。

○酒匂オールみやざき営業課長 在留外国人の方々の支援といたしまして、法律相談を年1回開いております。昨年の実績が3件の御相談が来ております。また、生活相談につきましては、5カ国語がしゃべれる方をボランティアの相談員として配置しております。対応に当たっておりますけれども、相談をいただいた件数は3件となっております。

○横田委員 どこに相談していいかわからない外国人の人たちたくさんおられるような気がするんです。だから、やはりこういう相談窓口がありますよということで周知ができれば、もっ

ともっとたくさんの方が相談されて、きのうみたいな事件もなくなっていくんじゃないかと思ったりするものですから、さらに充実を図っていただければと思います。

○高橋委員 国際交流協会は会費収入がありますが、これ何人分ですか。1人2,000円でしたか。84ページに団体受け取り会費、個人受け取り会費とありますが。

○酒匂オールみやざき営業課長 個人会員の方が年間2,000円、団体の方が1万円となっております。ちなみに、平成26年度、個人会員の方が51名、団体が47団体加入していただいております。

○高橋委員 参考のために、2,000円掛ける51名です。私も、総務政策常任委員会で、委員長をしていたときに記憶あるものですから、せめて常任委員会の委員ぐらいは会費を納めようやということを言った覚えがあるんですけども、51は極めて少ないです。ぜひ、もっと広めて会費収入を上げてください。よろしくお願いします。

○西村委員 観光コンベンション協会なんですけれども、よく全体的なイメージで商工観光労働部が管理している観光分野とコンベンションが管理している観光分野、あと市町村の観光協会が管理している部分というのがあります。我々にいろんな旅行関係の方から相談があるときに、県にこう動いてほしいと言っても、それがコンベンションが得意な分野であつたりとかというのが、我々から見ても非常にわかりにくいところがあつて、県の人に相談したら、県の方がコンベンションに相談して下さったりということがあります。そのような仕事上の互いになあなあでやっている部分もあつたり、一緒にやっている部分も当然あると思うんですが、そういうところの仕事のやりづらさとか、逆にいえば、こういうコンベンションがあるから県と

してはやりやすいという部分をわかりやすく教えていただきたいと思うんですが。

○福嶋観光推進課長 県商工観光労働部とあとコンベンション協会の役割分担、あるいは市町村との関係については、これまでもいろいろな御意見等がありまして、私も伺っているところでは、随分前から県は基本的にはいろんな企画立案、予算の確保等を行って、もちろん一緒に動くことも多いんですけども、観光コンベンションは実働部隊であるというような基本的な考え方を持っているのかと思います。

ただ、けさの新聞に載っていましたように、例えば、こういう議会中に首都圏であるMICEの協議会に出るとか、そういった活動、非常に機動力が高くて、予算も自由度が高くて使えるという意味では、コンベンション協会は非常に民間に近い形での動きができるのかなと考えております。

実際、MICEの誘致なんかでも、官のMICE、国が行う、そういったものは基本的に県が受け持つとか、あるいは民間のほうはコンベンションが受け持つとかそれぞれにルールがあつたりするものもございます。

実際、海外に営業に行くときも、日ごろはコンベンションの方に行っていただいて、ここぞというときには県の責任者が行って、例えば、知事がトップセールスを行うとか、そういう形で信用度を高めるというようにお互いに補い合つて、いい形で観光が進むようにということで動いているというのが現状でございます。境はあるようでなくて、柔軟にといいですか、県がかなり出張っていくこともあれば、コンベンションにお任せする場合がよい場合があつたりということです。それと、市町村との関係でいいますと、広域的なものに関してはやはり県の

コンベンション協会が外から人を引っ張ってくるというようなことについて主にやるのかなど。県内の市町村は、もちろん高千穂とか宮崎とか、もう外から呼ぶことを意識してやられているところもたくさんありますけれども、やはり、県内のほかの市町村から来てくれるのを主眼にやっている市町村もありますので、そういった市町村の要望に応えながら、コンベンション協会は立ち位置をもっていくのかなど思っております。

○西村委員 ありがとうございます。課長のおっしゃることで大分わかる部分もあるんですが、逆に、さっき言われたように、民間により近い部分で、自由に動いていただいているコンベンションの特徴というか、いい面もあるんですけれども、逆に、打ち上げ花火的な予算をかけてやった事業がうまくいくときもあるし、うまくいかないときもあります。そのときの責任の所在というものが、県であればこういうものをやりました、こういう事業をやりました、こういう成果が出ましたというのが丁寧に説明されたり、議会に諮られたりするんですが、コンベンションがやる事業というのが、非常に見えにくかったりします。あとは旅行会社の人から、コンベンションに相談に行ったけれども、あんまりいい対応をしてもえなかったというクレームがあって、そういうときに我々議会のほうからは、コンベンションという外郭になってしまうものですから、ワンクッション置いて伝えていくしかないというところ、さっき言ったように、責任の部分に関して、非常に我々から見たら見えにくいというところがあります。そこで、コンベンションの会長さんはもともと銀行の方ですから、その名前的なものは大きいものがあるんですが、コンベンション協会の中に、

例えば、旅行会社を退職された後にコンベンションに入ったとか、実際にプロの仕事をして、今はこの中で活動しているという方が何名かいらっしゃるのでしょうか。

○福嶋観光推進課長 今の最後の質問からお答えしますと、旅行会社をやめて、コンベンションに入られている方は何人かいらっしゃいます。ことしの4月からMICEの担当で専任で置いている方はJTBの職員ですし、プロパー職員の中にも大手の旅行会社をやめてこられているという方がおられます。また、そのほかにも、コンベンションの職員で民間の出向の職員ございますので、旅行会社ではないんですけれども、民間の感覚で仕事をしていただいている、どちらかというと呼ぶほうの立場でありますけれども、そういったところで、旅行のプロと言える方も何人かいらっしゃって、その方々がリードしていただいていると考えております。

それと、責任の所在の話なんですけれども、よしあしは別としまして、コンベンション協会に対する補助金の9割以上は県から行っております。したがって、県が企画して予算を獲得したものをコンベンションのほうに補助として流しまして、実施主体はコンベンションとなりますけれども、やっている事業は県がそれを支援すると決めた事業でありますので、実質一体となってやっているということでもあります。どちらの責任と言われたときに、その意味では両方責任を負うべきなのかなと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。今、企業からの出向の方が6名ぐらいここにいらっしゃるということで、企業からの出向となると具体名出していかわかりませんが、ホテル業とかバス会社であったりとか、そういうところということでしょうか。

○福嶋観光推進課長 おっしゃるように、ホテルあるいはバス、銀行もいらっしゃいますし、旅行会社も先ほど言ったように、MICEの担当などはそうっております。

○西村委員 逆に言えば、そういう会社というのは、直接こういうところと恩恵がつながりますよね。恩恵というか、こういうものに企業職員を派遣してたほうが、新しい情報であったり、お金の流れであったり、何かイベントを打ったり、事業を打ったりするときに、我田引水という悪いかもしれんけれども、なるべく自分たちのほうに持っていききたいとか、持っていきうということができなくもないなと思うんです。そういうことに対して、宮崎県の観光がいろいろ言われる中で、なかなか新しい観光の形に即して行ってないというのが、議会を通じておくと指摘されている部分に対して、実はそういうもののがなじがらめじゃないけれども、昔からの流れでこういう企業から出向をされて、そういう人たちとの綱引きだったり、いろんなものがあって、なかなか新しいものを切り開けていけないんじゃないかという指摘を受けたことがあるんですが、そのことに対してはどうですか。

○福嶋観光推進課長 いろんな方面から御指摘があることは承知しておりますけれども、一応企業から来られている方は、企業の手弁当で来られています。我田引水ということに関しましては、その境が非常に難しいわけですが、一生懸命営業をしていただいて宮崎に呼んでいただくという分に関しては、その働きによって半々なのかなと、そういう意味ではうまく利用していただいて、いっぱい営業活動していただくとありがたいなと思ってます。

この協会のあり方そのものにつきましては、

今、恐らく全国のこういった観光組織がやはり変革を求められているんだろうと思います。日本版DMOというのが本会議でも出されましたけれども、国自体がやっぱりスイスとか諸外国の先進事例を学ぶべきじゃないかと、そういう組織をつくっていくべきじゃないかというような仕掛けもやってきてますので、ちょっと時間はかかると思うんですけども、そういうあり方の検討みたいなのも当然やっていかないといけないと認識をします。

○西村委員 わかりました。

○野間産業振興課長 済みません。先ほど高橋委員からのお尋ねで、協会の人件費比率の件ですけれども、ちょっと訂正します。人件費は変わっておりませんで、事業費がふえたことによって、人件費比率が下がったということでございます。有期雇用に切りかえましたけれども、給与といいますか、額は変わってないということでございます。

○高橋委員 事業費、いわゆる分母の関係です。そうなれば、意味がない面もあるなど、説明聞いててふっと思ったんですけども、もっと指標の出し方は何か別な方法はないのかなと思ったところでした。

○野間産業振興課長 人件費比率を指標にしているのは、同じ人間の数でたくさん事業をすれば人件費比率は下がるということです。ですから、同じ人数でたくさん仕事をすると、そういう目標ということで、人件費比率を掲げているということでございます。

○蓬原委員 観光コンベンションについてです。きのう一般質問でクルーズ船について、目標についてはかなり差があるからということで厳しいことを言いましたけれども、ここまで頑張ってきていただいて、そして、まずそこを達成し

て次を目指すということですから、それはそれなりにこれまでの頑張りについては大変評価をしているつもりです。

今ここにきて、来年まで16隻、船籍会社の社長さんがおっしゃったことも含めて、現実のものとなって、ことしをLCCクルーズ元年を銘打って事業を始めていらっしゃいます。これには、大体効果が出るまで3年かかると言われてまして、そのためには、本県としても3年前から何らかの営業活動を展開されてきたので、ことしの実績につながったんだろうと思うんですが、これにかかわるこの観光コンベンション協会、この事業内容を見るとクルーズというのはないんです。これは、コンベンションがまずそれにどうかかわってきたのかということと、かかわってきてないとすれば、ちょっとこれから発展した話になりますが、どのような営業展開をされて、ここまでクルーズ船が本県に寄港するようになったのかということとをちょっとかいつまんで教えていただけませんか。

○福嶋観光推進課長 私は、3年前から誘致活動をしてきたと伺っておりますけれども、やはり、誘致の中心になっているのはコンベンション協会であると考えております。コンベンション協会が実施している事業の中に、外国人の誘致、国内誘致とか国外誘致とかあるんですけれども、その誘致の部門でクルーズも担当しているということでありまして。実働でいいますと、実際に上海とか台湾のクルーズ船社に行って営業をしたり、あるいは見本市に行ったりとか、そういう商談会に出たりという回数はコンベンション協会のほうが多いと認識しております。県のほうは、例えば、県の幹部がかわったときとか、知事がトップセールスをするときとか、そういう節目節目に行くことはありますけれど

も、やはり議会があったり、予算の時期があったりということと制約が多いもんですから、そういう意味では、非常にコンベンションのほうに機動力を発揮していただいていると認識をしております。

○蓬原委員 ちょっとコンベンション協会から外れてはいけないんで、これは後でまたその他の項になるかもしれないんですけども、そもそもの宮崎に第1号のクルーズ船が来るという、この効果の端緒を開いたのはどこだったんですか。何か全国的なそういう組織があって、その流れの中で宮崎ルートが1つできたよということだったのか、ファーストポートじゃないわけですから、どこかに寄ってからきているわけで、そういう流れで船籍会社なり旅行社がそういうのが、ここが能力ができたのでということをつくったのかということ、それとも積極的にコンベンションなりが営業活動、PR活動をやって、宮崎に行こうということになった、端緒を開いたのは何だったのかなということとをちょっと教えてください。

○福嶋観光推進課長 何年何月というのはちょっと難しいんですけども、目に見えて活動を始めているのは3年前ということなんですが、コンベンションがまずは動き始めまして、それをもう3年以上前からだったということとでございます。ですので、端緒を開いたのはコンベンション協会ということとでございます。

○蓬原委員 ちょっと話がそれるといけないんで、クルーズを宮崎に呼ぼうという動き、観光振興計画で20回と目標立てておられますよね、このクルーズを呼ぼうということを宮崎県として思い立ったというか、目標にしたというか、それはいつごろなんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 ちょっと調べますのでお

時間をください。

○**蓬原委員** じゃあ結構です。わかったときで結構です。観光コンベンションの果たす役割がどうなのかということ、もうそれからクルーズ船にどう果たしたのかということをちょっと聞きかったもんですから、わかったときで結構です。

○**福嶋観光推進課長** 先ほどのクルーズ船の目標回数を上げたタイミングでございますが、ことし6月に策定したこの観光振興計画、ここからということでございます。

前の観光リゾート計画は、平成15年度から25年度までの10年間の計画ということでしたので、その15年度のときには、クルーズという項目は当然なかったということでございます。油津港を改修したのが昨年度ですので、その改修の計画がもう上がったときから、当然この計画は浮上してきたと思うんですが、タイミングとしてはこの6月に策定した計画に初めて登場したということでございます。

○**蓬原委員** 思い立ったのもちょっと前に思い立っておられて、そして、港湾の整備をして、そして、計画はまた10年ものだったから、それをちょっと港湾の整備の後、20回という目標が文章として出てきたということですよ。わかりました。

○**二見委員長** ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** では、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○**日下商工政策課長** それでは、常任委員会資料の11ページをお開きください。まず、商工政策課から県内経済の概況等について御説明を申し上げます。

まず、1の表でございますが、こちらは3つ

の機関の経済概況報告を記載しているものでございまして、左から日銀宮崎事務所、次が、財務省宮崎財務事務所で、この2つが本県経済に関するもの、一番右が内閣府の月例経済報告で全国の状況でございます。また、矢印は前の期との比較で改善か悪化か横ばいかを示しているものでございます。

こちらを見ていただきますと、本県では、昨年以降、持ち直しの期が続いており、直近の判断でも、日銀の一番左下のところの9月のところでございますとおり、日銀は、基調としては持ち直しの期が続いているとしております。

しかしながら、この表には記載はしておりませんが、先日発表された本年4月から6月の我が国のGDPは、年率換算で1.2%減ということでございます。海外景気の下振れのリスクを含めまして、今後の景気動向につきましては注視が必要だと考えております。

それでは、次のページをお開きください。12ページでございます。こちらからは主要な指標について御説明を申し上げます。

まず、(1)の個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございますが、左の表の中ほど、全店ベースで見ますと、6月が天候不順の影響による衣料品の不調などによりまして昨年比で減少したところでございますが、7月は、引き続き衣料品につきましては、振るわなかったものの食料品が堅調だったことなどにより前年比で増加しました。日銀の調査では8月も同様の傾向とのことで、総じてみれば底堅く推移していると言えます。

また、(2)の乗用車の販売台数でございますが、こちら昨年4月の消費税増税の駆け込み需要の反動による影響に加えまして、本年4月には、軽自動車税の増税もあり、上の表の右端に

ありますとおり、県全体では7月が8.8%減、8月は15.2%減となりました。台数で見ますと、7月までは徐々に持ち直しつつありましたが、8月になり再び台数が減少したという状況でございます。

次の13ページをお開きください。

(3) 観光でございます。宮崎市内の主要ホテル・旅館の宿泊者数は、左の表にありますとおり、4月以降、昨年同期を上回っております。これは、香港線の新規就航等により、外国人観光客が大幅に増加しているほか、国内客の入り込みも堅調であることなどによるものと考えられます。

その下の(4)の製造業でございます。こちらは、鉱工業生産指数でございますが、上の表の右側でございますとおり、本県では1月以降4カ月連続して低下をいたしました。5月以降増加に転じたという状況でございます。6月につきましては、食料品や化学を中心に上昇し、また、情報関連機器や繊維でも緩やかな回復が続いている一方、輸送用機械関連では弱い動きが見られ、全体としては、持ち直しの動きが鈍化しつつあるとのことでございます。

次の14ページをお開きください。

(5)の雇用情勢でございます。アの有効求人倍率、こちらは着実に改善をしております、上の表でございますとおり、本県の有効求人倍率は、6月が1.00倍、7月は1.04倍となっております。

また、その下のイは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。表の上、求人欄につきましては、4月から6月期の実績、並びに7月から9月期の予想ともふえるという割合が高い

一方で、下の欄、求職のほうにつきましては変わらない、また、減る、減った、少し減ったと、そういった割合、こちらが高い状況でございます。

このようなアンケート調査結果や下の各事業所からの声のところにもございますとおり、雇用情勢に関しましては、介護関係などの分野を中心に人手不足感が高まりつつある状況でございます。以上でございます。

○野間産業振興課長 地域中核的企業の認定について説明いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

まず、1の地域中核的企業育成・強化事業であります。

(1) 概要であります。中央の図をごらんください。中央に中核的企業がございまして、左上の上向きの矢印ですが、県外企業との取引を拡大しまして外貨を獲得し、一方、下向きの矢印ですが、県内においては、外注加工や部品調達により域内の経済を循環させる。このような中核的企業の候補となる企業を認定しまして、右上の黒丸にありますような支援を産学官金の連携のもと、総合的、重点的に行いまして、地域経済の牽引役として育成するものであります。

下の(2)中核的企業の選考です。今回が初めての認定でありまして、支援を希望する企業を募集しまして、専門家による審査会を実施して選考したところであります。

次のページであります。2、認定企業の概要であります。今回、第1次の認定企業として2社を選定したところであります。ミツワハガネ株式会社につきましては、特殊鋼鋼材の販売及び精密機械加工部品の製造・販売を事業としておりまして、今回は、航空機の重要部品の機械加工分野への本格参入等によりまして事業拡大を目指

すこととしております。

宮崎ひでじビール株式会社につきましては、地ビールや発泡酒の製造・販売等を事業としておりまして、今回は、農商工連携によるオール宮崎産のビール等の開発・販路拡大及びSPGによる常温流通技術の高度化等による事業拡大を予定しております。

次に、3、認定後の支援であります。認定後は、事業計画に応じまして補助事業の活用に加え、産学官金の支援チームを編成しまして、技術支援、経営支援、金融支援などを重点的に実施していくことにより、企業力をアップさせ、地域経済を牽引できる中核的企業として育成していくこととしております。以上であります。

○谷口産業集積推進室長 続きまして、今月4日に延岡市で開催いたしました東九州メディカルバレー構想5周年記念大会 in NOBEOKAについて御説明いたします。

お手元の常任委員会資料18ページをお開きください。

まず、開催の目的であります。本大会は、平成22年10月に本県及び大分両県の産学官で策定しました東九州メディカルバレー構想が来月で策定から5周年となることを記念いたしまして、これまでの成果や今後の取り組みを広く発信し、本構想のさらなる推進に向けた機運の醸成を図るため、大分県や延岡市と共同で開催したものです。9月4日にホテルメリージュ延岡で開催いたしまして、県内外から約160名の参加がございました。

5の開催内容にありますとおり、本大会では、経済産業省の医療・福祉機器産業室の土屋博史室長によります国の医療機器産業政策についての講演を初め、ごらんの4つの講演を行いました。特に、③の医療人材育成によるアジアへの

貢献についての講演では、九州保健福祉大学と交流のありますタイの国立タマサート大学のカマル前医学部長にお越しいただきまして、タイにおける人工透析装置等医療機器の操作や保守を行う臨床工学技士の人材育成の状況等についてお話しをいただきました。

また、あわせまして、会場の内外に医療機器の展示コーナーを設置いたしまして、東九州メディカルバレー構想や本県の産学官で研究開発されました医療機器の紹介を行ったところであります。

構想策定から5年という区切りを一つの契機といたしまして、医療機器産業への新規参入や医療機器の研究開発、さらには海外展開などの取り組みを加速しまして、医療機器産業の一層の集積による本県経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

○久松労働政策課長 労働政策課から2点御報告をいたします。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

まず、宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定に基づく実施計画の策定についてでございます。お手元に別途実施計画をお配りしておりますけれども、委員会資料で説明させていただきます。

1の概要にありますとおり、ことし3月に県と労働局の間で雇用対策協定を締結しております。このたび、この協定に基づきまして、具体的な取り組みや成果目標などを取りまとめた実施計画を策定したところでございます。

2の施策の柱であります。①の人づくりの一体的推進のほか、若者や女性の活躍促進、UIJターン就職の促進など8つの柱ごとに、3の実施内容にありますように、県と労働局が共同で実施する取り組み、県が実施する取り組み、労働局が実施する取り組みに分けて整理を

いたしております。

また、次の4のとおり、施策の柱ごとに中長期的な目標でございます成果目標などをまとめております。

次のページが横書きの資料になっておりますが、具体的内容を説明させていただきます。左から施策の柱、真ん中に共同で実施する主な取り組み、右側に成果目標を記載しております。

県と労働局で実施する主な取り組みについて説明させていただきます。まず、人づくりの一体的推進であります。1つ目の共同で実施する事業のところ、宮崎成長産業人材育成事業につきましては、ICT、フードビジネスなど4つの産業分野において、UIJターン人材や女性など、多様な求職者を対象とした人材育成に今年度から3年間取り組むものであります。

事業実施に当たりましては、労働局には、ハローワークでの求職者への事業の周知や誘導、就職支援などバックアップしていただくこととしております。

次の2の施策の柱、若者の活躍促進であります。県と労働局が連携し、KITENビルの中に昨年9月に設置いたしましたみやざきJOBパークプラスにおきまして、就職相談から職業紹介までをワンストップで行うなど、若者への就職支援に取り組んでおります。また、高校生の就職時の県外流出や新規学卒者の早期離職の問題等に対応するため、宮崎新規学卒者等就職採用応援本部におきまして、企業、学校、行政等が一体となって取り組むべき対策を取りまとめることとしております。

次に、女性の活躍促進につきましては、先般、女性の活躍推進法が成立したところでございますが、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するため、みやざき女性の活躍推進

会議を設立する予定であり、設立後はこの会議を中心に女性の活躍促進に向けて取り組むこととしております。

4のUIJターン就職の促進であります。みやざきJOBパークプラス内の、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター宮崎本部とハローワークとの連携によりまして、UIJターン希望者への就職支援の充実を図ってまいります。

以上が主な取り組みでございますが、他の施策につきましても、雇用労働環境の向上に向けて、県と労働局がこれまで以上に連携を深め取り組んでまいりたいと考えております。

次に、恐れ入ります、資料をかえていただきまして、本日追加でお配りしております、労働政策課の平成27年度春季賃上げ及び夏季一時金要求・妥結状況という1枚紙がございます。これに基づきまして御説明いたします。

昨日調査結果の取りまとめが終わりまして、本日追加して説明させていただくものであります。

まず、1の平成27年春季賃上げ要求・妥結状況でございます。

1の調査目的にありますように、県内の民間企業における賃上げの要求・妥結状況を調査しまして、労働行政の基礎資料を得ることを目的に毎年7月31日現在の状況を調査しております。

2の調査対象組合は、労働組合法適用組合の中から抽出した164組合に調査を依頼し、3にありますよう、71組合から回答を得ております。

調査結果であります。まず、(1)の要求の状況であります。表の左から2番目の27年7月31日現在、それから、隣が前年の状況、その隣、対前年比較と記載してございます。27年7月31日の欄でございますが、組合数につきましては53組合で、一番右の対前年比較の欄でありますよ

うに、2組合の減、次の平均賃金額、これは要求組合の平均賃金額でございますが、22万7,741円で、対前年比756円の減、次の平均要求額は6,844円で、対前年比497円の増となっております。

次のアップ率、これは、平均賃金額に対する平均要求額の割合でございますけれども、3.01%で対前年比0.23ポイントの増となっております。

金額別の要求状況については表のとおりとなっております。

(2)の妥結の状況でございます。平成27年7月31日の欄をごらんいただきたいと思いますが、組合数、平均賃金額は要求の状況と同様でございます。次の平均妥結額は3,779円で、対前年比215円の増と、アップ率は1.66%で、対前年比0.1ポイントの増となっております。

金額別の妥結状況につきましては、表のとおりとなっておりますが、表の3番目でございますように、1万円以上、1万5,000円未満の妥結組合が昨年はありませんでしたが、ことしは2組合が妥結ということになっております。

続きまして、資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。平成27年度夏季一時金、いわゆるボーナスと言われるものの妥結状況でございます。調査目的、調査対象組合は、先ほどの春季賃上げと同じであります。回答は73組合からいただいております。

(1)の要求の状況であります。27年7月31日現在の欄のとおり、要求組合数が53組合、対前年比3組合の増、平均賃金額が22万4,313円、対前年比581円の減となっております。

次の平均要求額につきましては、47万5,455円で、対前年比1万5,955円の減となっております。

次の月数は、平均要求額を平均賃金額で割っ

た月数となっております。2.12月分の要求でございます。対前年比0.07カ月の減となっております。

次に、(2)の妥結の状況であります。組合数、平均賃金額は要求と同様であります。平均妥結額は39万9,168円で、対前年比1万5,565円の減、月数といたしましては1.78カ月で、対前年比0.06カ月の減となっております。

説明は以上であります。

○日高企業立地課長 では、続きまして、企業立地課から2点御報告をいたします。常任委員会資料の22ページをお願いいたします。

まず、初めに、地方拠点強化税制に係る地域再生計画の策定についてということですが、わかりにくくて申しわけないんですが、これは、内容的には企業の本社機能の地方への移転等を促進する、そのための税制、それに向けた我が県の地域再生計画の策定についてということになります。

1の策定の経緯についてですけれども、国におきましては、地方創生に向けまして、地方への新たな人の流れを生み出すと、これを目的に、本社機能を地方に移転、あるいは地方で拡充して、地方拠点の強化を行う企業に対し、税制上の優遇措置を講じる、そういう内容を盛り込んだ地域再生法の改正を今年度行ったところであります。

企業の本社機能というのがどういうものかといいますと、この1の下の方に米印で注意書きをしておりますけれども、調査・企画部門など、ここに書いてありますような業務上の各部門、また研究所、あるいは研修所など、企業の中にあって、全社的な役割を担う部門とされておりまして、いわゆる営業所ですとか工場とか、こういったものは本社機能には該当しないとい

うことであります。必ずしも本社全体が移転するというのではなくて、本社機能のうち一部だけの移転でも対象となるということでもあります。

この法律に基づく税制措置を企業が受けるためには、まず、前提として、自治体が本社機能の移転等を促進していく旨の地域再生計画、これを策定して国の認定を受けると、これが求められているところであります。

このため、本県におきましても、市町村と協議しながら計画をまとめまして、8月末に内閣府に提出して、現在、認定の審査を受けているところであります。

国に提出した本県の計画につきましては、本日、別冊資料でA4縦、地域再生計画という表題の資料をお手元にお配りしているところであります。詳しい内容につきましては、またお目通しいただければと思います。その概要につきましては、常任委員会資料のほうで引き続き御説明させていただきたいと思っております。

資料22ページの大きな2番であります。地域再生計画の概要ということで、今回この地域再生計画で本県が定めた大きなポイントは、まず、計画期間、これにつきましては、国の認定を受けた日から平成32年3月31日まで、おおむね5年間の期間になろうかと思っております。それから、2の(2)の計画の実施地域ということであります。本社機能の移転などによる税制上の優遇措置ですが、企業がどこに行っても受けられるというわけではありませんが、各市町村が本社機能の移転などが実際に期待できる自分の市町村の中の区域、これを移転型、あるいは拡充型、それぞれのタイプに応じて対象地域を定めると、そういうことを求められているところであります。

移転型、拡充型と申しましたが、移転型と申しますのが、下に米印の1とあります。東京23区内に本社がある企業が地方に本社機能を有する事務所や研究所——これをこの制度で特定業務施設と言いますが——そういう特定業務施設を東京23区から地方のほうに移転をするというのが移転型であります。

米印の2番、拡充型事業であります。今、地方に現にある本社機能、これを拡充するために特定業務施設、本社機能を有する施設を新たに整備をします。あるいは少しややこしいんですが、東京23区以外の地域から移転をしてくると、こういうものも拡充型として扱うことになっております。

こういう移転型、拡充型、二通りあるわけですが、今回、諸塚村と椎葉村が現実的には期待できるような場所が乏しいということで、対象地域の設定を行っておりませんが、その他の市町村については、この対象地域をそれぞれ設定しているところであります。

具体的な対象地域の設定方法は、都市計画上の用途地域などを踏まえて、本日配付資料からは割愛をさせていただいておりますが、各市町村ごとに地図上で産業集積が既に形成されている区域などを対象地域として示しまして、計画本体に添付する形となっております。

(3)の計画の目標についてであります。これについては、別冊でお配りしております計画本体の10ページから11ページをごらんいただきたいと思います。

これも雇用創出の数、それから、移転等による新規立地件数について目標を定めるということが求められているところであります。国の指導によりまして、県で1本ということではなくて、圏域別に目標値を示していただきとされ

ているところであります。今回の目標値については、各市町村が立てた目標値を積み上げる方法で算出をいたしております。

県全体では、平成27年度から31年度までの5年間で、10ページの目標1の表がありますけれども、この表の一番上の雇用創出数という行がありますが、その右端に合計欄があります。5年間で雇用の創出が1,285人、こういう目標となっております。

また、その下に目標2の表があります。こちらが一番上には企業立地件数の移転型、東京23区からの移転型の行がありますが、こちらの右端の合計欄で移転型については46件を目指すということになっております。また、拡充型の企業立地件数につきましては、11ページのほうになります。上から3番目に拡充型の立地件数の合計の行があります。これの右端のとおり101件となっております。県全体では、合計で147件の移転・拡充による本社機能の移転等を目指すということになっております。以上が、本県の地域再生計画の概要ということになります。

また常任委員会資料の22ページのほうにお戻りいただきまして、大きな3番になります。この地域再生計画が国によって認定されると、対象地域内で本社機能の移転等を行う企業は、その特定業務施設の整備計画を県に提出して知事の認定を受けます。その認定を受けることによって、税制上の優遇措置を初めて受けられるということになります。

ただし、ここの3にありますように、企業のほうにも一定の要件が課されております。特定業務施設、本社機能を有する施設の従業員数が、大企業では10人以上、中小企業では5人以上増加することがまず必要となります。特に、東京23区からの移転型事業の場合には、これに加えて

増加する従業員数の過半数が、東京23区内の事業所からの転勤者であると、そういうことが必要とされているところであります。

大きな4番ですが、企業が受けられる税制上の特例措置について簡単に記載しております。国税の法人税、地方税の事業税、不動産取得税、固定資産税について、一定の軽減措置の対象となることが定められておりますけれども、幅がありますが、移転型のほうがより手厚い措置ということになっております。

5の今後のスケジュールになりますけれども、国の認定が9月末以降、順次行われる見通しとなっております。県としては認定を受けたならば、ホームページ等でお知らせをし、企業からの整備計画の受付、認定を行ってまいりたいと考えております。

地域再生計画については、以上であります。

続きまして、常任委員会資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

日向市細島地区の旭化成旧ウラン濃縮研究所保管物について、旭化成におきましては、より厳重で安全な地下保管施設を建設中でありましたけれども、間もなく完成の見通しとなりましたので、御報告をさせていただきます。

まず、この23ページの資料、下のほうに、参考ということで、これまでの経緯等について記載をさせていただいております。

旭化成におきましては、昭和57年10月から研究を開始し、平成3年9月に休止、平成11年1月に研究の終了を公式に表明しております。研究の終了後、旭化成では国の許可を得まして、研究所稼働時に発生した低レベル放射性廃棄物の保管施設、これを増改築いたしまして、今日まで保管を行っております。県におきましては、日向市、門川町、旭化成と昭和57年9月に安全

協定を締結しまして、旭化成が第三者機関に委託して年数回実施しております周辺環境調査の結果について毎年度報告を受けているところですけれども、周辺のウラン濃度や放射線量は自然界と同レベルで推移しております、周辺環境や人体への影響が危惧されるような異常値は一度も計測されたことはない状況であります。

旭化成におきましては、管理施設の耐震工事や保管物の固定強化の工事など、安全対策の強化をこの間にも継続的に行ってきておりますが、県が平成25年2月に新たな津波浸水想定を設定したことなどを受けまして、新たな保管施設を建設することを決定したものであります。

その概要は、23ページの大きな1番のところで記載をさせていただいておりますが、場所は、現保管施設の北東側の隣接地であります。震度7の大地震や県の津波浸水想定で日向市に予想される最大高15メートルの津波発生時にも、施設の崩壊や流出、これによる保管物の散逸が起きないように、鉄筋コンクリートの地下方式で浸水も防止する厳重な水密構造が採用されております。

建設の状況につきましては、資料の24ページに写真を示しておるところでありますけれども、まず、右下のほうの4番、写真4が現在の保管施設であります。こちらについては、震度6弱の地震、あるいは高さ4メートル超の津波に耐える、これを想定しての構造となっておりますけれども、地上に構築された一部2階建ての建屋ということもありまして、最大クラスの地震や津波に対する安全度が危惧されていたところでもあります。

写真1が新しい地下保管施設の最新の建設状況であります。左下の3に完成予想図をつけておりますけれども、わかりにくいかもしれませ

んが、この3の図の真ん中より少し上に、旧研究棟という建物があります。その旧研究棟の屋上から撮影をした写真が1の写真であります。写真の2のほうには、この地下保管施設の中の様子がありますけれども、床面積が約4,000平米、地下深さ8メートル、床の厚さが1.4メートル、壁の厚さは1.1メートル、天井の厚さは1.1メートルで、天井の上を約1メートルの盛り土で固めるということになっております。この中に、これまで保管してきたウラン溶液を中和・固化した物質や除染時に発生したコンクリート片などのドラム缶が約3,300本あります。そのほかに、使用済みのポンプやタンクなどの資機材類、こちらがドラム缶換算で約4,700本相当がありますが、完成後はこれらをこの地下のほうに移設するというようになっております。

資料23ページの大きな2番、完成予定時期でありますけれども、完成は、ことし11月末の予定でして、完成後12月から保管物の移設を開始し、来年7月末ごろまでには移設が完了するという見通しになっております。

これによりまして、保管の安全性は大きく高まるわけですが、引き続き適切な管理運用がなされることが、何より重要でありますので、県としては、今後とも旭化成や関係機関と連携しまして、安全の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

企業立地課からの御報告は、以上であります。

○福嶋観光推進課長 常任委員会資料の25ページをお開きください。

観光推進課の報告事項は3件ございますが、まず、平成26年宮崎県観光入込客統計調査結果につきまして御報告させていただきます。

まず、1の調査時期は、平成26年1月1日から12月31日までであります。

次に、2の調査結果概要についてであります。

(1)の観光入込客数についてであります。平成26年は、宿泊客が307万3,000人で、前年に比べ6.6%減少、日帰り客が1,139万3,000人で3.9%減少となっており、合計1,446万6,000人で4.5%減少しております。主な減少要因としましては、台風や大雨による天候不順、消費税増税や高速道路の割引制度の縮小、硫黄山火山性活動などが大きく影響したことによるものと考えております。なお、宿泊客のうち訪日外国人については、前年に比べ31%増加しており、日帰り客のうち県内客についても2.9%増加となっております。主な増加要因としまして、訪日外国人については、宮崎一台北線の増便、鹿児島一香港線の開設などがあったこと、県内客については、東九州自動車道の県内区域の開通が進んだことによるものと考えております。

(2)観光消費額についてであります。平成26年は、1,502億8,200万円で、前年に比べ1.3%減少しております。このうち県外客は1,080億9,300万円で、前年に比べ1.9%減少、県内客は421億8,900万円で0.4%増加となっております。

また、宿泊客は869億5,800万円で、前年に比べ0.1%増加、日帰り客633億2,400万円で3.2%減少となっております。宿泊客のうち訪日外国人については、前年と比べ64.4%増加と大きく伸びており、これが宿泊客全体の観光消費額の増加につながったものと考えております。

なお、観光入込客数、観光消費額ともに、訪日外国人の日帰り客については、サンプル数が少なく算出不可となっております。

平成26年宮崎県観光入込客統計調査結果については、以上であります。

次に、資料の27ページをお開きください。

屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備と本県への誘致について御説明させていただきます。

初めに、屋外型ナショナルトレーニングセンターについてであります。これは、陸上やサッカー、ラグビーなど屋外系競技に対応でき、医学的な見地から分析できるメディカルルームやトレーニングルーム、プールなどを一体的に備えている施設となります。

次に、2の誘致の経緯についてであります。まず、県の取り組みであります。スポーツランドみやぎの推進には、科学的なトレーニング機能やスポーツメディカル機能を高めていくことが重要であるため、こうした機能を有する施設について調査研究を行ってきたところであります。

次に、国の動向であります。文部科学省におきまして、ことし1月に取りまとめられたトップアスリートにおける強化活動拠点のあり方についての報告書が有識者会議により提出されたことを受け、調査研究を開始したところであります。

そのような中、ことし6月にフェニックスリゾート社より、オーシャンドームを解体し、その跡地に屋外型ナショナルトレーニングセンターを誘致したいとの提案を受けたところであります。

次に、3の誘致の理由であります。まず、第1に他県との差別化が進み、新たなスポーツキャンプの誘致や県外からの誘客の増加など、本県経済に大きな効果が期待できること、次に、我が国の競技力向上はもちろん、トップアスリートと接する機会の増加による本県の競技力向上にも大きく貢献できるものであること、さらに、オーシャンドーム跡地の利活用案が、本県

のイメージに沿った形で示され、本県観光にとって明るい話題となることなどから、本県への誘致について要望することとしたところでありませ

ず、4の今後の予定であります。まず、国に対する提案要望につきましては、既に8月26日に文部科学省へ事務レベルで提案・要望書の提出を行っておりますが、今後新たに設置されるスポーツ省などに対しましても要望活動を行うこととしております。

次に、競技団体への提案説明であります。文部科学省へ提案、要望書の提出を行った日と同日に、日本オリンピック委員会と日本ラグビー協会に対し、提案内容の説明を行ったところでありませ

ず、このように団体から整備を求める声が出てくるのが重要になりますので、今後、その他の団体に対しましても、提案内容の説明を行って行くこととしております。

さらに、(3)ですが、誘致の実現に向けては、県民総力戦で誘致に当たる必要がありますので、宮崎市や県内競技団体、経済団体と誘致を促進する組織を設立し、誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

ここで、提案・要望の内容について御説明いたします。別添で配付いたしました提案・要望書をお開きください。

まず、左側のページをごらんください。上段の四角で囲った部分になりますが中長期的な視点からトップアスリートの競技力向上を推進するために、屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備を提案して

おります。心となる味の素ナショナルトレーニングセンターは、2008年1月に供用開始となっております。その後、期間の短かった北京オリンピックでは成果が出ておりませんが、ロンドンオリンピックでは、屋内系競技のメダル数は大きく増加しております。一方で、屋外系競技のメダルが微増にとどまっていることがおわかりいただけると思

います。このようなことから、屋外系競技についても、トレーニング機能とメディカル機能を一体的に備えた施設を整備する必要があると考え、屋外系ナショナルトレーニングセンターの整備を提案したところでありませ

ず、右側のページをごらんください。上段の四角が囲った部分になりますが、屋外型ナショナルトレーニングセンターの本県の誘致を要望して

おります。囲みの下の部分で本県の恵まれた気象条件、キャンプ受け入れの実績が豊富なことによるアスリート第一の視点での受け入れ体制、スポーツメディカルやアスリートフードなどの先駆的な取り組みの推進など、本県の優位性についてアピールをしているところでありませ

ず、屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備と本県の誘致についての説明は以上でございます。

最後に、東京五輪等海外代表チーム事前キャンプ誘致活動について御報告いたします。委員会資料に戻っていただきまして、28ページをお開きください。

まず、1の活動内容ですが、2019年のラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピックに出場する海外代表チームの事前キャンプを誘致するため、このたび、本県がミラノ万博に出展する機会を活用いたしまして、イタリア、ド

ツの競技団体に対する誘致セールスを実施いたしました。誘致セールスを実施した団体につきましては、2の活動日程の表にありますとおり、イタリアでは、アクア・アチェトーザ・オリンピックセンターとラグビー協会、ドイツでは陸上連盟と柔道連盟であります。なお、ドイツの陸上連盟、柔道連盟に対しましては、知事によるトップセールスを実施いたしました。

今回の訪問の感触といたしましては、3の(1)のアクア・アチェトーザ・オリンピックセンターでは、来年開催されるリオデジャネイロオリンピックの事前キャンプ地の選定に苦労した経緯もあり、非常に参考になったと我々の訪問を好意的に受け入れていただきました。

次に、イタリアラグビー協会では、2019年のラグビーワールドカップへの出場予定をしており、日本での試合会場が決まり次第、キャンプ地選定に入るとのことで、視察団の派遣について検討していただくこととなりました。

続いて、ドイツ陸上連盟では、今回の知事の訪問を非常に好意的に受け入れていただいた上、リオデジャネイロオリンピックが終わった後にすぐに視察団を派遣することを前向きに検討していただくこととなりました。

最後に、ドイツ柔道連盟ですが、本県の練習環境について、静かな環境でトレーニングができる印象を持っていただきました。キャンプ地視察についても、今後検討していただけることとあります。

今回の訪問で、スポーツ聖地みやぎきを十分PRできたと感じております。今後も、引き続き、東京五輪等に参加する海外代表チーム事前キャンプ誘致について取り組んでまいりたいと考えております。

観光推進課の報告は、以上であります。

○酒匂オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課から1件御報告をさせていただきます。

本日別途配付をさせていただきました資料ジェトロ宮崎貿易情報センターの設置についてをごらんいただければと思います。

冒頭、部長が申し上げましたとおり、4月2日に要望しておりましたジェトロ宮崎貿易情報センターの設置につきましては、昨日9月16日に知事に対しまして決定通知書の交付があり、正式に設置が決定したところでございます。

ジェトロは、2にございますとおり、海外57カ国に76事務所のネットワークを有しておりまして、国内に42事務所ございます。宮崎が43番目の事務所となります。

(3)にありますように、主な事業といたしまして、貿易投資相談、企業訪問、セミナー・商談会開催、海外展示会の出展の支援等の事業を実施しております。

次の3のジェトロ宮崎貿易情報センターの概要でございますけれども、設置時期等につきまして、ジェトロからの説明によりますと、(1)(2)にありますとおり、10月下旬に宮崎グリーンスフィア壱番館、いわゆるKITENビルに開設される予定でございまして、職員4名の体制で運営されると伺っております。

なお、(4)にございますとおり、貿易情報センター運営に当たりましては、運営経費の一部を地元が毎年負担する必要が出てまいります。

(5)の設置効果でございますけれども、各種相談に係る利便性向上や地域のニーズに応じたセミナーの開催及び商談会出展後のアフターフォローなど県内企業に対するきめ細かな支援が期待できるものと考えております。

最後に、4の経過及び今後のスケジュールでございまして、昨日の決定通知書の交付の後

は、10月下旬の対外サービス開始、そして、11月ないし12月をめどに、ジェトロ主催による正式な開所式及び開所記念レセプションが開催される予定でございます。

県といたしましては、円滑な開所に向けまして、引き続き関係機関との調整に努めることとしております。開所後は、1の設置目的にありますとおり、県内企業の円滑な海外展開ということが最終目標でございますので、ジェトロや関係団体、市町村等と連携を図りながら、オールみやぎの体制で支援してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありますか。

○野崎委員 委員会資料の20ページの雇用対策協定の件です。まず7番の障がい者の就労支援について、特別支援学校を対象としたとありますけれども、僕、ちょっと一般質問でもさせてもらったんですけれども、普通学校に通っている特別支援学級の中学生は対象にならないんですか。

○久松労働政策課長 ちょっと中学生……。

○野崎委員 要は、普通学校に通っている特別支援学級の子です。

○久松労働政策課長 これで行っておりますのは、特別支援学校に対してのセミナーということになっております。

○野崎委員 普通学校の特別支援学級に通っている児童生徒も、中学生ですか、普通に受験を受ける子もいるんですけれども、なかなかやっぱり厳しい状況があって、宙ぶらりんなんです。療育手帳も持っていないんですから、家で引きこもったりとか、どこかで作業をしたりしているんですけれども、そこあたりもちょっと気

にかけてもらうといいのかなと思うのが1点です。

あと上の6番の高齢者の活躍促進も、一般質問させてもらったんですけども、CCRCが今年度末に最終報告が出て、国の施策次第では、やはり高齢者の医療介護費の負担が懸念されるんです。それが解消されれば本県にすごくいいと思っているんです。これが促進されれば、宮崎は、高齢者が働きやすい場所だなというアピールもできるし、宮崎の医療費とか介護費の抑制、健康寿命が伸びると、これも、高齢者の活躍促進、就労に対してちょっと力を入れていただきたいなと思っております。以上です。

○久松労働政策課長 CCRCについては存じ上げておりますけれども、ここでまとめましたのは、そこの発想までは入っておりませんで、県内労働力が減少するというのがこれからの現実でございますので、その中で県内の高齢者をいかに労働市場に導くかという観点で記載しておりますので、その部分についてはちょっと記載をしております。今後、改定をしてみたいと思いますので、その部分については、今後労働局と協議をしてみたいと思います。

○野崎委員 タイミングよくこれが出たものですから、CCRCと、それで発言させてもらったんで、そういうことをまた考慮してもらうといいかなと思って発言させてもらいました。以上です。

○二見委員長 関連の質問はありますか。なければ、ほかに質問はございませんか。

○松村委員 企業立地課の地方拠点強化税制に係る地方再生計画の策定です。これまだ認定されてからということでしょうか、もう出されていることからみると内定を受けているということだと思っておりますけれども、それでいいんです

か。

○日高企業立地課長 内閣府とは、策定に当たりまして下打ち合わせなどを進めながら策定をいたしましたので、認定はなされるものと思っておりますけれども、本県だけではなく、大都市を除く県がみんなこぞって今後つくると思いますので、審査を行って実際に認定される時期につきましてはいつぐらいになるかというのは、まだはっきりはいたしておりません。

○松村委員 全国同じだと思えるんですけども、23区と書いてます。23区というと、かなり立派な会社だと思えるんですけども、なかなか本社がこっちに来るとするのはしんどいです。ちなみに、これまでの立地企業で東京都内から宮崎に立地されているという会社というのはあるんですか。

○日高企業立地課長 ちょっと数的なものが今手元にありませんけれども、宮崎に進出している県外企業としては、東京から来ているところが最も多いというのは確かであります。それが23区内かどうかはちょっとはわかりません。

○松村委員 そうですよ。うちの息子も東京に勤めているから、東京から帰ってくるのかなと思ったりもしたんですけども、よく考えると23区じゃないなというのを思ったんで、かなり限定されているんで、さらに全国の皆さんとの競争になりますから、ここに書いてあった目標で、立地企業数と46件と。西都・児湯なんですけれども、毎年1件ずつ来てくれるのかなと思いつつ見ていたんですけども、こういう目標があるということは、この計画は、かなり自信があると見ていいんですね。

○日高企業立地課長 最初にちょっと言われたように、23区以外ということがありましたが、移転型でより高い優遇措置を受けられるという

のは23区ということですが、23区以外の東京からも本社機能の移転がありましたら、拡充型というタイプのほうでカウントして、そちらを受けられることになっております。

今回の計画についてでありますけれども、説明を申し上げましたように、各地域ごと、圏域ごとの目標値を積み上げて行っておるものから、積み上げた結果、かなりの数ということになっております。実際にどのぐらい来るかということにつきましては、この税制だけで本当に企業が10人とか5人とか人をふやして、地方に移転を考えてくれるのか、どのぐらいのモチベーションが今後起きるかということについては、ちょっと不透明なところもあるかなと思っております。

きょうの新聞などでも、経団連のアンケートで、大企業の9割ぐらいが、地方への移転についてはまだ考えていないという記事も出たところでもありますので、実際に、これは国のほうでどのぐらいの全国的なムーブメントにまで結びつけてくれるのかどうか、そういったことも含めまして、我々としてはその中で本社機能の移転という選択肢もありますということを企業にもアピールしながら一生懸命やっていきたいと考えておるところです。

○松村委員 拡充型には、宮崎市糸原の富士食品という例が書いてますけれども、とにかく可能性はあるということですから、目標は高く持って、目標に向かってやっていけたらいいなという感想を持ちました。地方創生の一番バッターになるんじゃないかなと思えたらいいですね。以上です。

○河野副委員長 今回僕もちょっと代表質問で戦略的なことをいろいろ勉強したんですけども、たしか新規企業立地件数は190を目標にして

たと思うんですけれども、その中で、本社関係の目標を147にしているという、じゃあ残りの43というのは、まずはちょっと確認ですが、どういう考え方の立地なんでしょうか。

○日高企業立地課長 まち・ひと・しごとの県計画では5カ年間で190件ということですが、こちらの考え方につきましては、これから4年間の企業立地の目標ということで、今年度当初に立てた目標がありまして、今後4年間で企業立地150件を目指すということで目標を立てたところであります。この4年間で5年間に引き直しますとおおむね190件程度かなということで、今回の県の地方創生計画には190という数字を挙げたところであります。

今回の私どもが作りしました地域再生計画、こちらの147件につきましては、申し上げましたように、各市町村の目標値の積み上げということで、たまたまこの147という近い数字になっておるところですが、実際のところ、本社機能だけでビルを建てて、そこに10人、20人置くというケースは余り考えられないかなというところもあります。大抵は、工場の進出などとセットになって、それに本社機能もあわせてくるとか、そういうケースが考えられますので、ここの147件という目標が実現する場合には、私どもが最初に立てた4年間で150件、この目標の件数と重複するといいますか、かぶる場合が相当多いかなと思っております。

私ども、地域再生計画につきましては、県の地方創生計画の中身として、整合性というものは意識してつくっておるところですが、計画の目標値につきましては、国の指導に基づいてつくったということで、必ずしも県の創生計画と連動するものではないということで御理解いただければと思います。

○河野副委員長 戦略の具体的施策の中に、本社機能の移転というのはきちっと位置づけてますよ。

○日高企業立地課長 県の今回審議をお願いしております、まち・ひと・しごと創生戦略、こちらの資源を呼び込むという政策目標の中で、本社機能等の移転の促進ということについては明記されております。

○河野副委員長 このK P Iは、27年から31年で190ときちっと挙がってます。この再生計画も27年から31年で147と挙がってて、この数字の差は何ですかという問いで、4年間150という答弁はちょっと。

○永山商工観光労働部長 課長が説明したのは、総合計画の中で4年間で150件としてまして、総合戦略は5年間ですから、それを190に置き直しましたと。これは、県全体で見たときに、これまでの実績とかを踏まえると、恐らく、そこは本社機能の移転も含めてですけれども、190というのがマックスの目標であろうということで立てています。

この再生計画のほうは、国の主導で各地域ごとの目標を立てましょうということになっておりますので、県として、この数が本当に全体としてできるかという、先ほどもちょっと答弁しましたが、やはり、各地域がこのような目標を設定している以上、それを目標として設定したと。これを県全体として置き直すとなると、副委員長がおっしゃったように、総合戦略との整合性をとることになりますけれども、少しやり方が違っているという意味合いで、トータルの数に差はあるということでございます。県トータルで見れば、本社機能の移転も含めて190ということを目標にしっかり取り組んでいきたいと。

結果として、この再生計画で挙げたようなものが実現できれば、もっともっと県の企業立地もふえるということで、いい結果になるんではないかなと思っております。

○河野副委員長 ということは、この戦略の中で県が考えてた本社機能の移転については、例えば、この190の中で大体どれぐらいで達成しようと、何%ぐらいの率で県は達成しようと考えてたのかをちょっともしあれば。

○日高企業立地課長 本社機能の移転等につきましては、申しあげましたように、計画の立て方、数値の立て方がちょっと違っておりますので、具体的にそのうちの何%ということ想定して、県の創生戦略の数字というのは立てておりません。

○河野副委員長 結局、市町村の目標を積み上げたものが今回の再生計画の策定で数として挙がってます。戦略の中では、きちっと本社機能の移転を含めた企業立地で戦略として考えてます。結局、アプローチする件数というか、目標にする件数が位置づけられてないというのは戦略になりますか。

○永山商工観光労働部長 いろんな考え方があると思うんですけども、私もこの4月に来てから、宮崎県関係で本社が東京にある会社を数多く訪問しましたが、そのたびに、本社機能の一部移転については話しかけはしています。ただ、それについての反応、先ほど新聞報道等についても課長が答えましたが、相当程度まだまだモチベーションが上がってないという状況でございます。

それから、企業立地についても、さまざまな企業を訪問する中で、工場の移転であったり、事務所であったり、あるいは本社であったりということがどういうチャンスがあるかを探りな

がら、そこに突っ込んでいくというのがこの企業立地活動です。理想論としては、例えば、IT企業が何社、製造業が何社、本社が何社というターゲットを定めて目標達成に努力するというのが一番理想論なのかもしれませんが、今のところは、190あるいは150という数字をしっかり頭に置いて、さまざまな企業を訪問しながら、そこでチャンスを見出して行って、端緒があればそこに突っ込んでいくという活動を展開しているのが実態であると思っております。

○河野副委員長 わかりました。期待を込めて、注視させていただくということでお願いします。

○蓬原委員 YKKサッシ、吉田工業、あそこがたしか社長が富山県の出身で、富山県のほうに本社機能移したという記事がありました。そして、おもしろい社長さんで、たしか農場までつくって、そこで自分のふるさと感を一緒に満足させようということで、社宅については、社宅とせずに、民間のアパート形式にして、社員が優先でしようが、一般の人と一緒に住めるよという形にして、ただし、同じ年代というか、子育て年代の人たちは大変困って、実際は単身赴任だという記事もありましたけれども。その天下のYKKさんがそういうことをしたというのは、やっぱり社長さんが、その富山の出身であったということが大きな鍵のようです。今、松村議員から大変厳しいでしょうという話がありましたけれども、何かのゆかりがないと、ここに宮崎県の特性和かいつぱい書いてあるんですけども、これは、我々が見た内部の特性であって、外から見たときには、宮崎ってもっと漠とした印象だろうと思うんです。距離も遠いですよね。飛行場から近いということも書いてあるようですが、何かそういう意味では、やっぱりえにしとかゆかりとか、その辺の

ことをたどっていったほうが、誘致という観点からいけば、どうしても効果が高いんじゃないかなということ、このYKKさんの例からいえば、そんな気がしました。

部長があちこち訪問されてということですが、今、147件でしたか目標値があるようですが、手応え、感触、可能性、どうですか。

○永山商工観光労働部長 先ほども申し上げましたけれども、感触としては非常に厳しいとは思っていますが、本社機能の移転というのが、課長も言いましたように、全部の機能の移転ではなくて、一部でも構わないと。例えば、事務系、庶務的な処理についての移転でも構わないということもありますから、さまざまな提案はすべきだと思っております。

おっしゃるとおり、事例として紹介されているものはやっぱり地域に密着された方とか、出身の方、地域に対して思いのある方ということですから、これから我々の攻め方としても、当然、企業の直接訪問だけではなく、在京経営者会であったり、あるいは県人会であったり、そのようなところを頼りながら、さまざまなチャンスを見つけていくことになると思っております。

○高橋委員 本当にハードル高いなと思うんです。全国のそれぞれの地方創生をやるという、県はこれに取り組むわけでしょう。だから、いろんな優遇措置を提供しても、肝心の業績が伸びる根拠がなきゃ来ない、当たり前のことなんだろうけれども。これはこれで一生懸命やっていたかかないといかんと思うんですが、やはり宮崎県を見たときに、99.9%の中小零細企業、ここのところをいかに伸ばすかのところに、人も金も工夫してやったほうが、地方創生は何かそれなりの形ができるのかなという思いもあ

るんです。競争ですから、非常に厳しい面があって、県南にも目標を置いていただいて本当にありがとうございます。恐らく県内に平均的に数字を入れたかったんだろうと見ながら思ったところでしたが、非常に県南は特にこのブロックからすると厳しいと私は思っています。だから、悔しいけれども、高速道路もないわけですから、宮崎から北のほうに企業が何ぼかでも来れば、県南のところからも、そこからいろいろ落ちてくる部分もあるんじゃないかなとは思っています。これはこれとして、ぜひ可能性があるところはしっかりやってほしいけれども、冒頭言いましたように、中小のところをやはりそれなりにやるべきかなと思っております。

○日高企業立地課長 今、御指摘ありましたけれども、私どもは、この本社機能だけをこれからやっていくということではありません。今までの立地活動についてはますます一生懸命やっていきたいと思っております。立地活動の中には、地場企業、あるいはもう県に立地済みの企業がまた人を雇用して大きくなろうと、そういう場合には、県が認定をして、補助金を初めとして、また、背中を押し、サポートをしましょうということをやっております。

雇用の確保、あるいは人口の維持、こういった観点で、企業立地という観点で、役に立てる取り組みについては今後とも一生懸命やっていきたいと思っておりますので、また、御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

○二見委員長 この立地企業、今の地元のつながりでもというのが、この前、都城の松岡さんですか、冷凍保存倉庫の霧島酒造の加工した芋を一回下関まで持って行って、それに必要になったときにこっちに持ってくるというところを地元のほうで1万トンだったでしょうか、あれを

保存することができるとなったのは、非常に経済的にも効率的にもよくなったことかなと思います。それを企業の一部でも地域に引き込むことができるというのは非常に効果があるなと思うんですけども、この東京都市部のこの機能に移転するに当たって一つ気になるのは、例えば、調査研究部門をこっちに持ってくるとしたときに、給与水準とかどうなるのかなと思って、都会の水準のままこっちに移転することができるのか、もしくはやはり宮崎の物価基準といえますか、そこ辺に落として持ってくるという方向でやってくるのか。同じ法人の中でこちらに移すことが前提なのか、それとも、新しい企業をこっちで立ち上げてということになるのか、そこ辺はどのようなシステムになっているのか御説明いただけないでしょうか。

○日高企業立地課長 この制度において、本社機能の移転先でのいわゆる雇用面の待遇ですとか、そういったものについての縛りとか、取り決めというものはありません。ですから、企業の判断で、地方に進出するそのメリットとして、人件費ができるだけ東京よりも安いところと考えると、転勤してくる人はともかく、新しく採用する場合には、そういうメリットを生かそうとしたいと思いますし、今、例えば、技術系の専門的なスキルを持っている人材というのは、もう東京でも取り合いになって、非常に採用しにくいという状況はあります。地方に行くことで、そういう技術的な優秀な人を確保したいと、そういうことがモチベーションになって出てくるようなところについては、東京とそれほど変わらない水準で募集をかける、そういうところも多く出てくるのではないかと考えております。いずれにしても、制度上は、企業の判断で、そういうことを行っていくというこ

とになっております。

○二見委員長 そうだと思いますけれども、どこに行っても人がいない、そういう人材がなかなか確保できないということですよ。ただ、介護職員だったり、いろんな保育団体の職員だったり、そういった人たちもこっちの地方でなかなか確保できない、研究者とかになれば、なおさらいないんじゃないかなという気もするんです。特に、やはり給与のいいところを人というのは求めていくという流れがあるでしょうから、こういったところをどのように、特にこの間資料を見たときに、宮崎の給与所得が大体二十数万円のところ、東京だと四十数万円だというのでもう倍近くあるわけです。そういったところをどう改善といいますか、取り組んでいくのかというのが一つの大きなポイントになるんだと思うんですけども、今の段階での県の考え方というのはどのようなになっているんですか。

○日高企業立地課長 県といたしましても、立地、進出していただく企業には、できる限りいい条件で採用していただきたいという思いがございます。また、実際のところ、企業側の認識としても安い給料では人は集まらないと、そういう認識は相当浸透してきていることを感じております。IT系の企業などでも、もう本社と同じ条件で募集をしますと、そう言い切るような大手の企業さんが幾つも出ておりますし、私どもも企業さんと接触するときに、まず、人が採用できるかということが一番気にされるわけです。その中で、いろんな学校もあります、地元で働きたい人もいますということは申し上げますが、さらに、しかし、最近では、宮崎でも正直厳しいところはありますと。余り低い条件では難しいですよと、そういったことについても申し上げさせていただいているところでありま

すので、できる限りそういうことを踏まえて認識した上での進出をしていただくと、そういうことに努めているところであります。

○二見委員長 わかりました。ほかにありませんか。

○蓬原委員 ナショナルトレーニングセンターについてです。県が調査研究を行っていたということですから、県議会も特別委員会をつくって調査研究を行っていたのは間違いありません。それで、フェニックスリゾート株式会社からの提案を受けたということなんですが、これがだんだんと具現化していった場合に、オーシャンドームを解体したり、あるいはまた、実際にこれが固まってくれば、その施設を基準に合わせてつくっていかないといけないわけです。このときまでの県の関与、予算的な関与というのが、どういう流れになって実現していくんでしょうか。その見通しをちょっと教えてください。

○福嶋観光推進課長 このナショナルトレーニングセンターといいますのは、基本的に国の施設であります。したがって、建設に当たっては、基本的には国が建設費を見るということで、県が予算をこれに措置するということは、今のところないと考えております。

○蓬原委員 国がもう100%見るということの理解でいいんですか。土地は、フェニックスさんから買い上げる、あるいは借り上げる。

○福嶋観光推進課長 今の味の素のナショナルトレーニングセンターは、国が建設をいたしまして、土地も国の土地ということでございます。今増設しようとしているところは、都の土地があるということで、借り上げるのか、買い上げるのか、そこはまだ不透明でございますけれども、基本的には、そういう形で整備がされるものと考えております。宮崎の場合、フェニックス

ス社の土地を借りるのか、買い上げるのかということについては、国の判断になると思いますので、まだ全く見えてないという状況でございます。

○蓬原委員 再々確認ですけれども、では、県はこのことについても、将来の見通しとしてそういう予算的な措置はほとんど——セレモニーはあったりするかもしれませんが——要らないと理解していいんですか。

○福嶋観光推進課長 現時点では、国が味の素と同じような方式でつくる以上は、そうなると思っているところです。

○蓬原委員 わかりました。

○横田委員 せっかく御説明いただきましたので、ウランの保管施設についてお尋ねをします。

これは、旭化成の研究所だったということですから、そもそもどういう研究をしておられたのかをお尋ねします。

○日高企業立地課長 例えば、原子力燃料を原子力発電所などで使いますとき、天然ウランの中では、核分裂を起こすもの起こさないもの、ウランの種類が2種類ありまして、核分裂を起こすほうの成分を効率よく濃度を上げまして、それで使っていくという研究が行われてきたところでもあります。旭化成においては、ウラン濃縮研究所ということで、いわゆる核燃料として使う際の、核分裂を実際に起こす効率的なほうのウランを高い濃度で抽出する、そういう濃縮実験を行ってきたところでもあります。

○横田委員 その成果は、原子力発電とかで成果として使われているということなんですか。

○日高企業立地課長 このウラン濃縮の方法については、いろんな企業、あるいは研究機関による研究がなされておりまして、結果的に旭化成も一定の方法で成果を上げて、報告を上げて

おりますが、最終的には、旭化成の方法については、国の検討の中で採用はされなかったと伺っております。

○横田委員 床が1.4メートル、壁とか天井が1.1メートル、何か半端な数字が書いてあるんですけども、これは、何か厚さの根拠みたいなのもあるんですか。

○日高企業立地課長 設計上、いろんな要素があるものとは思いますが、こういう建物を建てるに当たって、いわゆる原子力規制委員会との下協議を経て、こういう設備をつくって将来的には移設をしたいと、そういう計画を協議をしまして、このぐらいであればオーケーという下打ち合わせをしながら、建設が実行されております。基本的には、原子力規制委員会の最終的な認可を受けられるようなレベルでの構造になったものと思っております。

○横田委員 保管物の移設をする場合には、その作業員の被曝のリスクというものはないんでしょうか。

○日高企業立地課長 今現在でも、例えば、その*ドラム缶の2メートル以内に1年間、24時間ずっといたとしても、レントゲン撮影で受けるぐらいに匹敵するような放射線の分量であるということになっております。ですから、移設をする場合において、作業員が被曝をするとか、そういうレベルの放射線量ではないということでもあります。

○横田委員 いつも話題になりますが、使用済み核燃料とか、あれは、高レベルだと思うんですけども、処分の方法がないということで、地下処分ですか、あれぐらいしかないわけです。でも、実際、世界中でそれをやろうとしているのは、フィンランドのオルキルオト島やったですか、それでも10万年くらいかかるということ

で、本当に放射能の処理の仕方というのは難しいなと思うものですから、これは、先ほどありましたように、放射線レベルも自然界と同じぐらいということで、そう心配せんでもいいのかもしれないけれども、ものがものだけに慎重に取り扱っていただければと思います。

○高橋委員 福島原発事故を受けて新たな動きなんでしょうけれども、私も最近新聞とかで知ったぐらいなものですから、新しく施設をつくるよという報告はいつごろ県にあったんでしょうか。それと、委員会での説明をされているかどうか。

○日高企業立地課長 平成25年の11月に旭化成のほうではつくるということを決断しまして、12月に県では報告を受けております。県では、常任委員会の場での報告はしておりませんが、当時の常任委員会の委員の先生方には個別にこういう決定が旭化成では行われましたと、今後つくってまいりますという御説明はさせていただいたところであります。

○高橋委員 じゃあ25年度で知っている議員はいたということですね。それで、自然界のレベルだということで、課長は、安全性は高まるということをおっしゃいましたが、100%シャットアウトじゃないですよ。

○日高企業立地課長 もちろん100%ということは誰にも言えませんし、そのことを請け負うわけにはいきませんが、今の保管施設のように、地上1階建て、あるいは2階建てですと、大きな津波が来れば流されてしまう、それで、中のドラム缶は散らばってしまうと、そういう危険が一番危惧されたところではありますが、地下ということで、地表とほとんど同じレベルでの地下施設であれば、津波に流されるという心配は

※60ページに発言訂正あり

相当程度軽減されたものと思っております。

○蓬原委員 この建屋の耐用年数は何年ですか。

○日高企業立地課長 現保管施設の建屋でしょうか。

○蓬原委員 今度新しくつくるものの設計上の耐用年数は何年か。これ大事なことです。

○日高企業立地課長 済みません。設計上の耐用年数はちょっと把握をしておりませんが、ちょっとここで答えはなかなかできかねるところなんです。

○蓬原委員 それは、後からでも結構ですけども、やっぱり、そういう県民の皆さん方は、そこに不安を抱かれるわけで、末代に残していくわけですから、コンクリートか何か知りませんが、だから、これはやはり耐用年数何年だというのははっきりしとったほうがいいんじゃないですか。

○日高企業立地課長 また、耐用年数については確認をいたしまして、御報告をさせていただきますと思います。

○松村委員 このウランの埋設施設というか、一連の旭化成への県の関与というんですか、権限とか、安全協定の1者としてなっておりますが、この県の責任の度合いということもあると思うんですけれども、これ県としてはどういう関与があるんですか。

○日高企業立地課長 いわゆる環境上の権限とか、許認可権限とか、そういったものが県にあるわけではありませんので、県が法的にここに関与できるようなものではありませんが、地元の安全安心、そういったものを確保するという観点で、日向、門川とともに安全協定を結んで、その協定に基づいた管理をしっかりやってもらうという状況であります。

○松村委員 協定の中でしっかりやっていただ

くという協定でしょうけれども、例えば、外気の測定とか、そういうのを含めて、県にも毎年報告しますみたいなものがあるんですか。

○日高企業立地課長 それについては、旭化成も定期的に周辺環境の調査を行うこととなっております。報告は定期的に県のほうにしてもらおうということになっております。

○西村委員 私、今のところは見に行ったことがあるんですが、これが全部新しいほうに移設した後に、現保管施設は除染だけで終わることですか。その後また何かに使うのか。除染した後に解体して、完全に除染できたらいいけれども、また、ここで放射能が検出されて、これもまたドラム缶に入れて、またこの中に入れないといかんということですか。

○日高企業立地課長 旭化成の計画では、この現保管施設につきましては、移管が終了後、まず除染まで行くと。これの除染について認可をもらうということは決定があるようですが、除染を行った後、この施設を撤去するのか、何らかのものに使うのか、それについてはまた今後の検討ということだそうであります。

○西村委員 ありがとうございます。東日本大震災の後に市民の方々に安全ですよということで旭化成のほうに計画して、見学会というのをやったり、議員の人にも、私は議員として呼ばれて行った経緯があったんですが、そういうことをまた今後、この11月にもやる予定なんですか。

○日高企業立地課長 旭化成のほうは継続的に自治会単位で自治会長に説明したり、自治会長からの希望があれば、住民説明会に行き説明をしたり、そういったものについては、随時対応するというようにしておるようであります。

直近でありますと、平成25年11月には、日向

市、門川町、それから、地元自治会等に対しての説明を行っておるということでありまして、自治会によっては、自治会報などにその説明内容を記載して周知を図ってもらっておるというところもあるそうであります。

○西村委員 だから、新しいところに移設が終わった後でもいいんですけども、その後にするのかどうかというところです。そこはまだ今のところは未定ということですか。

○日高企業立地課長 旭化成側から呼びかけてどうぞ来て下さいということを計画するかどうか、それについては伺っておりませんが、少なくとも申し入れがあった場合には、可能な状況になれば対応しますということでありまして。

○横田委員 現保管施設を除染するということですが、自然界と同レベルだったら除染する必要はないような気もするんですけども、何かちょっと大丈夫ですか。

○日高企業立地課長 そこにつきましては、旭化成の判断ということもありますので、ただ、やっぱりそこで保管が長いことされておりますので、やはり安心感、あるいは住民に対する説明という点でも、除染ということはきちり行うという、これは一つの企業としての姿勢ではないかと思っております。

○蓬原委員 中核的企業の認定で、ミツワハガネさんとひでじビールさん、大体どのくらいの企業規模なんでしょうか。従業員、資本金、売上、おおむね教えてください。

○野間産業振興課長 まず、ミツワハガネさんから御説明いたします。資本金は1,000万円で、従業員数は45名でございます、27年度の見込みですけども、売上見込みが7億2,000万ということでございます。次、ひでじビールですけれども、

資本金が300万円、従業員数は13名でございます。これも27年度の売上見込みが1億8,000万ということになっております。以上です。

○蓬原委員 平成27年度の見込みですが、これからこういう支援チームをつくったりしている支援をしていかれるわけですけども、例えば5年先、10年先、どの程度の企業に持っていくという見込みはどうなっていますか。

○野間産業振興課長 まず、ミツワハガネさんですけども、5年後、平成32年の売上見込みが10億2,000万、従業員は50名、ひでじビールさんですけども、売上が5億2,000万でして、従業員のほうの目標はちょっと設定されておられません。

○蓬原委員 わかりました。今2社認定されたわけですけども、初めてですか。

○野間産業振興課長 この中核的企業育成強化事業、今年度の開始事業ですので、第1回の認定ということですよ。

○蓬原委員 そして、今後そういう将来性のある企業について育成を図ろうという計画はまだあるわけですよね。そういう思いはお持ちなわけですよね。

○野間産業振興課長 一応、毎年二、三社ずつは認定をしていきたいと考えております。

○蓬原委員 ということは、この中核的企業の認定の将来見通しというのはどのようにお考えなんでしょうか。例えば、5年先は何社認定、10年先には何社認定という。

○野間産業振興課長 県の長期計画のほうで、一応10億超を10社、5億超を10社という目標を立てております。

○蓬原委員 確認をとります。この10億というのは売上ですか。

○野間産業振興課長 売上です。

○蓬原委員 その10億円以上の売上のを10社、5億円以上のものを10社、合計20社、この2社を加えれば22社ということですね。

○野間産業振興課長 含めてということですか。

○蓬原委員 含めてということですか。20社ですね。あと考えられる企業というのは名前は当然出ませんが、これから伸びていく産業というのは、どんなものが考えられますか。

○野間産業振興課長 選定の方法として応募という形をとってますので、その企業が応募してくれないといけないわけですが、我々が日ごろ接する企業の中で、こういうところが応募してくれるといいなと、中核的企業に育ってくれるといいなというところは把握はしております。

○蓬原委員 今のこの経済情勢から見ても、将来的に伸びる要素はあるよねと思われる企業については、むしろ声かけ事案として、大いに声をかけて、そして、応募してもらって、一緒にどんどん伸びていける体制を遠慮せずに、待てば海路のじゃなくてされたほうがいいと思いますけれども。

○野間産業振興課長 できるだけ応募していただくように、働きかけをしていきたいと思えます。

○高橋委員 先ほど説明があったんじゃないかと思うんですが、中核的企業が認定されました。この図でちょっと見るんですけれども、下のほうに、県内企業AとかBとかCとありますよね。ここと、認定を受けていろいろ支援をもらって、自分のところだけ優遇になるんじゃないかと、ほかの県内企業ともいろいろ連携して、技術を支援したりとか、それをイメージしているんですよ。

○野間産業振興課長 この事業の考え方として、中核的企業には、もちろん売上を伸ばしていただくんですけれども、それに伴って県内の企業との連携も図ってもらいたいということで、例えば、発注をするときには、ある程度高度な技術が必要になりますので、それが必要になるということで、下請けというか、県内企業に対しても当然技術指導を行っていくと。また、設備投資が必要であれば、そこに対しても中核的企業と連携した企業ということで、設備投資等の支援もしていきますということを考えております。

○高橋委員 大変期待をできる事業だなと思って今も話聞きました。この事業こそ、県内のバランスを考えていただいて、応募だから、それを蓬原委員もおっしゃっていただきましたが、手を挙げてくれないと認定のしようがないということなんでしょうが、県のほうからもアプローチといいますか、促しは、やっていただいているんじゃないかなと思います。

○野間産業振興課長 今、委員おっしゃいましたように、たまたま今度延岡2社ということになりましたけれども、県内均衡ある発展ということは重要ですので、今後も、先ほど申しましたけれども、念頭にある企業がありますので、地域バランスがとれるように働きかけも行っていくと考えております。

○二見委員長 関連質問はありませんか。なければ、私のほうから。

認定後の支援について3つあるわけなんですけど、これは情報とかいろんな技術的とかの支援を含めながら、また、(2)にもあるように、利子相当分に対する支援という金銭的な支援も含まれるんだと思いますけれども。今回のこの報告事項の中には、そういう予算的なものは出て

ないわけですが、今後、認定企業がこうやってふえていくに当たって、それなりにやっぱり予算を組んでいかないといけないようになってくると思うんですけども、どのようなお考えでいらっしゃるのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○野間産業振興課長 予算、単年度ずつで編成していかないといけないわけです。ことしちなみに5,700万ですが、5,700万の予算をそのまま使い切るということではなくて、認定した企業が必要とする分だけ執行していくということでございますけれども、今後、認定をした企業がふえていけば予算も必要になってくると思いますので、可能な限り対応できる予算を確保してまいりたいと考えております。

○二見委員 ほか質問はありませんか。よろしいでしょうか。

○高橋委員 県内経済の概況等について説明いただいたんですが、まず、11ページの9月、10月でいろいろと書いてありますけれども、欄外に矢印の向きは前期と比較している、前期はいつの事を見ればいいんでしょうか。例えば9月と10月は、前期というのはいつの何月でしょうか。

○日下商工政策課長 この表において、その前の、上の段というか、矢印がついてある、そこと比べてということでございます。例えば、日銀の宮崎事務所の9月、一番左下、横向きについてますけれども、これは、8月は公表なしでございますが、その上に7月がございます。この7月が横ばいになってますけれども、7月と比べてということで、その前の期と比べてということでございます。

○高橋委員 だったら、内閣府の9月の矢印はこれでいいのかなと、10月もそうですけれども、このところ、一部に弱さが見られるが、緩やか

な回復基調が続いている。でも、下向きですね。細かなことをちょっと言いましたけれども。

○日下商工政策課長 こちらもこの前の9月に「このところ一部に弱さも見られるが」と書いておりましたのに対して、その次の10月が「このところ弱さ」と、一部がとれているということで、前の期と比べると悪化しているということで下の矢印ということの位置づけになっているということでございます。わかりづらくて恐縮でございますが。

○高橋委員 今回ちょっと経済指標でいろいろと質問したんですけども、14ページの雇用情勢の関係で、私は日本の経済は重症だと思っているんです。宮崎県内は特にまた格差が埋まってないから、非常に厳しいと私は認識しているわけです。求人倍率も一応ふえてよかったといろいろ言っている人もいるけれども、問題は中身なんです。担当の方といろいろと話してみても、資料がなかなかなくて、これ正規と非正規の割合がどのぐらいあるのか。非正規を入れて一応ふえたということですから、ここが大事だと思うんです。わかりますか。例えば、7月に1.04になっておるけれども、正規と非正規の割合。

○天辰地域雇用対策室長 この時点での正規職員の有効求人倍率、これが0.55という数字が出ております。

○高橋委員 正規が0.55ですね。

○天辰地域雇用対策室長 はい。

○高橋委員 議会でもいろいろ出ました。高卒の県内就職率が全国最低だということで、やはり県内の就職先の質といいましようか、離職率も大変改善がされてないということで、私も申し上げましたけれども、今このところのいろんな政策を打って出てますから、いつか改善をしてくるとは思うんですが、やはり正規で働か

せるところ、また、正規でもピンキリありますので、労働分配率とか、そこ辺も出てくるんでしょうけれども、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

○二見委員長 ほかに関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいでしょうか。

では、そのほか何か。

○武田観光経済交流局長 先ほどのその他の報告の中で観光推進課長から蓬原委員のほうに、ナショナルトレセンの関係で、現時点での県の財政負担はないんですねということで一応確認がございまして、これはもう間違いないということで、国の施設ですので、その施設を誘致するという意味では、国が建設していったたく上では県の負担というのはありません。

ただ、先日、私のほうで文科省に要望書を持っていった際に、今、新国立競技場の問題とか、そういった形で、非常に国の財政状況も厳しい中で、こういう施設を整備をしていくというのはハードルが高いという部分と、一方で、そういう競技を向上していかないといけないという部分もございまして。

そういう中で、万が一、県として誘致が可能になった場合に、将来的に、例えば、県民の税金の範囲内で地元負担とか、そういったものが考えられないのかといったことの相談は当然あると思いますし、また、そういう場合には、改めて検討させていただくということで、そういう意味も含めて、現時点では県の負担はないという御説明にさせていただきました。

○日高企業立地課長 ちょっとお答えの訂正を

させていただきます。横田委員からのウランの保管物の移設のときに作業員の人に危険はないのかという御質問があったときに、ドラム缶から2メートルの距離に1年間いてもレントゲン1回ぐらいと申し上げましたが、済みません、ドラム缶から5メートルの距離でもというところで訂正をさせていただければと思います。大変申しわけありませんでした。

○二見委員長 そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時27分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にちょっとお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえ、何か御意見等が今あればお伺いします。きょうの審査内容で、いろいろ委員間討議とか入れていくというようなことだったんですけれども。

暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本日の審査内容に御意見があれば伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないということですので、それでは、あすは午前10時を開会とし、県土整備部の審査を行います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成27年9月17日(木)

○二見委員長 それでは、以上をもって、本日の審査を終了いたします。

午後3時28分散会

平成27年 9 月 18 日 (金曜日)

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	河野 哲也
委員	蓬原 正三
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	野崎 幸士
委員	高橋 透
委員	西村 賢

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	凶師 雄一
県土整備部次長 (総括)	長友 重俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	東 憲之介
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	大迫 忠敏
高速道対策局長	前内 永敏
部参事兼管理課長	佐野 詔藏
用地対策課長	山路 博
技術企画課長	木下 啓二
工事検査課長	甲斐 重隆
道路建設課長	瀬戸長 秀美
道路保全課長	馴松 義昭
河川課長	土屋 喜弘
ダム対策監	秋山 克則
砂防課長	永井 義治

港湾課長	蓑方 公
空港・ポート セールス対策監	明利 浩久
都市計画課長	森山 福一
建築住宅課長	上別府 智
営繕課長	山下 幸秀
施設保全対策監	宮里 雄一
高速道対策局次長	奥 泰裕

事務局職員出席者

総務課主幹	河野 剛
議事課主任主事	沼口 恭一郎

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○凶師県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。よろしくお願いをいたします。

議案等の説明に入ります前に、お礼と御報告を申し上げます。

先月 8 月 28 日に、高千穂町におきまして、九州中央自動車道建設促進地方大会が開催されました。大変お忙しい中、県議会より御出席をいただきました。まことにありがとうございます。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。東九州自動車道、そして九州中央自動車道の早期完成、また都城志布志道路の早期の全線開通に向けまして、地元市町村並びに関係団体等と連携をいたしまして、全力で取り組んでまいりますので、引き続き県議会の皆様方におかれましては、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告でございますが、座って説明をさせていただきます。

まず、1点目の報告でございます。先週、台風18号及び17号の大雨により発生をいたしました関東・東北水害におきまして、皆様御存じのとおり、人的、物的ともに甚大な災害となりました。

本県におきましても、先月24日から25日にかけての台風15号におきまして、被害が発生をしたところがございます。被害状況につきましては、現時点におきまして、被害箇所は県、市町村合わせまして54カ所、被害総額は約3億2,000万円となっております。

思い起こしますと、ちょうど10年前、平成17年9月に、台風14号によりまして、総雨量1,000ミリを超える記録的な大雨で県内各地で浸水や土砂災害などが発生し、13名の尊い命が失われました。このときの災害の記憶を風化させず、また今回の関東・東北水害を教訓に、改めて洪水、土砂災害への備えを考え、防災・減災対策を行っていききたいと思っております。

続きまして、2点目でございます。先月16日に、外国大型クルーズ船クァンタム・オブ・ザ・シーズが油津港に初寄港いたしました。16万トン級のクルーズ船寄港は県内初であり、当日は約4,800人の乗客を県、日南市で歓迎をいたしました。クルーズ船の寄港につきましては、観光客の誘致や経済の波及効果など大きく期待されますことから、今後とも関係団体等と連携し、積極的にクルーズ船誘致に取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。県議会に提出してお

ります資料、平成27年9月定例県議会提出議案及び平成27年9月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、新規事業「みやぎの建設産業担い手確保・育成支援事業」に係る一般会計補正予算につきまして、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについてほか4件につきまして、最後に、その他の報告事項でございますが、沿道修景美化の推進についてほか1件につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。私からの報告は以上でございます。

○二見委員長 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。次に、議案に関する説明を求めます。

○佐野管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の9月補正予算の概要について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、今回の補正額や補正後の額などを一覧にした部の予算総括表であります。今回の補正は、右から3列目の太線の枠で囲んでおりますEの列であります。一番左側、事業別の列、中ほど下のその他で、500万円の増額補正をお願いしております。なお、一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、その右隣のF列に記載してありますとおり、708億192

万7,000円となり、前年度の9月現計予算額との対比率は、94.5%となっております。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費についてであります。今回お願いしております繰り越しは、公共道路新設改良事業など6つの事業で、繰越申請額は24億5,549万1,000円であります。なお、繰り越しの主な理由は、用地交渉や、国や市町村などとの関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

県土整備部の補正予算の概要につきましては以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度9月補正歳出予算説明資料、こちらになりますが、83ページをお開きください。

当課の補正予算額は、500万円の増額であります。この結果、補正後の予算額、右から3列目は、20億4,561万円となります。

補正の内容につきましては、次のページ、85ページをお開きください。(事項)建設業指導費の説明の欄、新規事業「みやぎきの建設産業担い手確保・育成支援事業」であります。

この事業は、現在、厚生労働省の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして、26年度から取り組んでおります建設業若年者入職促進・人材育成事業が9月に終了しますことから、業界からの継続してほしいとの要望を受けまして、今回、国の交付金を活用して実施しようとするものであります。

新規事業、みやぎきの建設産業担い手確保・育成支援事業の事業内容につきましては、委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。建設産業はインフラの整備等の担い手であり、また地域の経済、雇用を支え、災害時には最前線で守り手となる重要な産業ということですが、建設投資の急激な減少、少子高齢化の進行、さらには地域間、産業間における若年者の獲得競争の中で、入職者対策、これが重要な課題となっております。このため、県や労働局等の関係機関、建設業団体が連携しまして、若年技術者の確保などの取り組みを推進することにより、建設産業の発展を図ることを目的としております。

2の事業概要であります。予算額は500万円、財源は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金となります。事業期間は、平成27年度中であります。

事業内容であります。下の事業イメージの図をごらんいただきたいと思います。県から宮崎県建設業協会へ委託いたしまして、同協会が雇用支援を行いますコーディネーターを設置します。そのコーディネーターが、期間雇用を行う企業の募集、集合研修の企画・実施、企業実施の進捗管理を行います。企業におきましては、協会からの委託を受けまして職場実習等を実施するという形で、若年技術者の正規雇用につなげていくというものであります。

最後に、3の事業効果であります。建設産業の若年技術者等の入職促進とともに、建設業団体等が入職者の募集、雇用、育成など、定着化に至るノウハウを蓄積すること等により、継続的に人材確保に向けて取り組むことができる基盤づくり、これが図られるものと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いた

します。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○野崎委員 3ページの担い手確保の事業ですが、まず、対象は未経験者でもいいのかと、年齢の対象。あとは、建設でもいろんな免許とか専門的なものがあると思うんで、それまで取得するのかというのをちょっとお聞きします。

○佐野管理課長 まず、年齢的には、できれば若年者ということもありますが、この事業で想定しておりますのは、40歳以下ぐらいの方を対象として考えております。

また、資格取得等につきましては、企業実習という形で実際に雇用をしていただいて、そこで業務をしながら正規雇用につなげていくという話ですので、その中で資格とか免許等を取るといような企業もあるかもしれませんが、そういったことを必ずしも要件とはいたしておりません。

それから、未経験者についてもオーケーということで考えております。

○野崎委員 わかりました。

○高橋委員 担い手確保、どこに原因があるか、そこをしっかりとつかまないと、育成支援をやってもどうかなという疑問がちょっと湧くんです。いわゆる働きに見合う収入があるかどうか、これが一つのポイントだと思うんです。建設業の方といろいろ話をすると、40、50で400万前後じゃもんねと。おおむね管理課で平均年収、この年齢で幾らというのををお持ちでしたら、教えていただくとありがたいです。

○佐野管理課長 実際に個々の企業で状況は異なりますので、なかなか平均的などころというのは申し上げづらいところもありますが、例え

ば新規学卒者の初任給関係で比較をとったもの、27年4月の状況がございしますが、建設業の県内男性の場合は14万2,000円ほど、大卒者であれば男性で17万1,000円ほどになっております。

今回、この事業で、実際に期間雇用していただいて正規雇用に結びつけるような形で事業を展開していくわけですが、そういった中で、事業費として積算しておるのは、1人当たり1月18万ほどで計算しております。

○高橋委員 高卒が14万2,000円、大卒で17万1,000円が初任給ですね。このところ、入り口はそう変わらないと思うんです。だから、40歳とかいう、そういう年齢での数字はお持ちじゃないんですね。

○佐野管理課長 済みません、今、手元にごいませんので、また後でも御説明したいと思います。

○高橋委員 それと、設計単価で1月18万ということをおっしゃったんですが、18万であれば、年齢はいっぱい従業員にいらっしゃるわけじゃないですか。そうなると、やっぱりそこを経験年数とかでちりばめていくと、そんなに高額にもらえるという計算ができないんですよ。1月18万で設計単価。まあ、作業員で違うと思うんですよ……。

私が、今、聞いているのは、この事業を進めるに当たって、根本のところをしっかりと認識しとかなないと、解決に結びつかないんじゃないかっていうところで話を始めてて——18万というのは、この部分ですね。

○佐野管理課長 この事業に係る設計単価、想定している予算の積算ということでございます。

○高橋委員 設計単価とおっしゃったから。かみ合わなかったですね。私が今、18万というのは訂正します。いわゆる事業費の中で、普通、作業員、オペレーターとかでいろいろと単価があると思うんです。そういったところにも問題ないのか。もうずっとここ何年か、最近人件費を上げたとか、いろいろ私たちもお知らせいただいてますが、何かわかりやすくこの間の変化を教えていただくとありがたいですが。

○函師県土整備部長 ちょっと総論になりますけれども、少し私の頭にあることを御説明したいと思います。

委員、御心配のとおり、建設産業は、特に若い人がなかなか入ってきてくれない、そういう状況に今なっております。これは、宮崎県だけの問題ではなくて、全国的な問題として捉えられております。

そこで、国土交通省のほうで、若年技術者といえますか、建設技術者の確保、これを図らないと、今後の社会基盤の安定的な維持管理、それから災害への対応、こういったことがなかなかできないようになってしまう可能性があるということで、建設技術者の育成ということを念頭に置きながら、先日、法律が改正をされました。担い手三法と言っておりますけれども、1つは公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法と申します。もう一つが建設業法、それからもう一つが公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、この3つの法律を合わせて一体的に改正がされました。

これの趣旨でございますが、やはり先ほど高橋委員がおっしゃったように、建設産業の現場の労働環境、ここをしっかりと確保しないと、特に若い人がなかなか入ってきてくれないという

ことで、例えば発注者のほうとしましては、建設業者さんに一定の利益が出るように、そして若い人が入ってきやすい環境づくりをするために、例えば予定価格、これを適正な価格と言われるかもしれませんが、その一定の利益も確保した上で安定経営ができるような、そういう予定価格をそこで算出をなささいと。あるいは、現場でよく土木の場合に変更設計がございます。そういったときにも、昔よく言われました請け負にならないように、現場で必要な経費が適切にそこで計上して設計変更を行う。それとか、あるいは、今もよくありますけれども、建設産業は、年間を通すと受注額に波がございます。仕事が忙しいときもありますし、余り仕事がないと、そういう時期もあります。そういう波があることで、安定的な経営ができないんじゃないかということで、できるだけ発注の平準化を行うことで年間を通して一定レベルの仕事があると、そういうことを目指して、発注の平準化に向けて取り組みなさいと、こういうことが発注者の責務として示されております。

一方で、受注者さんも、例えば予定価格が上がったときに、それが会社の経営者の一部にお金が入るだけではなくて、そこで働いていらっしゃる方々に適正に給料としてお支払いするとか、あるいは現場の労働環境、休みが適正にとれるとか、特に女性の方々が働きやすいような環境をつくるとか、そういう労働環境にもしっかりと配慮なささいということが、受注者のほうにも責務として課せられております。

こういう発注者、受注者両方の責務を示すことで、建設産業の安定経営を図り、そして次代を担う技術者さんが入ってきやすい、そういう環境をつくるということで、今、進められてお

ります。

その中で、先ほど、労務単価がございましたけれども、平成11、12年ぐらいが多分今までのピークです。それからずっと設計単価は落ちてきたんですけれども、今から2年ぐらい前に、これではまずいということで、政府の配慮もあったかもしれませんが、下げどまりまして、それからここ2年間ぐらいで20%を超えるぐらいの設計単価の上昇になっております。また、あわせて、諸経費といいますけれども、そういう経費も一部で見直しがされてると、そういう状況でございます。以上です。

○高橋委員 私が申し上げたいのは、建設労働者の賃金体系です。部長がおっしゃるように仕事にむらがあるから、二通りの労働者がいてもしょうがないかなと思うんです。月給制のひと、いわゆる日給月給のひと、これはもうしょうがないのかなと、そこは妥協なんでしょうけど。

例えば、月給制の人のちゃんとした給料表があつて、定期昇給があるような給料表があるかというの、ひとつポイントとしてあると思うんです。あと、日給月給のところも、ずっともう20年前も1万、今も1万というレベルかもしれない。そこ辺の改善は、今、部長がおっしゃったように11年、12年がピークだったときからずっと下がって行って、2年ぐらい前から、これじゃいかんということで単価を20%ぐらい上げたということでしたけれども、やはりそのところも建設業からは一つ課題としてよく聞かれます。もうちょっと上げてもらわんともうけがない。その分、従業員にやれないというのをおっしゃってるんです。そこが一つです。

あと、だから、繰り返しますが、月給制は月給制として、しっかりとした給料表が会社に

あつて、それを社員がちゃんとわかってると。何年後にはこのぐらいになるんだなというような、やっぱりそういうことを示すことが、担い手確保にもつながってくるんじゃないかなと思って申し上げました。以上です。

○西村委員 今、部長の答弁のとおりで、この数年間でいろんな単価の見直しとかをしていただいていると思うんですが、もちろん今の高橋委員の給与っていう部分もあったんですけれども、やはり産業自体がもうかれば、新しい人たちがどんどんその産業に参入をしてきていることもあります。先ほど話があった平成10年ごろというのは、どんどん新しい人たちが参入してきて、その人たちが倒産したり撤退したりした部分もありますし、また入札制度改革によって廃業されたところも数多くあったと思うんです。これは県土整備部じゃなくて、公共三部に通して言えることなんですけど、私が聞いているのは、若手の人たちがやっと現場を任せられるように、5年、10年かけてやってきた人たちが、実際現場をもって責任を持ってやり始めたときに、現場の管理監督をされる行政の方と折衝、今までは社員の中で親分にこづかれながらもやってきた人たちが、今度はあえて検査を受けるような立場になったときに、非常に大きなハードルであったり、あとは難しい書類をつくったりするときに、一番離職の確率が高くなると建設事業組合の会で非常に熱心に言われてました。せっかく自分のところで5年、10年かけてつくってきたのに、30になったら辞められたという話がありました。その世界だけでやってきた人たちが、コミュニケーションが苦手な部分もあつたりもしますし、お上からぎゃんと言われて、なかなかうまくその工事の検査が通らな

かったりすると、それまでやりがいを持ってた人たちが、もうやってられんということに。そこでがまん強くなると、さらに経営者として独立するかもしれないんですけど。

これは、公共三部のほうで共通して、やはり年下の部分もあるかもしれませんが、そういう若手技術者を育成してやろうということで、言葉遣いであったり指導のやり方であったりとかいうのを、ともに県土発展のためにということを考えていただくと、私はそれだけでも大分変わってくるんじゃないかなと思います。建設業界には、やりがいを感じてやってる人は、非常に多いと思うんです。私と同じぐらいの年の人でも第一線でやってるんだけど、若手の人たちが入ってくると辞める、入ってくるとやめるということで、いつまでも下っ端をやらんといかんという話も聞いてます。先ほど部長も言いましたけど、職場の雰囲気づくりとセットで、お上とその業者の関係も昔ながらの上下じゃなくて、私は、しっかりそこの部分もやっていただくことが安定した担い手育成にもつながると思いますので、要望ですけど、お願いしたいと思います。

○横田委員 この事業は、若年技術者に直接という事業じゃなくって、そういう人たちを雇用する企業に対しての取り組みということですよ。企業が若い技術者を雇用するためにどうすればいいか、そのノウハウを蓄積するための事業ということですよ。

○佐野管理課長 直接企業さんに雇用をしていただいて、それを支援するコーディネーターがいろんな指導・助言をすることで定着率を高める。引き続き、正規雇用していただくということになるのが一番理想的な形ということですよ。

が、委員がおっしゃるように、企業支援とそこで働こうとする人たちの職業体験とか、そういうのを実際積んでもらって理解した上で、正規雇用化していこうというような動きを支援するというのが狙いになっております。

○横田委員 宮崎県建設業協会に委託をするということですので、この予算の500万円というのは、建設業協会が取り組む事業に対して使われる予算ということで理解してよろしいでしょうか。

○佐野管理課長 内訳としまして、ちょっと御説明いたしますと、500万を建設業協会に委託するわけですが、そのうち、企業さんが実際に期間雇用して、若年技術者等を雇用するという形になりますので、その分が300万ほどございます。ですから、建設業協会のコーディネーター経費ですとか事務費というのが、大体195万ぐらいということになっております。

○横田委員 若い技術者がなかなか定着しない、人が足りないというのは、もう今、部長が言われた内容でほとんどクリアできるような気もするんです。大体わかっているんだけど、現実にそれをするのはなかなか難しいと、そういう状況だろうと思います。でも、原因とか理由がわかっている以上は、それを何とか解決できるような方向で頑張っていただいて、若年技術者にしっかりと定着していただけるように頑張っていただければと思います。

○松村委員 確認をしたいんですけど、建設業協会のほうには基本的に195万、これはコーディネーターの人件費と活動事務費ということでしょう。そして、300万は、再委託をされた建設業の方の、そこで期間雇用された方の人件費の一部を補填する、助成するという費用が300

万っていうことでいいんですか。

○佐野管理課長 はい、そういう形になります。具体的に期間雇用される方の給与、今から事業を開始するということになりますので、募集、そういった準備期間を含めると、大体2カ月ぐらいの雇用になるかと思いますが、その分と、実際に企業の中で研修とかされる場合の研修費ですとかそういったものを、企業さんの分を見るという形になっております。

○松村委員 これは、2カ月分ぐらいということでしたけど、大体何名ぐらいを予定されてるのかということと、先ほど緊急雇用が終わって、その後また要望があったんで、これを建設業協会のためにやりましたってことで、以前は緊急雇用の助成金のほうで同様の事業をやったんですか。

○佐野管理課長 地域人づくり事業という形で、この事業は今、進めております。それが9月に終わるということで、そういった事業を引き続きやってほしいという要望も受けまして、県としても効果のある事業だと考えておまして、今回、また、この交付金で実施したいということでもあります。

○松村委員 予定される人数とか。

○佐野管理課長 予定される人数としましては、目標として期間がまず残り五、六カ月しかございませんので、そういった中で、こういった事業に取り組んでくれる企業さんを募集しながらやるという形になりますが、そういった期間の短さ等を考えますと、大体5名ぐらい確保できればと考えております。

○松村委員 はい、わかりました。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○木下技術企画課長 技術企画課でございます。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

平成27年9月定例県議会提出報告書131ページをお開きください。公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。

まず、平成26年度の事業報告について御説明いたします。

当機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村が守秘性や公正さなどの観点から、民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行っております。実績としまして、2の事業実績にあります積算等事業や施工管理事業などの事業を実施したところであります。

詳細につきましては、後ほど説明いたします。

次に、この報告書の195ページをお開きください。平成27年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。

まず、概要についてであります。上から4行目ではありますが、総出資額は3,000万円で、そのうち県出資額が2,000万円であり、県出資比率は66.7%となっております。

その下は、設立目的でございますが、当機構は、建設事業の技術水準の向上を図り、もって公共事業の円滑な執行と建設事業の振興発展に寄与することを目的として設立された法人でありまして、県・市町村を補完・支援する機関としての役割もございます。

次に、その下にあります県関与の状況をごらんください。

まず、上の段の人的支援についてであります。表の右側の平成27年度の合計のうち、役員数の欄でございます。合計10名の役員の内訳ですが、その下、常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。その常勤役員3名の内訳といたしましては、その横にありますように、県職員が2名、県退職者が1名であります。

また、職員数の欄でございますが、合計15名のうち、県職員が7名であります。

次に、財政支出等についてであります。委託料のみで、平成26年度は2億3,138万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてでございますが、まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業であります。平成26年度の決算額は、1億6,624万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業であります。決算額は、4,708万円余となっております。

次に、③の電算事業につきましては、積算システムの保守管理をする事業であります。決算額は、1,398万円余となっております。

次に、④の新技术・新工法等各種情報提供事業につきましては、建設事業に関する新技术、新工法等、各種情報の提供を行う事業であります。決算額は407万円余となっております。

次に、その下にあります実施事業についてであります。

実施事業の①は県及び市町村からの受託事業、②、③及び⑥は県からの受託事業、そのほ

か市町村等からの受託事業として、④の市町村工事検査事業や、⑤の県内建設関連業者への研修等事業、⑦のアセットマネジメント等支援事業を行っております。

また、⑧のその他といたしまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援として、無料の技術相談業務等を実施しております。

次に、その下にあります活動指標についてあります。

まず、①の積算等事業受託件数は、機構の主要事業であります積算事業などの状況を判断するための指標であります。平成26年度は、目標値の120件の契約工区数に対しまして、実績値が131件と目標を若干上回り、達成度は109.2%となっております。

次に、②の市町村からの相談件数は、市町村支援の基本である技術相談業務を積極的に実施する指標でございますが、平成26年度は、目標値の80件の年間相談件数に対しまして、実績値が90件と目標を若干上回り、達成度は112.5%となっております。

さらに、③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取り組み状況を判断するための指標でございますが、平成26年度は目標値の1,900人の受講者数に対しまして、実績値が1,942名と目標を若干上回り、達成度は102.2%となっております。

次に、裏面の196ページをお開きください。

一番上の財務状況についてであります。表の左側は、正味財産増減計算書でございますが、その平成26年度の欄をごらんください。

列の一番上にあります経常収益は2億6,392万円余となっており、その1行下にあります経常費用は2億9,459万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス3,067万円余となっております。

中ほどの一般正味財産期末残高は3億8,057万円余となり、3行下にあります指定正味財産期末残高と合わせますと、一番下の正味財産期末残高4億1,057万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表でございます。その平成26年度の欄をごらんください。

列の一番上にあります資産は4億5,739万円余となっており、その3行下にあります負債は4,682万円余となっております。

列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億1,057万円余となっております。

次に、その下にあります財務指標についてでございますが、まず、①の収支バランスは、公益法人認定法が定める収支相償、すなわち事業収入が事業実施に要する費用を超えないということに関する指標でございます。経常費用に対する経常収益の割合で評価をしております。平成26年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度も同じく89.6%となっており、若干目標を下回っておりますけれども、これは平成25年度に生じた剰余金につきまして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、その早期解消に努めたことにより、経常費用に対し、経常収益が少なかったことにより、

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価するための指標といたしまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価をしております。平成26年度は、目標値の100.0%に対しまして、実績

値、達成度、同じく93.0%となっており、若干目標を下回っておりますが、これも、剰余金の早期解消に努めたことで、一般正味財産期末残高が昨年度より減ったことにより、

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価をしております。平成26年度は、目標値の11.5%に対しまして実績値が12.3%と、目標を若干上回り、達成度は107.0%となっております。

次に、一番下の総合評価であります。右側の県の評価をごらんください。

活動指標においては、全ての項目で目標値を達成することができました。また、財務指標については、若干目標を下回っている項目もございますが、平成25年度に生じた剰余金について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、その早期解消に努めることができました。また、設立目的である市町村の支援という観点では、アセットマネジメント等支援事業に取り組むことで、インフラの老朽化対策という重要なテーマについて十分な支援が行えたところでございます。

評価としましては、上記のことから、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をAとしております。

続きまして、平成27年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の136ページをお開きください。

1の基本方針の下から4行目以降に記載してありますとおり、今後とも公益目的事業の的確な実施により、県の社会資本整備の分野に貢献

していくとともに、社会情勢の変化に対応した事業の展開に向け取り組んでいくものとしております。

平成27年度の事業計画でございますが、今年度においても、積算等事業などの事業を実施することとしております。

次に、右側の137ページをごらんください。収支予算書についてであります。

まず、(1)の経常収益は、線で囲まれたところでございますが、事業収入など合計で当年度5億5,833万円余を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございますが、裏面の138ページをお開きください。中ほど、経常費用計の欄ですけれども、平成25年度に生じた剰余金を解消するために5億6,563万円余を見込んでおり、当期経常増減額をマイナス730万円余と見込んでおります。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○瀬戸長道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続きまして、県出資法人等経営状況等について御報告いたします。

報告書の9ページをお開きください。宮崎県道路公社であります。

まず、平成26年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収業務や維持管理を行うとともに、北線に附帯する休憩所の管理等を行ったところであります。

2の事業実績であります。右側の欄をごらんください。

まず、一ツ葉有料道路北線は、通行台数が年

間214万9,000台余、料金収入3億7,177万円余、南線が通行台数370万台余、料金収入が6億6,588万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

この報告書の197ページをお開きください。宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

上段の表の概要をごらんください。上から4行目ですが、総出資額は29億8,700万円で、県出資比率100%であります。特記事項にありますように、道路公社は地方道路公社法に基づき昭和46年に設立され、有料道路事業を実施しております。

次に、中段の表の県関与の状況をごらんください。

人的支援についてであります。右側が平成27年度の状況ですが、役員数は、常勤が県職員1名、県退職者2名の3名で、非常勤が公認会計士1名の合計4名であります。いずれも、宮崎県住宅供給公社役員と兼務をしております。また、職員数は、県職員2名、県退職者3名を含む合計12名で、うち7名は、宮崎県住宅供給公社との兼務職員であります。

なお、財政支出等につきましては、該当がありません。

下段の表をごらんください。

実施事業は、①から③のとおり、一ツ葉有料道路等の維持管理を行うものであります。

活動指標は、①の一ツ葉有料道路利用台数と②の有料道路回数券販売活動としております。

それぞれの指標ごとの達成度であります。①は、目標値555万7,000台に対して実績値585万台で、達成度は105.3%、②は、目標値8,757万6,000円に対して実績値8,826万9,000円で、

達成度は100.8%で、ともに目標値を上回っております。

次に、198ページをごらんください。

上段の表の財務状況をごらんください。まず、左側の収支計算書であります。平成26年度の収入及び支出は、ともに10億4,466万円余であります。

収入のほとんどは、通行料金収入等でありませ

ず。支出であります。事業費は道路補修費や植栽等の維持管理経費で4億2,395万円余、管理費は公社役職員の人件費や事務経費の1億2,648万円余、その他の支出は、主に道路建設費の償還に充てる償還準備金への繰入金で、4億9,421万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。資産のうち、流動資産は公社の現金・預金等であり、公社解散時の県出資金への返済のための資金が主なもので18億8,288万円余、固定資産は主に道路資産で、175億2,561万円余となっております。

次に、負債であります。流動負債は、主に未払い金や預かり金で1億8,596万円余、固定負債は、法律で定められた特別法上の引当金として162億3,553万円余となっております。

その下の正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、財務指標であります。

①の業務収入一般管理費率と②の借入金等償還率を指標としております。それぞれの指標ごとの達成度であります。①は、目標値12.4に対しまして実績値12.3で、達成度は100.8%、②は、目標値95.1に対しまして実績値93.1で、達成度は97.9%であります。

中段の表の直近の県監査の状況をごらんください。特に指摘事項はございませんでした。

下段の表の総合評価をごらんください。表の右側の県の評価であります。平成26年度は各目標値をおおむね達成できております。引き続き、料金収入の確保や経費縮減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、未償還金の早期解消に努める必要があります。さらに、道路利用者の安全対策を図るため、道路施設等の計画的な補修を行う必要があると考えております。

評価としましては、左側の道路公社の自己評価と同様、活動内容、財務内容、組織運営ともにA、良好としております。

続きまして、平成27年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の13ページをお開きください。平成27年度の事業計画書であります。

まず、1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き、有料道路等の管理運営を行い、道路利用者の利便性の向上を図ってまいります。

14ページをごらんください。

3の収支計画でございます。収入、支出ともに合計10億4,299万円余を計上しております。

4の資金計画につきましては、受け入れ及び払い出しがそれぞれ26億9,699万円余となっております。

道路建設課については、以上でございます。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課であります。

委員会資料の4ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が6件でございます。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の支障木接触事故につきましては、道路上に伸び出していた木に接触し、サイドミラーを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の落石事故につきましては、道路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のフロントバンパー、ラジエーター、トランスミッション等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

3番目の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のフロントバンパー、右前輪タイヤ及びホイール等を損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の枝落下事故につきましては、道路上に落ちてきた枯れ枝が直撃し、車両のボンネット及びフロントバンパー等を損傷したものであります。本件は、その内容から、運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

5番目の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のマフラーを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

最後、6番目の落石事故につきましては、道

路上に落ちてきた石が直撃し、車両のフロントガラスを損傷したものであります。本件は、その内容から、運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、2万7,590円から59万8,018円になっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと思っております。道路保全課は以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の5ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調定について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起と和解についてであります。表に記載しております入居者でございますが、家賃を長期間滞納しておりましたので、明け渡しの請求を行いましたところ、表の一番上の入居者につきましては誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

また、下の段の2名につきましては、滞納している家賃を分割納付する旨の申し出があり、滞納の解消が見込まれることから和解を行うものであります。

なお、表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行っております。

続きまして、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

お手元の平成27年 9月定例県議会提出報告書の1ページをお開きください。宮崎県住宅供給公社であります。

まず、平成26年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務や民間から受託した特定優良賃貸住宅の管理業務を行ったところであります。

2の事業実績であります。賃貸管理事業が2億3,665万円余、管理受託住宅管理事業が43万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

同じ報告書の199ページをお開きください。宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、上段の表の概要ですが、上から4行目の総出資額は1,020万円で、県出資比率は100%であります。

また、特記事項にありますように、地方住宅供給公社法に基づき、昭和41年に設立され、分譲事業、賃貸管理事業等を実施しております。

次に、中段の表の県関与の状況をごらんください。

まず、人的支援であります。表の右側の平成27年度の欄をごらんください。役員数は合計8名で、そのうち県職員が3名、県退職者が2名となっており、常勤・非常勤の内訳は、その下に記載のとおりであります。なお、常勤役員3名と非常勤役員のうち1名は、宮崎県道路公社と兼務しております。また、職員数は合計11名であり、うち7名は宮崎県道路公社と兼務しております。

その下の財政支出等につきましては、該当あ

りません。

次に、下段の表をごらんください。公社では、実施事業の欄にあるとおり、①から③の3つの事業を行っているところであります。

次に、その下の活動指標をごらんください。

①の分譲用地残区画数につきましては、分譲用地を完売し、残区画数をゼロにすることを目標としており、目標値は0としております。実績値は、最後の1区画が分譲に至らず、残区画数1のままとなったため、達成度は0%となっております。

②の賃貸住宅入居率につきましては、目標値を入居率100%としておりましたが、実績値及び達成度は88.4%となっております。

③の資産整理処分進捗率につきましては、平成27年度から設定した項目であります。平成26年度から取り組んでいますので、括弧書きで実績値を表示しております。平成26年度当初の処分対象件数29件中6件を処分しましたので、実績値は20.7%となっております。

次に、200ページをごらんください。上段の表の財務状況をごらんください。

まず、左側の収支計算書について御説明いたします。

2行目の収入の欄であります。平成26年度は2億8,473万円余となっております。これは、主に分譲事業や賃貸管理事業での事業収入であります。

これに対し、上から6行目、支出は5億4,809万円余となっております。これは、主に事業費や人件費等の管理費のほか、その他の支出に公社資産整理に伴う固定資産の売却損及び減損損失の特別損失を計上したためであります。

その結果、収入から支出を差し引きました当

期収支差額は、2億6,336万円余の赤字となっております。

次に、右側の貸借対照表について御説明いたします。

上から2行目の資産は、現金預金や分譲事業資産などの流動資産と、賃貸事業資産などの固定資産を合わせ、平成26年度は79億9,470万円余となっております。

上から5行目の負債であります。未払い金などの流動負債と、預かり保証金や引当金などの固定負債を合わせ、5億3,109万円余となっております。

下から3行目の資産から負債を差し引いた正味財産は、74億6,361万円余となっております。

次に、財務指標であります。

①の分譲事業資産比率については、分譲事業資産を最終的にゼロにすることを目標としており、目標値は0%としております。実績値は、最後の分譲用地1区画が残ったため、0.4%となり、達成度は0%となっております。

②の借入金依存率につきましては、借入金はありませんので、達成度は100%となっております。

中段の表の直近の県監査の状況については、ごらんとおり、委託契約事務について、指摘事項1件がありました。今後、適切な事務処理を行うよう指導したところであります。

下段の表の総合評価をごらんください。右側の県の評価であります。段階的な事業縮小を図るため、宮崎県住宅供給公社資産整理計画に基づき、資産整理を進めたことについては一定の評価をしております。分譲事業は、都市計画の変更等に関連機関と協議し、残る1区画の早期の完売に向けて、より一層の努力が必要であ

ります。今後は、引き続き将来的な解散を見据えて、資産の整理を計画的に進める必要があると考えております。

評価としましては、活動内容をBのほぼ良好、財務内容、組織運営をともにAの良好としております。

続きまして、平成27年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の前のほうに戻っていただきまして、6ページをお開きください。宮崎県住宅供給公社平成27年度事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務や倉岡ニュータウンの商業用地の分譲を進めてまいります。

7ページをごらんください。

3の収支計画であります。分譲事業が終了し、資産整理を進めることから、当期純利益は2億3,124万円余の赤字を見込んでおります。

4の資金計画であります。収入及び支出ともに合計38億8,294万円余となっております。

建築住宅課の報告事項につきましては、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○横田委員 勉強不足で申しわけないんですけど、建設技術推進機構の平成25年度に生じた剰余金の早期解消、内容を教えていただけませんか。意味がちょっとよくわからないんですけど。

○木下技術企画課長 平成25年は、当時、大型補正等がありまして、積算業務、特に県、市町村の積算業務の支援ということで、3,700万ほどの収益が上がっております。公益法人ですので、これについてはプラス・マイナス・ゼロに

しないといけないということで、数年にわたって減らして行って、最終的にプラス・マイナス・ゼロにもっていこうということで、今回計上させていただいております。

○横田委員 その剰余金はどのようにして減らしていくんですか。

○木下技術企画課長 26年度、27年度、28年度、3カ年で、900万ずつ減らしていこうという計画をしておりましたが、ちょっと26年度、今回の決算を見ますと3,000万ほど減ということで、来年度700万減することで、プラス・マイナス・ゼロにもっていこうと考えております。

26年度ですけれども、計画に比べまして、積算業務等がちょっと少し減になってるんですが、収益の一部をいろんな研修等で皆さんの技術の向上を図っていただくこと、そういったことで支出をしようということで考えております。結果としては、一部積算等でも減額があって、減額としては少し多目になっております。

○横田委員 ありがとうございます。わかりました。

○高橋委員 今のとちょっと関連するかもしれませんが、合ってると思うんですけど、今の収支は、26年度はマイナスだったわけじゃないですか。195ページの活動指標で、積算等事業受託数の目標値、この整合性はどうなってるのか。目標達成してるから、事業は相当やって、素人からすると利益が出たように感じるものですか、この整合性をちょっと教えてください。

○木下技術企画課長 195ページの活動指標の中の積算等事業受託数というところだと思っておりますが、目標値120に対して131件でしたということだと思います。件数としましては、目標値を超える件数を受託したわけですから

も、1件当たりの金額といいますか、それがちょっと低くなりまして、全体としてマイナスになったということでございます。

○高橋委員 わかりました。じゃあ、続けて行きます。

住宅供給公社は、将来的に解散するということですね。多分、評価がAだから心配ないと思うんですが、いわゆる借金、負債を残さずに解散できると理解していいんですね。

○上別府建築住宅課長 住宅供給公社につきましては、正味財産が約74億6,300万程度ありまして、財政基盤は安定している状況にあります。今後、資産処分を進めまして、固定資産の売却損等はある程度出るとは思いますが、十分に資産が残る形で整理ができるものと考えております。

○高橋委員 私も、なかなか頭の中が整理できませんが、1区画、まだ売れてないところが残ってるじゃないですか。それだったり、将来、処分していくわけです。賃貸なんかの住宅がありますよね。これも評価はどんどん落ちてるから、当初の想定だったら、相当な財産を県は有するだろうというのがあったんじゃないですかね。

○上別府建築住宅課長 住宅供給公社のほうでは、賃貸住宅等も有しております。26、27、28の3年間の資産整理計画では、全部を売却の方向で、今、動いてるところでございます。

○高橋委員 今、金額云々じゃなくてもいいんですけど、相当の財産収入を、県は持つことになるわけですね。

○上別府建築住宅課長 住宅供給公社では、今の賃貸住宅等につきましては、固定資産として財産を計上しております。その販売を行った場合には現金化されますので、今度は流動資産

として変わるという形でございます。ただ、帳簿上の価格と販売価格等の差が、ある程度は出るものと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○松村委員 住宅供給公社でしたよね。これは、指摘事項で江平ビルのことが書いてありますが、江平ビルというのは売れたんじゃないんですかね。まだ売れてないんですかね。

○上別府建築住宅課長 江平ビルにつきましては、現在、新聞等でも広告を出してまして、今、入札にかけているところであります。8月13日現在、10社の申し込みがございまして、今月末に入札を行う計画でございます。

○松村委員 まだ進行中ということですね。29の対象物件のうち、6件処分済みということは、処分したい23件がまだということで、江平ビルもそこに入ってるんでしょうけれども、なかなか状況的にも厳しい時期かもしれません。景気がよければ売れるんでしょうが、また努力をお願いしておきます。

それと、倉岡ニュータウンの商業用地、そこも残ってますよね。これは、商業用地からいわゆる一般宅地とかいうのに変更できるとかできないとかいう話が前もちょっとあったんですけども、それはその後どうなってるんでしょうか。

○上別府建築住宅課長 ここの団地につきましては、調整区域に地区計画を設定してつくっている団地でありまして、その地区計画で商業用地ということで今まで分譲を行ってまいりましたが、委員の言われるとおり、売れてません。それで、今後、地域住民等にも説明会等を行った上で、宮崎市と都市計画の変更等に向かって協議を進めて、住宅地として分譲していく方向で、今、取り組んでいるところでございます。

○松村委員 もう一件、道路公社。一ツ葉有料道路の償還というか、県出資金の早期解消ということですけど、これは32年で予定どおり終わるのかなということと、有料道路方式というのはそこで終わってしまうのかなということ、それをちょっと聞かせてください。

○瀬戸長道路建設課長 一ツ葉有料道路につきましては、平成32年2月の無料化に向けて、今現在進めてるところでございます。償還が終わりましたら、翌日から無料化されるということで考えております。

○松村委員 これは何か法律的なもので決まってるのか、償還が終わったら無料化にしないといけないのか。この期間中、ずっと植栽も含めた道路の維持管理、この中から費用で出てると思うんですけども。償還が終わった後、無料化にされた場合には、今でも道路維持管理費用が少ないという中で、今度は直接、県の維持管理費のほうに回ってしまうと……。それでなくてもこの管理費用とかが年々減っていく中で、唯一の財源というとおかしいけど、やっぱり維持管理ということ、利用者からの受益者負担で今までやってるわけですから、私個人的には、引き続き、利用者から多少お金をいただいてもいいんじゃないかと。それで、沿道美化のほうに回していただければ、喜んで100円ぐらい出しますよ。だから、御意見はいろいろあるでしょうけど、そっちの方向は選択肢としてとれないのかということ、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○瀬戸長道路建設課長 有料道路事業につきましては、県が出資団体として設立した道路公社があるんですけども、この道路公社が、道路整備特別措置法という法律に基づきまして、県

の出資金ですとか、民間の資金などの借入金を財源として、県にかわって道路整備を行うと。通行料金収入によって維持管理を行いながら、借入金等を償還していくという制度でございまして、料金徴収期間満了後には県に移管されるということで、無料開放をされるという制度でございまして。

今、委員が言われましたように、今後の維持管理の話があったと思いますけれども、32年の2月に無料化をするということで、議会に承認をいただいているところなんですけれども、今、私どもが考えておりますのは、先ほど説明しました、例えば198ページの資料をちょっと見ていただきたいと思っておりますけれども、この表の上のほうに財務状況という表がございまして。平成26年度の欄を見ていただきますと、収入が10億4,000万程度あるということと、下のほうに支出として事業費、管理費で約5億5,000万程度あると。その下の、その他の支出の4億9,000万程度というのが、今現在、公社が得ている黒字といいますか、利益でございまして。このお金を利用して、32年2月に向けて、さらに老朽化してる施設の更新ですとか維持補修をしっかりとやって、32年2月には県のほうが引き継いでいくということで、考えてるところであります。

○松村委員 そのとおりですよ。そのとおりですけれども、空港から橋を渡って、そして一ツ葉有料道路というんですか、バイパスを通過してそれからずっと行くと西都原古墳までという、このラインというのは、いわゆる観光の県の顔でもあるんです。よく質問に出るのは、維持管理費が少なくて、美化整備、草刈りとかもやってないんじゃないかという一般質問を私もしてるんですが、よく出てくるわけです。今後、

年に2回やったのを、1回しかできなくなったとか、あるいはここは草刈りするけど、ここから先は人があんまり通らんからしないとか、そういうめり張りのきいた草刈り作業という表現もされてるんでしょうけど、そういう段階で、一番の顔となってるところが、今後、どういう維持管理がされるのかということのも、観光宮崎としては非常に気になる場所なんです。今でさえというとおかしいんですけども、それから先という。だから、お約束は32年でそういうことになるけど、ちゃんと県が直接ここを今までどおりというか、今まで以上に管理できるのかなというところを心配しながらこれを見たところなんです。これに関しては、特段よろしいですが、御意見があれば言っていただくといいんでしょうけれども。

終わります。

○瀬戸長道路建設課長 委員言われるような、通常の草刈りですとか維持管理は、今、道路公社のほうで行っていただいております。私が先ほど言いました現在の収入からやっていく業務っていうのは、例えばガードケーブルのやりかえであったり、舗装、補修のやりかえであったりという話をさせていただきました。委員の言われるように、草刈りとか沿道修景の樹木の剪定とか、今後、確かに新たな維持管理費として出てくることは間違いありません。その辺は、県土整備部道路保全課が主管になると思っておりますけれども、その辺を十分に検討しながら、宮崎県にとって恥ずかしくない道路として、委員の言われるように、おかしくないような道路整備に努めていく必要があると考えております。

○松村委員 言葉的にはそうなんですよね。恥ずかしくない道路。だけれども、お金がないと

なかなかできないわけでしょう。それで、新たに国からいただくってところもなかなか厳しいし、唯一の自主財源的な道路利用収入というものですよね。これを今から、ネーミングライツをしよう、何しようって、例えば一ツ葉有料道路をネーミングライツしようとしても、なかなか4億もお金を集めることはできないですよ。でも、やり方によっては……。新たな収入、歳入を探すのは大変なことなんです。受益者負担なんで、何か別の方法で継続というか、やっていくほうが。これからのインフラストックを大事にしていきたいと思いますとか何か言ってる割には、財源が減っていくわけで。ものすごく老朽化もしますよ。あれだけのすばらしい松林のあるようなところとかがあって、すばらしいと思うんです。あそこで得た費用で、延長上のところまでの管理までできるとか、別にそこだけじゃなくて、もうちょっと先までということも可能性があるんじゃないかと思うんです。部長、いかがですか。

○函師県土整備部長 委員の御指摘は、いわゆるポイントを突いてるのかなと思っておりません。

ただ、借金を返してしまっただけでゼロになって、その後、毎年の維持管理のためだけに続けるということは、制度上、恐らくできないと思っております。だから、検討するというのも、なかなかうまくは言えませんが……。

○松村委員 制度上のことはいいんですよ。それはそうだけれどもということで、また別の考え方で何かできないのかなと。

○函師県土整備部長 そうですね。正直、ですから借金をずっと例えば……。

確かに、これを有料道路として終了して、そ

して一般の県道と同じような扱いをするというのが今の考え方になっております。そうしますと、御指摘のとおり、例えば植栽の管理ですか道路の舗装とか、そういった維持管理費は当然かかってまいります。それが、今、県土整備部が持っている全体の維持管理費の中で擁していかなければならなくなります。そうしますと、今よりも整備水準が落ちるのではないかと、その御心配は確かに御指摘のとおりだと思っております。有料道路を平成32年2月にやめるということ、ここでもう一度本当にほかに方法はないのかということについては、検討することにはちょっとわかりませんが、何か方法がないのか、私なりに研究はしてまいりたいと思っております。

○松村委員 わかりました。

○横田委員 済みません、ちょっと余計なことかもしれませんが、回数券販売が100.8%ということで、予定どおり行ってるみたいなんですけど、実は私も1万円券を、買ってるんです。1万円券だから、50回分ですよ。でも、60回分ついてるんです。すごくお得なんです。人間の心理というか、直接お金出さんもんだから、普通の国道を通ってもいいんですけど、きょうはもう有料道路を通るか、と、つついそんな気になって、回数がすごくふえるんです。クレジットカードを持って、現金はないけど、これで買うからいいわとどんどん買うのと同じだと思うんです。だから、回数券はこれだけお得なんだよということをもっともっと宣伝して、回数券を買ってもらったらいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○瀬戸長道路建設課長 今、委員が言われたように、有料道路の回数券の販売は、計画に

基づきまして順調に伸びている状況でございますけれども、道路公社のほうと話しまして、今の御意見を伝えまして、どんな方法があるか、検討はさせていただきたいと考えております。

○蓬原委員 今の松村議員の意見、確かにそのとおりだなと思って聞いてましたけど、今の制度上は、一般の道路として県が整備していくしかないということですよ。実際はものすごくお金がかかるわけで、ましてやこの予算がない中で、確かに整備水準が下がっていくということは、表の顔として非常に残念なことだなと。逆にここに金が取られて、ほかのところの保全が劣化しては、これもまた本末転倒なわけで。

制度というのは人がつくるわけですよ。ですから、今、研究という言葉は部長はあえてお使いになりましたけれども。そうすると、国交省がこのあたりの鍵を大きく握るんじゃないかと思えますけれども、宮崎だけじゃなくて、全国的にこういう例というのはいろいろ出てくるんじゃないかなと思えますので、もうこの際、徹底して研究していただいて、国のほうに、何かそういう特例でもいいけど、制度を設計できないのかということをお互い関係として要望していられることも、別に悪いことじゃないんじゃないかなと感じましたので、ぜひできるものであれば、そういうところを要望できるというなど。まだもうちょっと時間もあるようですから、お願いしたいんですが、いかがでありますでしょうか。

○函師県土整備部長 この場で明確にはなかなか申し上げることはできませんが、委員御指摘のとおり、全国にはやはり県で整備をした有料道路もございますので、そういう他県の事例、こういったのも参考にしながら考えてまいり

たいと思っております。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

住宅供給公社の件で1つ伺います。この資産表を見る限りでは余剰金がたくさんあるということで、例年、売却損なり減損損失なりを計上されてるわけなんですけど、有価証券等については恐らく債権だと思うんで、確認の意味も含めてお伺いしたいんですが、固定資産なり有価証券なりの金額はいわゆる帳簿上の金額で、実際の価格とはちょっと違うと思うんです。現段階での評価額というのがわかれば、それを対比して教えていただきたいと思うんですが。

○上別府建築住宅課長 現在、公社が持ってます有価証券等につきましては、譲渡性預金で28億ほど、また長期有価証券等では国債で9億というような形であります。また、預金現金等でも、普通預金で3億5,000万というような形で、実際にそういう形で資産を保有してるところでございます。

○二見委員長 固定資産はいかがでしょうか。

○上別府建築住宅課長 固定資産につきましては、一番大きいのが賃貸事業資産でありまして、賃貸事業に係る土地、建物等の金額ベースで、帳簿上でいきまして37億程度になっております。

○二見委員長 この帳簿に載ってることを聞いてるんじゃないんで、これの評価額を聞きたいと思うんです。実際に売却したときに、どれくらいの今の評価額があるのか、そこを教えてください。実際、ここで73億ぐらいの資産があるとなってますけれども、現段階の販売価格とか、そういったものを考えたときに、実際の純然たる資産がどれくらいあるのかをちょっと

お伺いしたいと思います。

○上別府建築住宅課長 帳簿上の価格と純然たる価格との差ということで言いますと、平成26年の段階で、そういった分につきましてはの減損損失を行ってあります。それにつきましては、帳簿上の価格がありますが、物件を来年度には販売ということで、その後の賃貸事業で上がるであろう収益分を昨年減損処理しまして、1億9,000万程度の減損は行っております。ある程度、減損を相当行っておりますので、今後の土地、建物の販売に当たっては、今現在では売却損等がそんなには大きく出ないのではないかなということでございます。今現在の鑑定評価等を全部はとっておりませんので、固定資産評価額等をベースに見直した結果での減損は行っているという状況でございます。

○二見委員長 ことし、26年の減損、売却損で大体2億8,000万ぐらい計上されてるわけですよ。毎年度毎年度2億ぐらい減っていくというような考え方になっていくと、70億がどんどん減っていく。これは、もともと県の資産と見るべきだと思いますから、できるだけこういう目減りが出ないような形も考えなければならぬし、今70億あるけれども、実際に解散してみたらこれだけしかありませんでしたという形にならないように、報告ということに関しては、できるだけ実値に近いようなものを示していただいたほうがいいのかというのもありまして、お聞きしたところでした。以上です。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

沿道修景美化の推進について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

まず、1の沿道修景の現状についてであります。本県は、昭和44年に、全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定しております。花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めてまいりました。

しかし、植栽した樹木は高木化、老木化が進み、また、東九州自動車道の宮崎一大分間の開通などにより交通の流れが変わるなど、沿道修景を取り巻く環境は大きく変化してきております。また、高速道路のほかに、港湾の整備などにより国内外からの交流人口がふえており、東京オリンピック・パラリンピックや2巡目国体を見据え、おもてなしの観点から、美しい県土づくりをさらに進めることが必要であると考えております。

2の今後の取り組みであります。沿道修景美化条例に基づいて指定している植栽地区等について、沿道環境の変化を踏まえた見直しを行い、効果的なおもてなしが行える環境の整備や、めり張りのある効率的な維持管理を行っていきたいと考えているところです。

(1)の見直しの主な内容としまして、①にありますように、港やインターチェンジなどを結ぶ主要路線における沿道修景植栽地区の新設、またリニューアル、旧道部分の一部廃止について、また、②にありますように、沿道修景植栽地区の効率的な維持管理の方法について見直すこととしております。

ここで、次のページ、7ページの上段の図をごらんください。これは、植栽地区の新設やリ

ニューアルのイメージの例ということで示しておるものです。新たなインターチェンジへの接続道路やバイパス道路における植栽地区の新設、港湾など主要な交通結節点を結ぶ幹線道路の植栽地区をリニューアルする、そういったイメージをあらわしたものです。

また、中段の写真は、宮崎空港線をリニューアルした写真であります。老齢化したツツジやフェニックスをブーゲンビリアでありますとかヤシ類に植えかえ、南国宮崎の玄関口にふさわしいリニューアルをすることにより、おもてなしの環境が整えられていると、そういった写真であります。

下段、②の沿道修景植栽地区の効率的な維持管理の例としまして、維持管理のしやすさや景観、交通安全の観点も含め、密集し過ぎている樹木の伐採でありますとか、低木を芝生や花に植えかえることなども検討してまいりたいと考えております。

6ページに戻っていただきまして、(2)見直しの体制でございますが、見直しに当たりましては、学識経験者や造園の専門家、道路愛護活動団体の長などからなる委員会や、市町村や道の駅など、地元の方々からなる地区ごとのワーキンググループを設置し、幅広く意見を取り入れていくこととしております。

最後に、3の今後のスケジュール(案)ですが、本年10月から、委員会、ワーキンググループを随時開催してまいります。そして、来年度からは、見直しの結果を環境審議会へ諮問し、植栽地区の整備などについて着手していく予定としております。

沿道修景美化の推進については以上であります。

○森山都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の8ページをお開きください。

県立青島亜熱帯植物園におけるネーミングライツ制度の導入について御説明いたします。県におきましては、厳しい財政状況の中、積極的な歳入確保に努めておりますが、その一つとしまして、ネーミングライツ制度の導入の検討を行っており、今回、県立青島亜熱帯植物園においてスポンサー企業の募集を行うこととしたものであります。

まず、1の目的についてであります。県立青島亜熱帯植物園につきましては、県を代表する観光地青島で重要な役割を果たしている施設でありまして、現在、来年3月末の完成を目指し、南国情緒あふれる青島の花や緑を楽しめる体験型の植物園の創出をテーマに、再整備を進めているところでございます。この県立青島亜熱帯植物園の再整備にあわせまして、ネーミングライツ制度を導入することによりまして、青島地区の観光振興に寄与するとともに、県の歳入確保を図ることを目的としております。

次に、2の募集方針についてであります。対象施設は、県立青島亜熱帯植物園であります。希望金額は年額300万円程度、希望期間は5年程度を考えております。

主な資格要件であります。県内に本店、支店または営業所を有する法人であること、2に、本県の観光振興に積極的で、安定的な経営が見込まれる法人であることとしております。

選定方法であります。利用者代表や学識経験者等の外部委員で構成する選定委員会を設置しまして選定することとしております。

今後のスケジュールにつきましては、応募受

付期間を9月30日水曜日から10月30日金曜日までの1カ月間とし、その後、スポンサー企業を12月に決定しまして、来年の4月からの運用開始を予定しております。

都市計画課からの説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○蓬原委員 県土整備部として、ネーミングライツでやっておられる施設というのは、ほかに何かあるんですか。

○森山都市計画課長 県土整備部として、ほかにネーミングライツ制度をやっておりますのは、宮崎県の総合運動公園において、昨年10月から行ってございまして、霧島酒造株式会社がスポンサー企業となっております。県土整備部所管は1カ所でございます。

○横田委員 霧島は、アルファベット、ローマ字で書いてありますよね。あれは、何かそういう制約があるんでしょうか。何でかという、このネーミングライツに応募する人は、やはり自分のところの宣伝をしたいという思いだと思うんです。ローマ字で「KIRISHIMA」って書いてあって、頭に入るのに5秒か10秒ぐらいかかるんです。焼酎瓶に書いてある「霧島」がそのまま載ってたら、もう0.何秒で頭にぴんと来る。やっぱりあれは間違いじゃなかったかなと、今、思うんですけど、何かそういう制限があるかどうかを教えてください。

○森山都市計画課長 運動公園は、アルファベットで「KIRISHIMA」としておりますけれども、こういったデザインにつきましては、スポンサーの考え、デザイン、提案によりまして決めております。

また、実際のを見ますと、ちょっと霧島の絵

が書いて「KIRISHIMA」と書いてあるかと思しますので、ぱっと見るとやはりわかるかなと思います。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。ないですか。

これは質問じゃなくて、お願いなんですけれども、今度、沿道修景美化の施行について変更していくということなんです、都城に霧島公園線というのがありまして、庄内の道路のところで、先日、植栽の剪定をしていただいたんです。というのも、道路が2車線通ってて、歩道が少しあるんですが、これが大体車椅子が1台ぐらい通れるところしかなくて、あそこも沿道修景に指定されてるわけなんですけれども、そのすぐ横に植栽がされているんです。これが伸びてくると、要するに通れなくなってしまいます。非常に見た目も大事だと思うんですけども、やっぱりそこに住まわれる方々の利便性、ましてや通学路にもなってますから、そういったところにも十分配慮したようなものにしてほしいなということがあります。

また、早鈴のほうも、ずっと道路沿いに植木が植えてあるんですけども、新しく農協の支所が移転されるみたいなんです、そこから出入りするときに、木が植えてあれば、横が見えないんです。となると、じゃあ、向かい側に1本50万ぐらいするようなカーブミラーをつけるか。そういったような箇所も出てくると思いますので、利便性、安全性なりを本当に考慮したものに变更していただきたい。また、そういう地域からの声によく耳を傾けていただるように、私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○横田委員 済みません。今のでちょっと思い

出しました。私もちょっと相談を受けたんですけど、国道があつて、歩道があつて、その間にツツジとかがずっと植えてあるんです。すると、例えば自転車で歩道を行くときに、夜、対向車のヘッドライトがまぶしいもんだから、路面が全然見えならしいんです。当然、路面はツツジの陰になりますので、だから何か落ちててもわからなくて、乗り上げて転倒してしまうとか、そういう相談があつたんです。だから、そこらあたりも気をつけながら、植栽のあり方を考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 そのほかで何かありませんか。よろしいですか。

○佐野管理課長 済みません。議案の関係で、高橋委員のほうから御質問がありました、建設業の平均的な給与の話なんですけど、厚生労働省の勤労統計調査というのがありまして、平成26年の平均というデータがございます。それによりますと、建設業が29万108円という形になっております。参考までに、例えば、製造業におきましては25万6,875円、それから運輸・郵便業になりますと26万3,254円ということで、建設業がこの2つに比べますと少し高くなっております。また、調査産業の計の平均ということで、全産業という形になると思いますが、それでいきますと、25万3,499円という形になっております。

ただ、この中には、パートタイマーの方々の給与も入ってるというデータでございます。月額でございます。

○函師県土整備部長 申しわけございません。

先ほど、一ツ葉有料道路に関する答弁の中で、法律上の話がございました。私の認識もちょっと不十分なところがございました。法律上は、料金徴収期間の変更、延伸、これは、制度上は可能になっているようです。その辺を含めて、しっかりと研究してまいりたいと思っております。

○二見委員長 では、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時55分再開

○二見委員長 委員会を再開します。

ここで、皆様にお伺ひします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、24日に行いたいと思ひます。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。

午前11時56分散会

平成27年9月24日(木曜日)

午後1時27分再開

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	河野哲也
委員		蓬原正三
委員		横田照夫
委員		松村悟郎
委員		野崎幸士
委員		高橋透
委員		西村賢

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

総務課主幹	河野剛
議事課主任主事	沼口恭一郎

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。特にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決に移ります。議案第1号につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意

見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時30分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

では、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時35分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

10月29日木曜日の閉会中の委員会については、今の協議内容を受けましての内容で御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時35分閉会